

ジェトロ対日投資報告

JETRO Invest Japan Report

2020



はじめに 理事長メッセージ

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっており、経済・社会のあらゆる面に影響を及ぼしています。経済の落ち込みや国際的なヒトの移動の制限などをうけ、世界の対内直接投資の記録的な落ち込みが予測されるなど、未曾有の感染症により企業のビジネス活動に大きな影響がみられ、日本国内でも外資系企業が日本企業かにかかわらず、多くの企業からビジネスへの影響が報告されています。

日本は他国・地域と比べ新型コロナの感染者・死者数とも抑えられており、感染対策の成功国の一つとして捉えられています。経済への影響に対しても、日本政府は二度にわたって補正予算を編成し、国内事業者や国民の生活を保護するため、史上最大規模の経済政策を実行しました。政府は5月下旬以降、経済活動を徐々に引き上げ、新型コロナと共生しながら、経済回復を目指しています。日本市場では事業者や消費者において様々な変容が見られました。

コロナ禍の影響やデジタル化の加速により、世界は急速に大きく変わりつつあります。その中で日本は、世界の有望な企業や優秀な人材が集まり、国際社会に向けて新しい価値を生み出す拠点としての立ち位置の確立を目指さなくてはなりません。日本における新しい価値の創出は、国内社会・経済の競争力を高めると同時に、国内外の社会課題の解決に貢献することでしょう。既にコロナ危機以前より、ジェトロが支援する企業の中には、デジタル社会を牽引する先端技術やビジネスモデルを持つ企業、あるいは観光資源や大学の存在などの地域特有のリソースに着目して日本に進出する企業が多数見受けられました。今後より一層、これらイノベーション創出あるいは地域経済活性化に資する企業の日本での活躍が期待されます。

ヒトとの接触機会を減らすため、国内の多くの企業で在宅勤務によるテレワークが導入され、その継続的な活用が期待されるほか、消費行動をみても、オンラインショッピングの拡大やキャッシュレス決済利用の増加がみられました。これらの変化にみられる「新たな日常」への対応が新たなビジネスを萌芽させており、外国企業にとってのビジネスチャンスと言えるでしょう。

ジェトロもまたコロナ禍を受け、外国・外資系企業への支援を強化しています。情報発信機能の強化の一環として、新型コロナに関する政府施策を取りまとめた情報ポータルを新設したほか、変容する日本市場に関するオンラインセミナーを開催しました。また、外資系企業に寄り添って支援を行う「パーソナル・アドバイザー」を置き、感染症の影響を受ける企業それぞれの課題解決に努めています。外国企業誘致に積極的な地方自治体に対してもオンラインによる各種支援を継続しております。

本報告書は、日本の対内直接投資動向、政府によるビジネス環境整備や感染症対策のための関連施策、日本市場の変容、そしてジェトロの活動報告と、一冊で対日投資の現状を俯瞰することを目指しています。本報告書が新たな時代を迎える日本市場を目指す外国・外資系企業の皆様の事業展開やその戦略策定、あるいは企業誘致支援を行う皆様の一助となれば幸いです。



独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

理事長 佐々木 伸彦

CONTENTS

1	世界・日本のマクロ経済・対内直接投資動向	4
(1)	世界・日本のマクロ経済動向	4
	＜コラム：各国際機関の経済見通し＞	
(2)	世界・日本の直接投資動向	7
	①世界の対内直接投資動向	
	②世界の対外直接投資動向	
	③対日直接投資動向	
	1)対日直接投資	
	2)対日直接投資残高	
2	日本のビジネス環境と外資系企業	16
(1)	日本のビジネス環境評価	16
(2)	ビジネス環境の向上に向けて	19
	①国内都市機能の強化	
	②国内のイノベーション促進のための取り組み	
	③デジタル化の深化への政府の対応	
	＜コラム：改正外為法により事前届出免除制度が導入＞	
(3)	外資系企業による日本のビジネス環境の見方	26
	①日本に所在する外資系企業	
	②外資系企業の最新動向	
3	新型コロナが日本市場にもたらした変化とビジネス機会	30
(1)	新型コロナによる世界・日本への影響	30
	①新型コロナによる世界への影響	
	②新型コロナによる日本への影響	
(2)	新型コロナが日本市場にもたらした変化とビジネス機会	34
	①日本国内の事業者における変化	
	②日本国内の消費者における変化	
	＜コラム：コロナ禍における地方公共団体の官民連携の取り組み＞	
(3)	新型コロナを経た今後の日本市場	41
4	ジェトロの対日投資促進事業	42
(1)	ジェトロによる外国企業支援実績	42
(2)	ジェトロによる対日直接投資支援	44
	①ジェトロの支援内容	
	1)ジェトロによる情報発信	
	2)外国企業に寄り添った個別支援体制	
	3)地域への対日投資誘致支援	
	4)ビジネス環境改善のための政府への働きかけ	
	②コロナ禍におけるジェトロ支援	
	資料編	48

基準時点：特記しない限り、本報告の記述は2020年10月末時点のものである。

1 世界・日本のマクロ経済・対内直接投資動向

(1) 世界・日本のマクロ経済動向

■新型コロナにより落ち込みが予想される世界経済

国際通貨基金（IMF）は、2020年10月に世界経済見通しを公表した（図表1-1）。2019年の世界の実質GDP成長率は2.8%とされ、2010年以降で最も低かった。米中間の貿易摩擦や英国のEU離脱など、世界経済・社会の不確実性が経済成長を鈍化させる形となった。

2020年の経済成長率は、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の感染拡大に伴う影響により、世界全体でマイナス4.4%と予測された。世界全体でマイナス成長となるのは2009年（マイナス0.1%）以来、初めてとなった。先進国・地域の経済成長率はマイナス5.8%、新興国・地域はマイナス3.3%とされた。先進国・地域のマイナス成長は2009年（マイナス3.3%）以来、新興国・地域のマイナス成長は、IMFのデータで遡及可能な1980年以降で初となった。2020年10月に発表された2020年の世界全体の経済成長率は、中国や欧米などにおける予測を上回る第2四半期の経済活動を受け、前回（2020年6月）の経済見直しから上方修正された。

IMFは予測の中で、依然として世界経済の見直しには大きな不確実性が伴うと強調する。成長率の上振れを引き起こす要因として、早期の感染拡大の落ち着きやワクチンの普及のほか、現在の予測を上回る経済活動がみられる可能性や、各国・地域政府による更なる経済支援策の導入などが挙げられる。他方、主要な下振

れリスクとしては、更なる感染拡大やワクチン普及の遅れによる経済活動の停滞の長期化が挙げられる。特定の地域における感染拡大であっても、外需の低迷により影響は広範に及ぶ可能性もある。このほか、米中貿易摩擦や2021年以降の英国EU間の貿易関係といった世界貿易における不透明性など、様々なリスクが世界経済に負の影響を及ぼし得る要因として考えられる。

新型コロナによる不確実性が経済に与える影響に鑑み、IMFは2020年10月の世界経済見直しにて、上記の経済成長率をベースシナリオとしつつ、この他に2つの代替シナリオを想定する（図表1-2）。ベースシナリオでは、現行のソーシャルディスタンスなどの感染防止策が2021年も続けられるものの、2022年末までにはワクチンの普及や治療の改善などが進み、世界各地で感染レベルが下がると想定する。他方、下方シナリオでは、2020年後半の新型コロナの感染拡大抑制が進まず、経済への負の影響が強くなるほか、ワクチン開発や治療の進展がベースシナリオよりも遅れることを想定する。経済活動の低下が長引くことにより、生産資本や雇用など、中長期的な影響につながり得る経済の供給面へのより大きな影響も懸念される。IMFは下方シナリオにて、2020年の経済成長率がベースシナリオから0.8%ポイント、2021年の経済成長率は2.9%ポイント低くなると予測する。

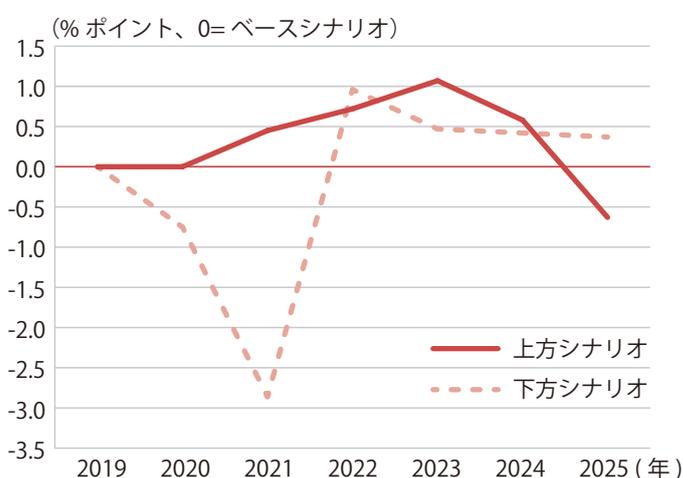
2つ目のシナリオは上方シナリオで、新型コロナの抑え込みなどがベースシナリオよりも順調に進むことを想定する。治療の進展により感染症に対する恐怖感が和らぐほか、ワクチン開発への投資や開発における連携などにより、ワクチンがベースシナリオよりも

図表 1-1 世界経済見直し

国・地域	2018年	2019年	2020年	2021年
世界	3.5	2.8	-4.4	5.2
先進国・地域	2.2	1.7	-5.8	3.9
米国	3.0	2.2	-4.3	3.1
日本	0.3	0.7	-5.3	2.3
英国	1.3	1.5	-9.8	5.9
ユーロ圏	1.8	1.3	-8.3	5.2
ドイツ	1.3	0.6	-6.0	4.2
新興国・地域	4.5	3.7	-3.3	6.0
アジア	6.3	5.5	-1.7	8.0
中国	6.8	6.1	1.9	8.2
インド	6.1	4.2	-10.3	8.8
ASEAN5	5.3	4.9	-3.4	6.2
中南米	1.1	0.0	-8.1	3.6
中東・中央アジア	2.1	1.4	-4.1	3.0
サブサハラ諸国	3.3	3.2	-3.0	3.1

〔注〕①各地域の分類は、出所データに準拠する。②斜体は予測値を示す。
〔出所〕「世界経済見直し」(IMF) (2020年10月) から作成

図表 1-2 世界経済見通しのシナリオ



〔出所〕「世界経済見直し」(IMF) (2020年10月) から作成

早期に、広範にわたって供給されると想定する。新型コロナへの対処や恐怖感の改善により、経済への信頼感が強まり消費が進むほか、経済活動の早期の回復により、企業の倒産や失業者の増加などをベースシナリオよりも抑えることができると予測する。上方シナリオでは、2021年の経済成長率がベースシナリオから0.5%ポイント、2023年には1.1%ポイント高くなると見込まれる。

それぞれ独自に世界経済の見通しを発表する経済協力開発機構(OECD)と世界銀行も、新型コロナの感染拡大に伴う不確実性を見込み、様々なシナリオを想定する(コラム:各国国際機関の経済見通し)。いずれの見通しにおいても、世界経済は2020年にマイナス成長となり、2021年から回復がみられると予測された。また、いずれの見通しでも、各国・地域における新型コロナの感染拡大の抑え込みが、経済への影響、および今後の経済回復の力ギを握るとする。

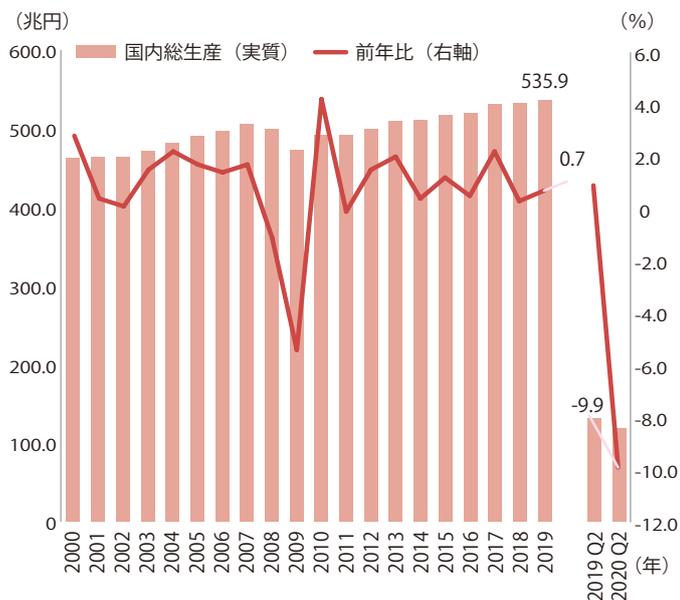
今回の経済の落ち込みは、2008年から2009年の金融危機などと異なり、新型感染症の拡大という経済分野の外部要因に端を発する。今後も、同外部要因の動向が経済に大きな影響を与えることから、ワクチンの開発や必要となる医療機器の生産などを初め、世界全体での感染症対策が重要とされる。

■日本経済は8年連続で拡大も2020年はマイナス成長の見込み

内閣府によると、2019年の日本の実質GDP成長率は0.7%で、GDPは535.9兆円だった(図表1-3)。成長率は2011年にマイナス0.1%となって以降、8年連続でプラスとなった。

GDPの需要項目別にみると、民間最終消費支出の割合が55.8%と最大で、政府最終消費支出が同20.4%で続く(図表1-4)。2019年の成長率を項目別にみると、民間支出は0.1%

図表 1-3 日本の GDP の推移



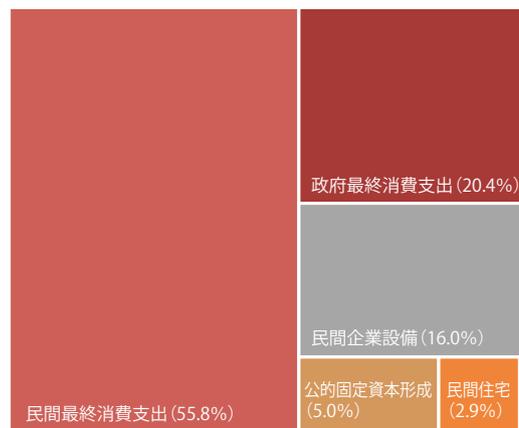
(出所) 内閣府 (2020年9月16日時点) から作成

とほぼ横ばいだった一方、政府支出は1.9%だった。寄与率で見ると政府支出の成長は、GDP全体の成長率(0.7%)の半分以上を担い、2019年のGDP成長の最大要因となった。

足元の経済動向をみると、2020年第1四半期の成長率は前期(2019年第4四半期)比でマイナス0.6%、第2四半期は更にマイナス7.9%だった(図表1-5)。国内での新型コロナの感染拡大や、封じ込めのための政府による緊急事態宣言の発令、入国制限などの影響を大きく受けた(新型コロナによる日本経済・市場への影響の詳細は第3章(1)「新型コロナによる世界・日本への影響」を参照)。GDPの要素別に成長率をみると、最大の要素である民間消費が2020年第1四半期にマイナス0.7%、第2四半期に更にマイナス7.9%となっており、成長率を押し下げる。

2019年の同期と比較すると、2020年の第2四半期のGDP成長率はマイナス9.9%だった。上述のIMFの世界経済見通しによると、日本の2020年のGDP成長率はマイナス5.3%と予測されている。2011年以降続いていた経済の拡大傾向は、新型コロナの感染拡大などに伴い、2020年に一旦歯止めがかかると予測される。

図表 1-4 日本の GDP の内訳



(出所) 内閣府 (2020年9月16日時点) から作成

図表 1-5 直近数年の日本の GDP の推移 (前期比)



(出所) 内閣府 (2020年9月16日時点) から作成

各国際機関の経済見通し

COLUMN

IMFのほか、OECD や世界銀行も独自に世界経済の見通しを発表する。新型コロナに伴う経済の不確実性に鑑み、各機関は様々なシナリオに沿って経済見通しの想定を行っている。OECD は2020年9月に中間経済見通しを発表し、2020年の世界の経済成長率はマイナス4.5%、2021年は5.0%とした。同見通しでは、今後も新型コロナの感染は地域的に発生が想定されるものの、その感染は限定的な地域に留められ、全国的な都市封鎖などは行われないと予測する。また、ワクチンが広く普及するのは2021年後半と想定している。

OECD は今後の経済は各国・地域の新型コロナの感染状況や政策などに左右されるとしており、上記のシナリオに加え、上方シナリオと下方シナリオの想定も行っている。上方シナリオでは、各地の新型コロナの感染拡大が抑えられ、消費者や企業の消費、投資がベースシナリオの想定以上に拡大することでより経済回復が進むと想定する。上方シナリオでは、2021年末時点のGDP成長率はベースシナリオの5.0%から7.1%まで上昇すると予測される。他方、下方シナリオでは感染の拡大やその長期化が、経済の不確実性を増大させ、負の影響を世界経済にもたらすと想定される。OECD は下方シナリオにて、2021年末のGDP成長率は2.2%に押し下げられると予測する。

世界銀行は2020年6月に発表した世界経済見通しにて、ベースとなるシナリオ、下方シナリオ、上方シナリオの3つのシナリオを想定する。これらのシナリオもOECD などと同様に、新型コロナの感染拡大の抑え込みの時期により、金融や物品市場、政策対応の効用に異なる影響が出ると想定する。

ベースシナリオでは、先進国の感染拡大は2020年第2四

半期までに落ち着くものの、第3四半期まで、感染拡大防止策が各国・地域で採られると想定した。また、新興国・地域の感染ピークは先進国・地域より遅れて発生すると見込む。金融市場の変動や、油価の下落は第2四半期を底として、社会・経済活動の再開に伴って回復すると見込む。ベースシナリオでは2020年の世界全体のGDP成長率がマイナス5.2%、2021年は4.2%になると見込む。

下方シナリオは、感染拡大防止のためのロックダウンなどの継続や再導入が第3四半期まで続く想定した。これにより、国際貿易や各国・地域の生産・消費などは、ベースシナリオよりも大きな影響を受けると見込まれている。世界銀行は、同シナリオにて、世界全体の2020年のGDP成長率がベースシナリオを2.6ポイント下回り、マイナス7.8%になると予測する。

上方シナリオは、感染拡大のみならず、感染防止の各対策の大半も2020年第2四半期までに解除されると想定した。貿易やヒトの移動の制限などが解除されるほか、各国・地域の政策が奏功することで、経済が急速に回復すると仮定する。しかし本シナリオでも、2020年の世界全体の経済成長率はマイナス3.7%に落ち込むと見込まれる。

各国際機関の経済見通しをみると、2020年の世界経済のマイナス成長は避けがたいものの、新型コロナの感染の程度により、世界経済への影響の度合いは大きく異なる。中長期を見据えた投資計画を考える上では、それぞれのシナリオで想定されるリスクを考慮に入れながら、今後の世界経済や社会を見据えた戦略の構築が求められる。

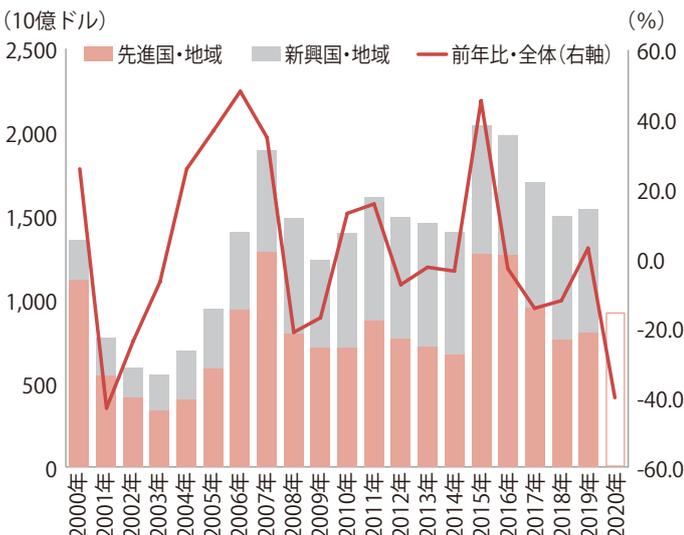
(2) 世界・日本の直接投資動向

① 世界の対内直接投資動向

■ 2019年の世界の対内直接投資額は4年ぶりに増加

国際連合貿易開発会議（UNCTAD）によると、2019年の世界の対内直接投資（ネット、フロー、以下、対内直接投資額）は前年比3.0%増の1.5兆ドルだった（図表1-6）。世界全体でみると

図表1-6 世界の対内直接投資額



〔注〕① 2020年の見通しは30～40%減と予測されている。図表は40%減の場合を想定。②先進国・地域の地域区分はUNCTADの区分に準拠する。新興国・地域は、全体から先進国・地域を差し引いて算出。

〔出所〕「World Investment Report 2020」(UNCTAD)から作成

図表1-7 世界の対内直接投資額および伸び率

(10億ドル、%)

地域	2017年		2018年		2019年	
	フロー	前年比	フロー	前年比	フロー	前年比
世界	1,700	-14.3	1,495	-12.1	1,540	3.0
先進国・地域	950	-24.9	761	-19.9	800	5.1
欧州	570	-15.6	364	-36.2	429	18.0
北米	304	-40.2	297	-2.2	297	-0.2
新興国・地域	750	4.5	734	-2.2	740	0.8
アフリカ	42	-9.8	51	21.8	45	-10.3
アジア	502	7.2	499	-0.7	474	-4.9
中南米	156	14.3	149	-4.7	164	10.3

〔注〕先進国の地域区分はUNCTADの区分に準拠する。新興国・地域は全体から先進国・地域を差し引いて算出。〔出所〕「World Investment Report 2020」(UNCTAD)から作成

図表1-8 2019年対内直接投資額受け入れ上位10カ国・地域

(10億ドル、%)

2019年順位	順位変動	受け入れ国・地域	2017年	2018年	2019年	2019年	
						前年比	割合
1	→	米国	277	254	246	-2.9	16.0
2	→	中国	136	138	141	2.1	9.2
3	↗	シンガポール	84	80	92	15.5	6.0
4	↘	オランダ	60	114	84	-26.3	5.5
5	↗	アイルランド	53	-28	78	-	5.1
6	↗	ブラジル	67	60	72	20.4	4.7
7	↘	香港	111	104	68	-34.4	4.4
8	→	英国	101	65	59	-9.4	3.8
9	↗	インド	40	42	51	19.9	3.3
10	↗	カナダ	27	43	50	15.8	3.3
22	↗	日本	11	10	15	47.6	0.9
-	-	世界計	1,700	1,495	1,540	3.0	100.0

〔注〕世界計および順位はカリブ地域の金融センター諸国・地域を除いた順位。〔出所〕「World Investment Report 2020」(UNCTAD)から作成

2015年以来、4年ぶりの増加となったが、最高額となった2015年(2.0兆ドル)と比較すると、金額は4分の3程度にとどまる。

直接投資の受入れ額を先進国・地域(以下、先進国)、新興国・地域(以下、新興国)に分けてみると、2019年は先進国への投資が全体の52.0%、途上国への投資が同48.0%となった。2019年は先進国への投資額の増加がみられたことにより、新興国の割合は2018年(同年全体の49.1%)から減少したが、引き続き5割程度を占めた。

2019年の先進国の対内直接投資額の増加は、前年に先進各国・地域から本国に海外留保を本国送金した米国企業の傾向が弱まったことに起因する。地域別にみると、米国の投資を多く受ける欧州は、前年比18.0%増の4,300億ドルとなった(図表1-7)。新興国の中で直接投資の受け入れ額が大きいアジアは、前年比4.9%減の4,700億ドルだった。主要投資受け入れ地域である香港が前年比34.4%減となったことが、減額の大きな要因となった。

2019年の対内直接投資額を受け入れ国別にみると、米国が2,500億ドルで引き続き最多だった(図表1-8)。ただ、米国への投資額は前年比2.9%減で、2017年以降、3年連続で前年比減となった。投資額は、最高額となった2016年(4,700億ドル)と比較すると、約半分にとどまる。米国に次いで、中国(1,400億ドル、前年比2.1%増)、シンガポール(920億ドル、同15.5%増)とアジア諸国が続いた。中国への投資は前年比増となり、最高額を更新した。同国では外資受け入れのための規制緩和を進めており、対象となったサービス業で投資の増加がみられたほか、日本や欧米企業を中心とした製造業の企業による投資もみられた。

■ 2019年のグリーンフィールド投資件数は堅調に推移も

2020年は前年比減の傾向

2019年の世界のグリーンフィールド投資件数は前年比0.1%増の16,762件だった(図表1-9)。2020年8月までの同年の件数は6,911件で、前年同期比40.2%減となっている。

2019年のグリーンフィールド投資件数を投資元国別にみると、米国が3,645件で最多で、英国(1,583件)、ドイツ(1,460件)と続いた。投資元上位5カ国の合計は全体の50.5%と半数以上を占める。他方、投資先国別にみると、米国が1,912件、英国が1,330件、ドイツが1,150件などであった。投資先上位5カ国の合計は全体の35.2%、上位10カ国は同50.9%となった。

図表1-9 世界のグリーンフィールド投資件数の推移



(出所) fDi Markets (2020年10月1日時点) から作成

■ 世界のM&A件数は6年連続で1万件超に

2019年の世界のM&A件数は前年比8.3%減の11,039件となった(図表1-10)。件数は2年連続で減少したものの、2014年以降6年連続で1万件を超えている。2019年の投資件数を最終買収国・地域別にみると、米国が2,275件で全体の20.6%を占めて最多だった。英国が1,125件(全体の

図表1-10 世界のM&A投資件数の推移



(出所) 「Thomson One」(2020年10月1日時点) から作成

10.2%)、日本が708件(同6.4%)で続く。

2019年のM&Aのうち金額のわかる投資案件をみると、総額は前年比23.6%減の9,900億ドルだった(図表1-11)。M&Aによる投資金額は2015年から1兆ドルを超えていたが、5年ぶりにその水準を下回った。最終買収国・地域別に投資金額をみると、米国が1,900億ドル(全体の19.6%)で最も多く、日本が1,300億ドル(同13.2%)で続いた。

2020年9月までの同年のM&Aをみると、件数は6,493件で前年比20.5%減、金額は5,800億ドルで前年比22.5%減と、件数、金額ともに前年同期と比較して20%以上減少している。

図表1-11 世界のM&A投資金額の推移

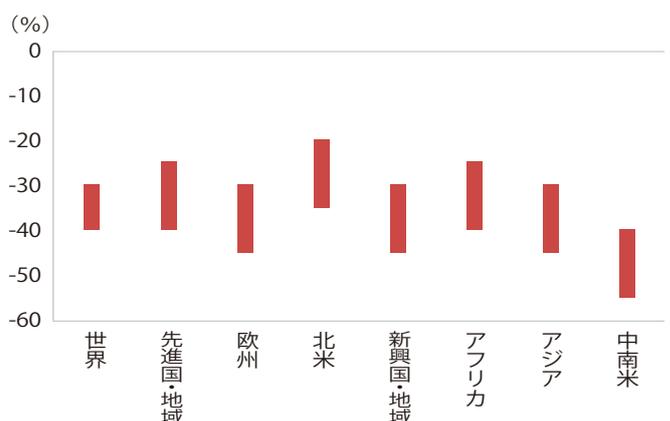


(出所) 「Thomson One」(2020年10月1日時点) から作成

■ 2020年に前年比40%減が見込まれる世界の対内直接投資

UNCTADは、2020年の世界の対内直接投資額は新型コロナ感染拡大の経済への影響をうけ、世界全体で前年比30~40%減、2021年は更に同5~10%減になると予測する。2020年に世界全体の対内直接投資額の前年比が40%減となれば、比較可能な1970年以降で2001年の前年比43.0%減に次いで大きな減少となる(図表1-12)。

図表1-12 2020年の対内直接投資額伸び率(予測)



(注) 地域区分はUNCTADに準拠する。

(出所) 「World Investment Report 2020」(UNCTAD) から作成

対内直接投資統計は、株式資本、収益の再投資、負債性資本の3つの資本形態で構成されており、2020年にはこのうち株式資本と収益の再投資で落ち込みが予測される（各資本形態の定義はP.10を参照）。株式資本は、企業によるM&Aやグリーンフィールド投資などが含まれる。先述のとおり、新型コロナの影響により2020年の投資件数や金額は前年同期比減となっており、減少が予測される。

また、外資系企業の内部留保を指す収益の再投資は、多国籍企業の売上減少により減少が見込まれる。UNCTADが動向を追う多国籍企業5,000社は、2020年2月から5月までに売上予測を平均36%下方修正した。特に宿泊・飲食業（94%減）、輸送・倉庫業（63%減）、輸送機械機器製造（50%減）などで売上が50%以上、下方修正されており、これらの業種を中心に収益の再投資の落ち込みが予測される。

UNCTADは、2021年に世界の対内直接投資額が更に前年比5～10%減になると見込んでおり、投資額が増加に転ずるのは2022年以降とする。UNCTADは、短期的には昨今増加がみられる外国資本に対する投資審査の運用やその影響、中長期的には新型コロナを踏まえた各企業の海外事業展開の見直しなどにより、対内直接投資額の伸びは将来的に鈍化する可能性が高いと予測する。

② 世界の対外直接投資動向

■ 2年連続で日本が最大の出資国に

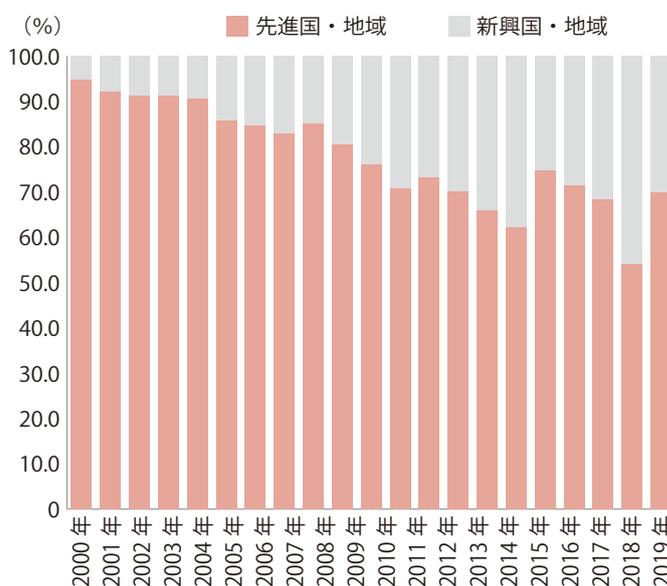
2019年の世界の対外直接投資（ネット、フロー。以下、対外直接投資額）を地域別にみると、先進国・地域が69.8%、新興国・地域が30.2%となった（図表1-13）。新興国による投資の割合は2018年に45.9%まで上昇したが、2019年は同割合が大きく低下した。

2019年の対外直接投資額の出資国・地域の上位をみると、日本が2,300億ドル（前年比58.3%増）と最高額を更新し、2年連続で最大の出資国となった（図表1-14）。武田製薬によるシャ

イアの買収など、欧米向けのM&Aの増加を背景に、日本からの投資が大きく伸びた。前年に対外直接投資額がマイナスとなった米国は、2019年の投資額が1,200億ドル（1,250億ドル）となり、日本に次いで大きな出資国となった。

新興国からの投資の増加を牽引してきた中国は、1,200億ドル（1,170億ドル）で前年の2位から4位に順位を落とした。前年比は18.1%減で、3年連続前年比減となった。対外直接投資額も、最高額を記録した2016年の2,000億ドルから約4割減となった。各国・地域が進める投資審査制度の導入などの影響を受け、特にM&Aの減少が顕著である。新興国の中で中国に次いで対外投資の大きい香港は、2019年の投資が600億ドルで、前年比27.9%減と大きく減少した。

図表 1-13 対外直接投資額における地域別の割合



〔注〕先進国・地域の地域区分はUNCTADの区分に準拠する。新興国・地域は、全体から先進国・地域を差し引いて算出。

〔出所〕「World Investment Report 2020」（UNCTAD）から作成

図表 1-14 2019年対外直接投資額出資上位10カ国・地域

(10億ドル、%)

2019年順位	順位変動	出資国・地域	2017年	2018年	2019年	2019年	
						前年比	割合
1	→	日本	165	143	227	58.3	17.3
2	↗	米国	300	-91	125	-	9.5
3	↗	オランダ	47	-19	125	-	9.5
4	↘	中国	158	143	117	-18.1	8.9
5	→	ドイツ	104	79	99	25.2	7.5
6	↗	カナダ	78	50	77	53.6	5.8
7	↘	香港	87	82	59	-27.9	4.5
8	↘	フランス	36	106	39	-63.4	2.9
9	→	韓国	34	38	36	-7.0	2.7
10	↗	シンガポール	49	30	33	11.8	2.5
-	-	世界計	1,601	986	1,314	33.2	100.0

〔注〕世界計および順位はカリブ地域の金融センター諸国・地域を除いた順位。〔出所〕「World Investment Report 2020」（UNCTAD）から作成

③対日直接投資動向

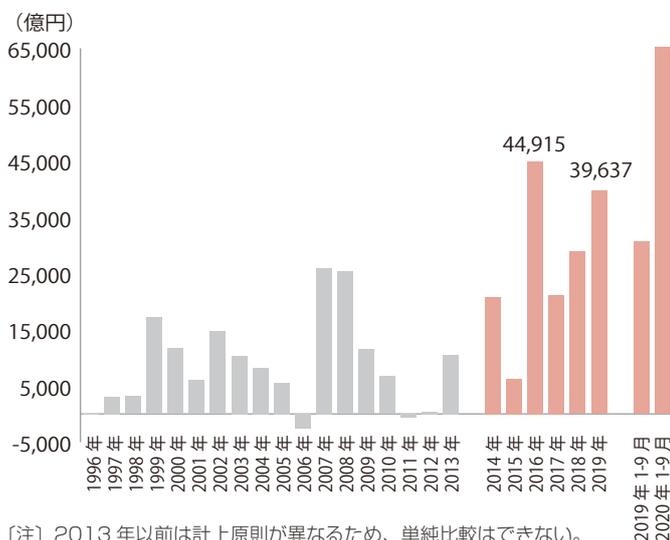
1) 対日直接投資

■ 2019年の対日直接投資額は過去2番目の規模に

2019年の日本の対内直接投資（ネット、フロー。以下、対日直接投資額）は前年比37.3%増の4.0兆円で、比較可能な2014年以降では2番目に大きかった（図表1-15）。

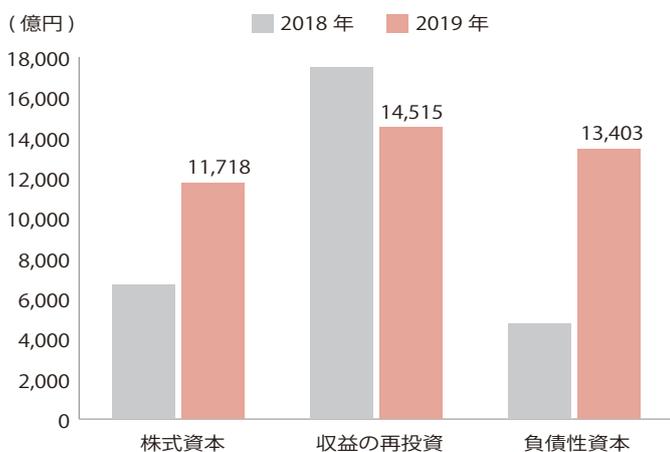
2019年の対日直接投資額を資本形態別にみると、2017年から3年連続で収益の再投資¹が最多となったが、金額は1.5兆円で、前年比16.9%減だった（図表1-16）。負債性資本²が1.3兆円で次に多く、2018年（0.5兆円）から2倍超の伸びとなった。2018年と比較して増加が顕著だったのが株式資本³だ。2019年の株式資本は前年比76.1%増の1.2兆円と、2014年以降で最多となり、初めて1兆円を超えた。

図表1-15 対日直接投資額推移



〔注〕2013年以前は計上原則が異なるため、単純比較はできない。
〔出所〕「国際収支統計」（財務省、日本銀行）から作成

図表1-16 対日直接投資額（資本形態別）



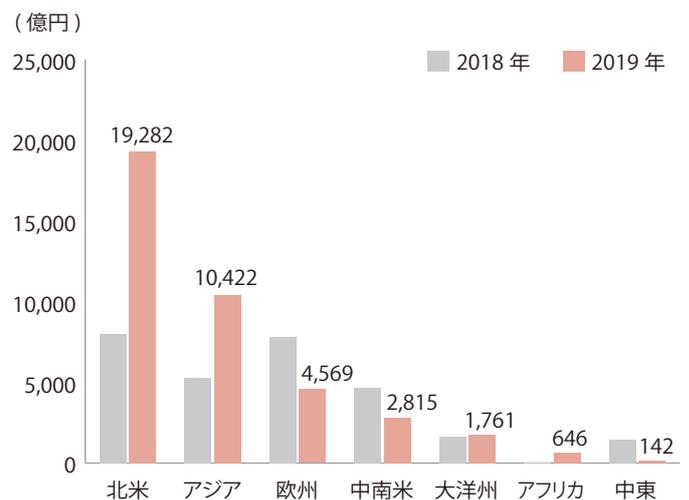
〔出所〕「国際収支統計」（財務省、日本銀行）から作成

株式資本は、日本への新たな投資や増資の傾向を表すとされる。実行金額が100億円以上の株式資本による投資案件を目的別にみると、2019年はM&A型の投資が8,200億円と前年（9,400億円）から微減となった⁴。他方、「事業拡張のための増資引き受け」は8,600億円と、2018年の914億円から大きく増加し、2016年の5,100億円を超えて過去最高となった。

■ 地域別では北米が最多

2019年の対日直接投資額を地域別にみると、北米からの投資が前年比140.4%増の1.9兆円で、全体の48.6%と最多となった（図表1-17）。2019年の米国からの投資は1.9兆円と前年比141.5%増で、引き続き最多となった（図表1-18）。同国だけで2019年の対日直接投資額全体の48.3%を占めてお

図表1-17 対日直接投資額（地域別）



〔出所〕「国際収支統計」（財務省、日本銀行）から作成

図表1-18 対日直接投資額（上位10カ国・地域）

2019年 順位	順位 変動	出資国 ・地域	2019年			2020年 1~9月(P)
			金額	割合	前年比	
1	→	米国	19,140	48.3	141.5	22,204
2	→	英国	3,122	7.9	-35.6	31,577
3	↗	香港	2,519	6.4	192.9	1,327
4	↗	シンガポール	2,141	5.4	-	3,410
5	↗	中国	2,090	5.3	135.9	170
6	↘	ケイマン諸島	1,445	3.6	-65.1	-1,214
7	↗	ルクセンブルク	1,387	3.5	-	-318
8	↘	フランス	1,370	3.5	-48.0	1,357
9	↘	タイ	1,135	2.9	-13.9	1,216
10	↗	台湾	1,114	2.8	170.4	763
-	-	全体	39,637	100.0	37.3	65,210

〔出所〕「国際収支統計」（財務省、日本銀行）から作成

¹「収益の再投資」は外国企業が出資する日本企業や在日子会社の未配分収益のうち、外国企業の出資比率に応じた取り分を計上した金額。
²「負債性資本」は資本関係のある企業間の資金貸借や債券の取得処分などを計上した金額。
³「株式資本」は外国企業による議決権ベースで10%以上の株式取得や、支店の持分およびその他の資本拠出金を計上した金額。
⁴日本銀行は株式資本による投資実行金額が100億円以上の案件を投資目的別に分類する。本統計は対日直接投資の株式投資実行額の全てを網羅はしてはならず、参考値として参照。
⁵業種別の対日投資統計は国・地域別の統計当計上原則が異なる。

り、次に大きかった英国（7.9%）以下を大きく引き離れた。同国は、対日 M&A およびグリーンフィールド投資の件数も引き続き最多（詳細は後述）であり、投資元として大きな役割を担う。地域別に次に投資額が大きかったのはアジアだ。2019年の同地域からの投資は前年比 98.1%増の 1.0 兆円で、全体に占める割合は 26.3%だった（図表 1-19）。同地域からの投資は、減少が続いていたが、3年ぶりに増加した。国別にみると、主要国・地域で投資額が増加している。特に、香港（2,500 億円、前年比 192.9%増）、中国（2,100 億円、同 135.9%増）、台湾（1,100 億円、同 170.4%増）の東アジア 3 カ国・地域の増加が著しかった。上記 3 カ国に韓国を足した東アジア諸国・地域の投資額は 6,600 億円で、全体の 16.6%に上った。

ASEAN 諸国全体の 2019 年の投資額は前年比 287.3%増の 3,800 億円で、東アジアと同様に 2018 年を大きく上回った。同地域の増加は、2018 年に引揚超過となっていたシンガポールからの投資が 2,100 億円まで回復したことに起因する。

図表 1-19 アジアからの対日直接投資額

(億円、%)

国・地域	2019 年	2019 年		2020 年 1~9月(P)
		割合	前年比	
香港	2,519	6.4	192.9	1,327
シンガポール	2,141	5.4	-	3,410
中国	2,090	5.3	135.9	170
タイ	1,135	2.9	-13.9	1,216
台湾	1,114	2.8	170.4	763
アジア	10,422	26.3	98.1	7,214
ASEAN	3,830	9.7	287.3	4,453

(出所)「国際収支統計」(財務省、日本銀行)から作成

2019 年の欧州からの投資額は前年比 41.7%減の 4,600 億円だった。欧州で最も投資額が多かった英国が 3,100 億円の前年比 35.6%減となるなど、主要国からの投資額が軒並み前年比減となった。

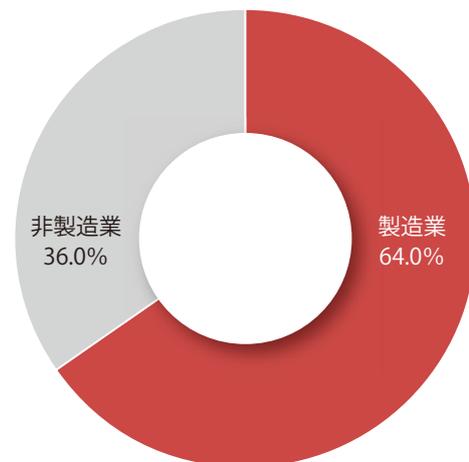
■業種別統計でみる対日直接投資額は 3 年ぶりに前年から増加

業種別の対日直接投資⁵をみると、2019 年は前年比 55.2%増の 1.6 兆円となった。業種別にみると、製造業が 1.0 兆円で全体の 64.0%、非製造業が 0.6 兆円で同 36.0%だった（図表 1-20）。

各業種をさらに詳細にみると、金融・保険業の投資額が前年比 41.8%増の 8,900 億円で、全体の 55.9%を占めて最多となった（図表 1-21）。国別では、米国が 7,900 億円と他を圧倒した。

電気機械器具は、前年比 29.3%減の 3,900 億円で、2 番目となった。地域別にみると、欧州が 3,100 億円と多く、フランス、英国などからの投資が比較的多い。

図表 1-20 対日直接投資額（業種別）



(出所)「国際収支統計」(財務省、日本銀行)から作成

図表 1-21 対日直接投資額（上位 10 業種）

(億円、%)

2019 年 順位	順位 変動	業種	2019 年		2020 年 Q1-Q2(P)
			前年比	前年比	
1	→	金融・保険業	8,875	41.8	3,955
2	→	電気機械器具	3,877	-29.3	1,968
3	↗	輸送機械器具	3,813	76.6	2,144
4	↘	化学・医薬	3,359	28.5	90
5	↗	サ・ビス業	1,289	3827.9	976
6	↗	食料品	610	556.8	4
7	↘	不動産業	349	-57.3	619
8	↗	建設業	267	-	-14
9	↘	運輸業	170	38.3	-37
10	↘	鉄・非鉄・金属	109	52.5	-4

(注) ①国・地域別の統計とは計上原則が異なる。②業種によっては引揚超過の業種がある。

(出所)「国際収支統計」(財務省、日本銀行)から作成

■ 2019年のグリーンフィールド投資件数は

前年から減少も高水準を維持

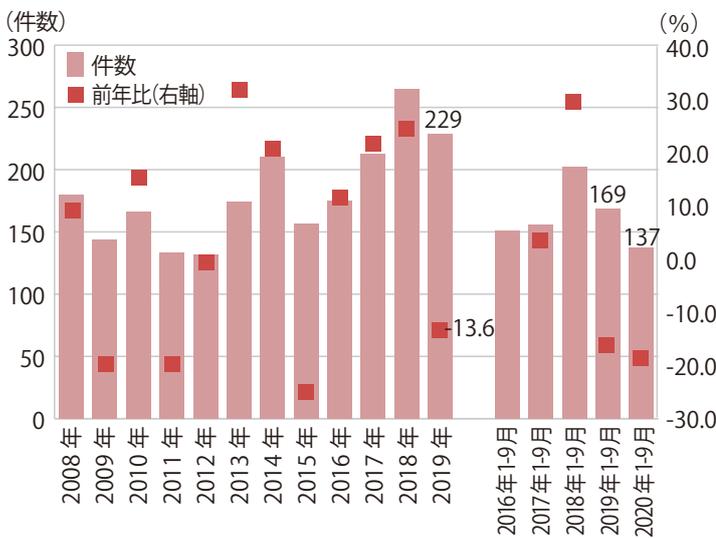
2019年の日本向けグリーンフィールド投資件数は前年比13.6%減の229件だった（図表1-22）。2003年以降で最多だった前年から件数は減少したものの、3年連続で200件を超えた。

投資案件を出資元の国別にみると、米国が87件で最多だった（図表1-23）。件数は前年から17.9%減だったものの、全体に占める割合は38.0%と、約4割に上った。米国に次いで、フランス（25件、前年比92.3%増）、英国（19件、同35.7%

増）、ドイツ（17件、同30.8%増）などからの投資案件が多い。上記の国に中国を含めた上位5カ国の投資案件数は、全体の約7割となる。

投資案件を出資元の業種別にみると、ソフトウェアが71件で最多だった（図表1-24）。件数は前年比6.6%減だったものの、割合は全体の30%以上を占める。業種別では、ビジネスサービス（23件、前年比15.0%増）、不動産（18件、同37.9%減）などが続く。上位5業種の投資案件数は140件で、全体の6割以上を占めた。

図表1-22 対日グリーンフィールド投資件数推移



〔出所〕 fDi Markets（2020年11月4日時点）から作成

図表1-23 対日グリーンフィールド投資件数（国・地域別）

（件数、%）

順位	順位変動	国	2019年		
			件数	割合	前年比
1	→	米国	87	38.0	-17.9
2	↗	フランス	25	10.9	92.3
3	→	英国	19	8.3	35.7
4	→	ドイツ	17	7.4	30.8
5	↗	中国	10	4.4	-16.7
-	-	全体	229	100.0	-13.6

〔出所〕 fDi Markets（2020年11月4日時点）から作成

図表1-24 対日グリーンフィールド投資件数（業種別）

（件数、%）

順位	順位変動	国	2019年		
			件数	割合	前年比
1	→	ソフトウェア	71	31.0	-6.6
2	↗	ビジネスサービス	23	10.0	15.0
3	↘	不動産	18	7.9	-37.9
4	↗	産業機械	14	6.1	16.7
5	↗	再生可能エネルギー	14	6.1	7.7
-	-	全体	229	100.0	-13.6

〔注〕業種区分は出所データベースの区分に基づく。

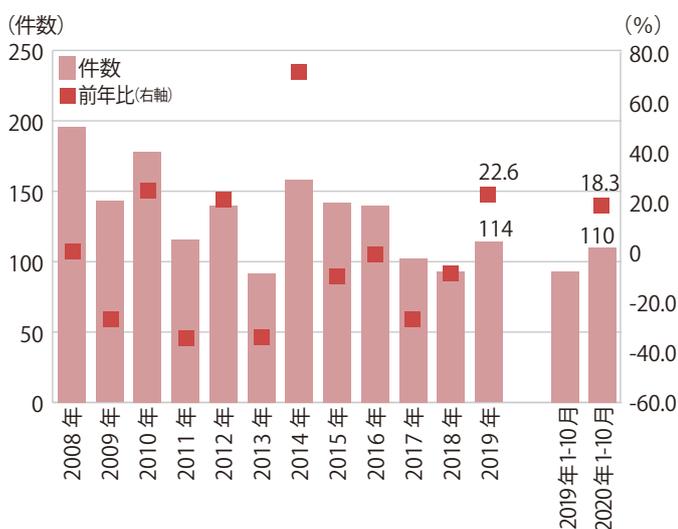
〔出所〕 fDi Markets（2020年11月4日時点）から作成

■ 2019年の対日M&Aは再び100件超に

2019年の日本向けM&Aをみると、件数は前年比22.6%増の114件で、2年ぶりに100件を超えた(図表1-25)。件数が前年比増となったのは2014年以来、5年ぶりとなったが、同年の件数(158件)と比較すると、2019年の件数は約7割程度にとどまる。投資元国別では、米国が31件と最多で、香港(19件)、中国(10件)などが続いた。

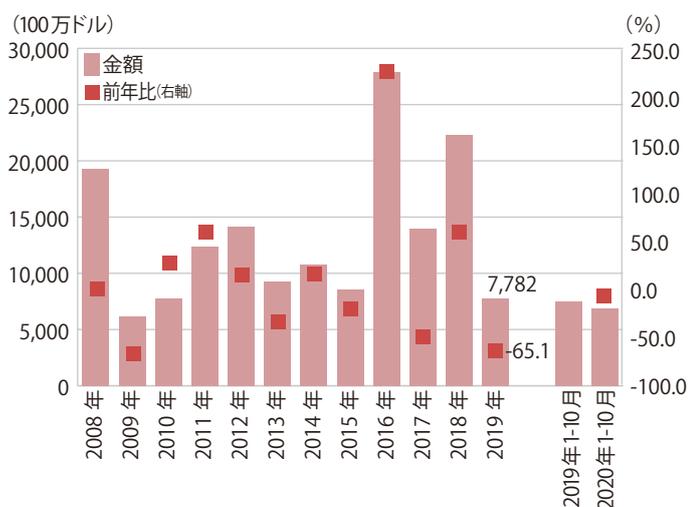
金額が公表されている投資案件の総額をみると、2019年は前年比65.1%減の78億ドルだった(図表1-26)。2018年は東芝メモリの買収などの大型案件により金額が増加していた。

図表 1-25 対日 M&A 投資件数推移



(出所) 「Thomson One」(2020年11月4日時点) から作成

図表 1-26 対日 M&A 投資金額推移



(出所) 「Thomson One」(2020年11月4日時点) から作成

■ 2020年の対日直接投資は引き続き注視が必要

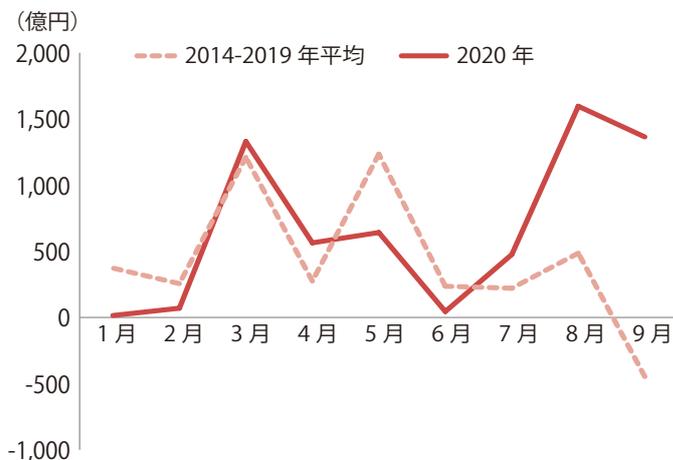
先述のとおり、UNCTADは2020年の世界の対内直接投資額は前年比30~40%減になると見込む。新型コロナによる世界全体の経済への影響を鑑みると、外国から日本への新規の投資と関連性の強い株式資本や外資系企業の内部留保にあたる収益の再投資は先行きが不透明であり、注視が必要である。

2020年9月までの対日直接投資額をみると、株式資本は6,100億円で、前年同期比は13.6%増で、比較可能な2014年から2019年の同期平均(3,800億円)と比較しても堅調に移っている(図表1-27)。他方2020年9月までのグリーンフィールド投資件数は137件で、直近数年を比較すると多少少ない。対日M&Aの投資件数をみると110件と前年同期から増加しているものの、金額は69億ドルで前年から7.3%減となっている。

また、日本国内企業をみると、上場企業の1,066社が売上の下方修正を行っている(2020年8月31日時点)ほか、ジェットロによる外資系企業を対象としたアンケート調査では、回答した在外資系企業の79.8%が、2020年7月時点で前年同期と比較して売上が減少したと回答している。今後の在外資系企業の業績によっては、収益の再投資に影響が出る可能性がある。

他方、上記のジェットロのアンケート調査では、多くの企業が引き続き日本市場の規模やその成長性に大きな期待を寄せていることがわかった。新型コロナの感染拡大の収束、各国・地域の社会経済活動の増加に伴い、再び外国企業による日本への投資が進むことが期待される。

図表 1-27 対日直接投資額(株式資本)



(出所) 「国際収支統計」(財務省、日本銀行) から作成

2) 対日直接投資残高

■ 2019 年末の対日直接投資残高は 33.9 兆円まで増加

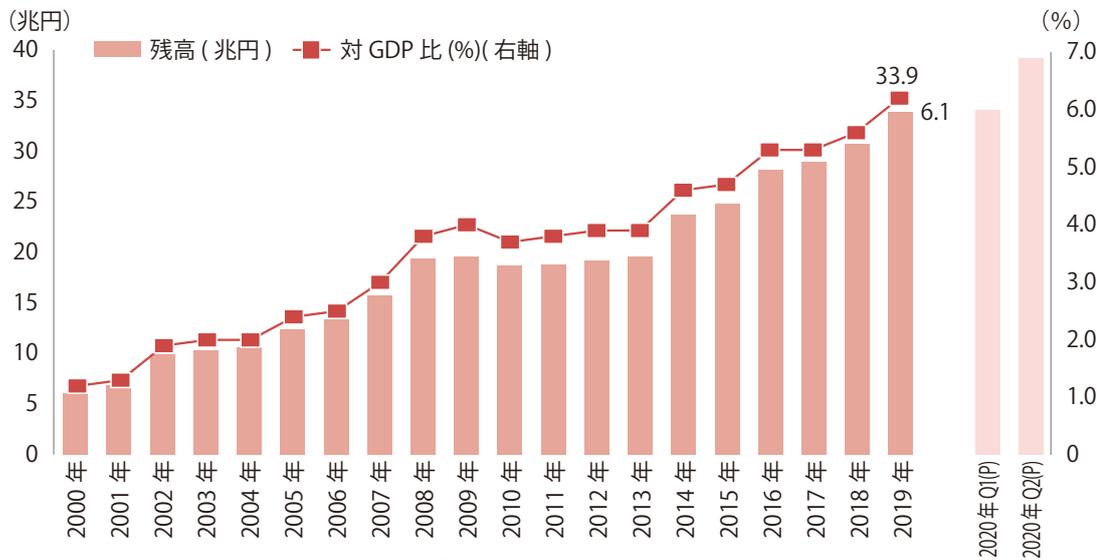
2019 年末の対日直接投資残高は、前年比 10.4%増の 33.9 兆円で、最高額を更新した（図表 1-28）。残高の対 GDP 比は前年の 5.6%から 6.1%まで増加し、初めて 6%を超えた。2019 年末の残高を資本形態別にみると、株式資本が 54.7%で最も多く、収益の再投資が 23.0%、負債性資本が 22.3%と続く。

残高を地域別にみると、欧州が 43.4%と最多で、北米（24.1%）、アジア（22.1%）などと続く（図表 1-29）。欧州

は引き続き最大であるが、前年（50.2%）から割合が低下した。他方、2019 年のフローが好調だった北米（2018 年末は全体の 21.4%）やアジア（同 19.0%）は割合が増加した。アジアの残高は、初めて全体の 2 割を超えた。

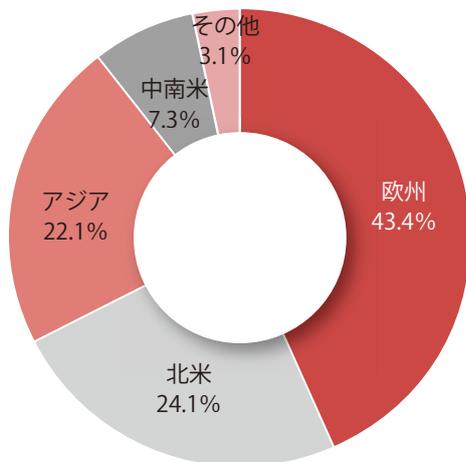
国・地域別にみると、米国の残高は 8.0 兆円で全体の 23.6%と、2 番目に残高の多いフランス（4.0 兆円）の 2 倍超となった（図表 1-30）。上位 10 力国・地域をみると、6 力国が欧州諸国だった。上位 10 力国・地域の残高は全体の 84.0%を占める。

図表 1-28 対日直接投資残高推移



〔出所〕「本邦対外資産負債残高」（財務省、日本銀行）、
「国民経済計算」（内閣府）から作成

図表 1-29 対日直接投資残高（地域別）



〔出所〕「本邦対外資産負債残高」（財務省、日本銀行）から作成

図表 1-30 対日直接投資残高（国・地域別）

（億円、%）

順位	国・地域	残高	割合
1	米国	79,801	23.6
2	フランス	39,284	11.6
3	オランダ	39,067	11.5
4	シンガポール	35,618	10.5
5	英国	24,960	7.4
6	ケイマン諸島	19,485	5.8
7	スイス	14,725	4.3
8	香港	12,365	3.7
9	ルクセンブルク	9,727	2.9
10	ドイツ	9,576	2.8
-	その他	54,103	16.0
-	全体	338,711	100.0

〔出所〕「本邦対外資産負債残高」（財務省、日本銀行）から作成

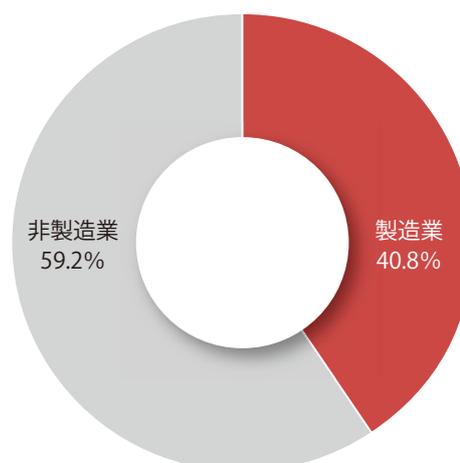
■業種別統計でみる残高は3年ぶりに増加

2019年末の業種別の対日直接投資残高は、前年比6.3%増の24.1兆円で、3年ぶりに増加した。内訳をみると、製造業が40.8%、非製造業が59.2%だった（図表1-31）。

詳細業種をみると、2019年の投資が好調だった金融・保険の残高が9.5兆円で、全体の39.4%を占め、最多だった（図表1-32）。次いで、輸送機械器具（3.6兆円、全体の14.9%）、電気機械器具（2.7兆円、同11.1%）、化学・医薬（2.0兆円、同8.4%）など、製造業が続く。上位10業種の割合は全体の92.9%と大半を占めた。

日本政府は2020年末までに対日直接投資残高を35兆円まで引き上げることを目標に掲げる。2020年第2四半期末の推計残高は、同年6月の負債性資本の流入を受け、同期末の残高は39.2兆円まで増加している。今後も新型コロナの投資への影響などが懸念される中、対日直接投資残高の変動が注目される。

図表 1-31 対日直接投資残高（業種別）



〔出所〕「本邦対外資産負債残高」（財務省、日本銀行）から作成

図表 1-32 対日直接投資残高（上位10業種）

（億円、%）

順位	業種	残高	割合
1	金融・保険業	94,995	39.4
2	輸送機械器具	35,990	14.9
3	電気機械器具	26,638	11.1
4	化学・医薬	20,161	8.4
5	通信業	15,550	6.5
6	サ・ビス業	12,712	5.3
7	一般機械器具	5,247	2.2
8	不動産業	5,121	2.1
9	運輸業	4,079	1.7
10	ガラス・土石	3,371	1.4
-	その他	17,056	7.1
-	合計	240,920	100.0

〔出所〕「本邦対外資産負債残高」（財務省、日本銀行）から作成

2 日本のビジネス環境と外資系企業

(1) 日本のビジネス環境評価

■日本のビジネス環境はG20内で8位

対内直接投資を促進するうえで、政府によるビジネス環境整備は非常に重要な要素である。政府は2020年7月に発表した「成長戦略フォローアップ」で、2030年までに世界銀行のDoing Business（ビジネス環境ランキング）において、日本がG20で1位になることを日本のビジネス環境整備の政策目標とした。

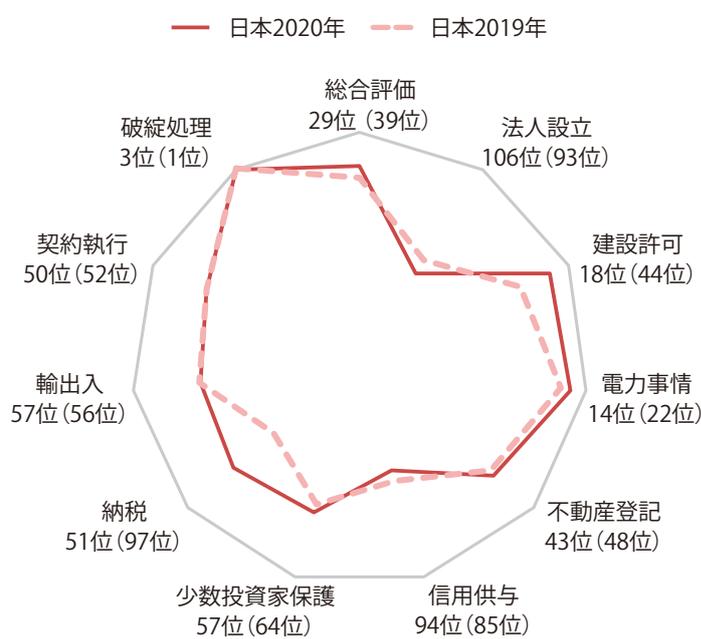
Doing Businessは世界190カ国・地域を対象として、事業活動の規制や制度に関する10分野をそれぞれ100点満点で評価する指標で、毎年、世界銀行が順位を発表している（図表2-1）。

各分野の評価は国内の中小企業が、国内最大の経済規模を持つ都市（日本の場合は東京・大阪）で、事業活動を行う場合を想定して行われる。それぞれの評価の対象となる項目は各10分野で、必要となる手続きの数、日数、費用や、権利保護の度合い、透明性などが基準となる。

2019年10月に発表された「Doing Business 2020」をみると、日本は全体で29位と前年の39位から順位が上がった（図表2-2）。分野ごとにみると、建設許可（2019年44位→2020年18位）、納税（2019年97位→2020年51位）などで順位が上がった。納税の順位が上がったのは、実効法人税

率の引き下げによるものである。建設許可の順位が上がったのは、一部要件の緩和による。他方、法人設立は106位（2019年93位）、信用供与は94位（同85位）と、特に事業を始めるにあたって重要となる分野の順位が比較的低い。

図表2-2 Doing Businessにおける日本の10分野の順位



〔注〕順位は2020年（2019年）の順で表示
〔出所〕「Doing Business 2020」（世界銀行）から作成

図表2-1 Doing Businessの10分野と指標の主な項目

規制・制度の分野	指標の主な項目			
法人設立	手続きの数	時間	費用	最低資本金
建設許可	手続きの数	時間	費用	安全基準
電力事情	手続きの数	時間	費用	料金の透明性
不動産登記	手続きの数	時間	費用	登記行政の質
信用供与	法権利の強さ	信用情報アクセス	公的信用情報機関	民間信用情報機関
少数投資家保護	開示度	取締役の責任	株主訴訟の容易さ	企業透明性
納税	申告・支払時間	負担率	納付回数	還付手続き
輸出入	時間	費用		
契約執行	時間	費用	司法手続きの質	
破綻処理	回収率	時間	費用	破産処理の質

〔注〕当該分野の指標項目は主なものであって、すべての項目を網羅したものではない
〔出所〕「Doing Business 2020」（世界銀行）から作成

過去に発表された Doing Business のうち、同じ集計方法で比較可能な直近5年間のG20内での日本の全体の順位をみると、点数にほとんど変動はない(2016年77.5→2020年78.0)(図表2-3)。

新型コロナの影響により、書面・押印・対面を原則とした制度・慣行の見直しの必要性が、これまで以上に再認識された。日本政府はビジネス環境整備の推進のため、2019年5月にデジタル手続法を制定している。また、2020年7月に発表した「成長戦略フォローアップ」で、法人設立手続きのオンラインおよびワンストップ化を促進するほか、書面・押印・対面が求められる行政手続きなどについて、2020年中に必要な見直しを行うとしている。

図表 2-3 Doing Business における G20 諸国の順位

順位	2020		2016	
1	韓国	84.0	米国	83.6
2	米国	84.0	英国	83.3
3	英国	83.5	韓国	83.1
4	豪州	81.2	豪州	80.4
5	ドイツ	79.7	カナダ	79.8
6	カナダ	79.6	ドイツ	79.5
7	ロシア	78.2	日本	77.5
8	日本	78.0	フランス	76.1
9	中国	77.9	ロシア	74.1
10	フランス	76.8	イタリア	71.7
11	トルコ	76.8	メキシコ	71.6
12	イタリア	72.9	トルコ	69.1
13	メキシコ	72.4	南アフリカ共和国	66.2
14	サウジアラビア	71.6	中国	63.1
15	インド	71.0	インドネシア	62.1
16	インドネシア	69.6	サウジアラビア	59.2
17	南アフリカ共和国	67.0	アルゼンチン	56.7
18	ブラジル	59.1	ブラジル	55.6
19	アルゼンチン	59.0	インド	54.5

[注] EU を除く。

[出所] 「Doing Business 2020」(世界銀行) から作成

■東京は起業のしやすい都市 15 位

政府は 2020 年 7 月に発表した「成長戦略実行計画」などで、イノベーションの担い手となるスタートアップへの投資促進

図表 2-4 GSER の 6 つ評価項目と概要

6つの評価指標	評価指標の主な項目
実績	事業環境の収益性や新規上場企業数
資金調達	スタートアップへの投資や VC 活動状況
域内連携	交流・連携のためのイベントなど
市場リーチ	海外展開や成長を促す市場へのアクセス
研究開発	研究の引用数や特許数
人材	人材と起業経験

[出所] 「GSER2020」(スタートアップ・ゲノム) から作成

や、スタートアップと大企業や大学・研究機関との連携によるオープン・イノベーションの推進を目標に掲げている。

米国の調査会社スタートアップ・ゲノムは、2020年5月に世界の主要都市を対象とした起業しやすい都市ランキング「グローバル・スタートアップ・エコシステム・レポート(GSER)2020」を発表した。GSERは「スタートアップ」を創業10年未満のテクノロジー活用企業、「スタートアップ・エコシステム」を起業のために必要な投資家や行政などの要素を共有する100キロメートル圏域とそれぞれ定義している。GSERは各主要都市を6つの評価指標(それぞれ10点満点)で評価し、独自の算出方法により上位40都市に順位をつける(図表2-4)。

GSERは対象都市を年々拡大しており、2020年版は約300都市を対象に上位40都市の順位を発表した。東京は初めて順位付けされ、15位となった。上位20都市をみると、8都市が米国、2都市が中国であった(図表2-5)。

図表 2-5 GSER における上位 20 都市

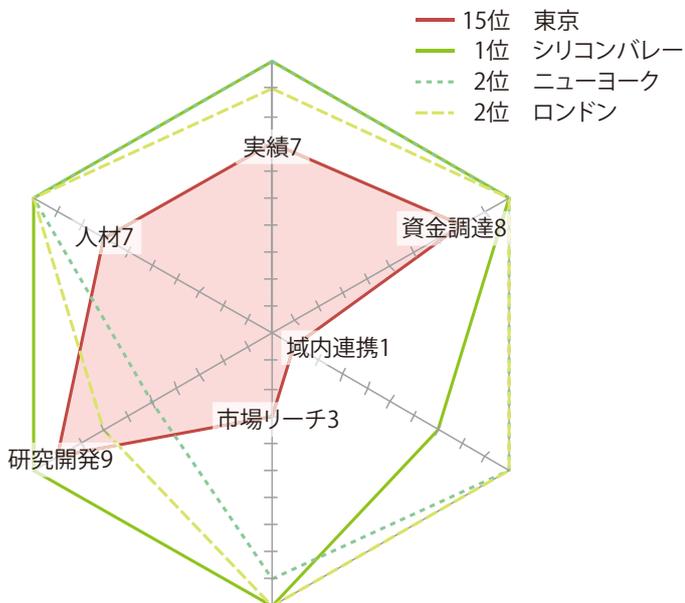
順位	国名	都市名
1	米国	シリコンバレー
2	米国	ニューヨーク
2	英国	ロンドン
4	中国	北京
5	米国	ボストン
6	イスラエル	テルアビブ
6	米国	ロサンゼルス
8	中国	上海
9	米国	シアトル
10	スウェーデン	ストックホルム
11	米国	ワシントンD.C.
12	オランダ	アムステルダム
13	フランス	パリ
14	米国	シカゴ
15	日本	東京
16	ドイツ	ベルリン
17	シンガポール	シンガポール
18	カナダ	トロント
19	米国	オースティン
20	韓国	ソウル

[出所] 「GSER2020」(スタートアップ・ゲノム) から作成

東京を評価項目別にみると、「研究開発」の9点が最も高く、次いで「資金調達」8点、「実績」と「人材」でそれぞれ7点となっている。他方、域内の人や技術の連携に関する「域内連携」は1点であった(図表2-6)。上位3都市のシリコンバレー、ニューヨーク、ロンドンを見ると、ほぼ全ての項目が10点となっている。

2020年1月に東京都は「スタートアップ・エコシステム東京コンソーシアム」を設立し、内閣府の「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に応募し、「グローバル拠点都市」に選定された(詳細は後述)。東京都は2019年に発表した長期戦略において、GSERの順位を2030年までに5位以内、2040年に1位とすることを目標としており、今後の域内エコシステムの更なる発展を目指す。

図表 2-6 GSERにおける東京と上位3都市の比較



〔注〕各項目の数字は東京のスコアを指す。
〔出所〕「GSER2020」(スタートアップ・ゲノム) から作成

図表 2-7 アジアにおける日本の投資先としての魅力

機能 (回答企業数)	日本		最高順位国・地域	
	順位	回答率 (%)	国	回答率 (%)
R&D 拠点 (91 社)	1	38	-	-
地域統括拠点 (94 社)	3	10	シンガポール	49
販売拠点 (85 社)	3	15	中国	42
製造拠点 (84 社)	3	8	中国	55
物流拠点 (77 社)	3	8	中国	36
金融拠点 (76 社)	4	8	シンガポール	46
バックオフィス (77 社)	4	4	インド	56

〔注〕順位は対象のアジア19カ国・地域内の順位。
〔出所〕「令和元年度欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査」(経済産業省) から作成

■日本のR&D拠点としての魅力はアジアで首位

経済産業省は2020年3月に、同省が2年に一度実施する「欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査」の最新版を公表した。欧米アジアの企業にアジア諸国の投資先としての魅力を尋ねる同調査によると、対象となったアジア19カ国・地域のうちで日本はR&D拠点として最も魅力的な国とされた(図表2-7)。日本がR&D拠点の投資先として首位となるのは2013年度調査から4回連続となった。魅力的なR&D拠点として日本を選択した企業のコメントをみると、「研究開発に対する政府支出は、他の先進国の中で最も高い」や、「研究開発を支える企業や技術・インフラの研究開発拠点多い」など、政府や国内企業の研究開発に対する意欲などが高い評価を受けた。

その他の機能をみると、地域統括拠点や販売拠点としての魅力の順位が前回から上がり、それぞれ3位となった。地域統括拠点としての日本は、多国籍企業の本社の立地が多いなどのコメントが寄せられた。同じく今回の調査で順位が上がった日本の販売拠点としての魅力については、「金融・法律・規制の安定性が非常に重要であり、日本市場はよく整備されている」といったコメントがみられ、社会基盤の安定性などが評価された。

(2) ビジネス環境の向上に向けて

①国内都市機能の強化

■スーパーシティ構想が始動

2020年5月に、国家戦略特別区域法の改正法案が成立した(2019年第200回国会および2020年第201回国会で成立した主な法案は、資料「最近成立した主な法案」を参照)。今回の改正は、市民生活全般にまたがって都市全体のスマート化の実現を目指す「スーパーシティ」構想の具現化が大きな目的とされる。

デジタル技術・サービスの進展や導入が進む中で、これらを活用し、より便利で効率的な市民生活を提供するため、世界各地でスマートシティの取り組みが進む。内閣府は、世界各地でみられるスマートシティの取り組みは、都市機能の個別分野にとどまると指摘する。また、日本では必要な技術などが揃う一方で、これらの技術・サービスを実践する場がないことを課題としていた。これらを踏まえ、「スーパーシティ」構想は、移動、支払い、行政など市民生活全般にまたがる分野について、住民の参画を促しながら都市計画を実行することで、2030年に実現すると思われる未来社会の実現の加速を目標とする(図表2-8)。

広範にまたがる分野における新たなサービスなどの導入を後押しするため、今回の改正では、複数の特例措置を一括、かつ迅速に実現するための規定が導入された。所管府省による協力を強化するため、国による援助規定を設け、府省間の協力プロセスを策定した。また、各都市間のデータ基盤システムの連携強化を目的として、各都市で使用するシステムの仕様であるAPI

(Application Programming Interface)の公開を義務化する。これらのAPIは、内閣府が取りまとめ、公開する。

改正法案の成立および公布を受け、同法は2020年9月に施行が開始された。内閣府によると、同法の施行開始後に、スーパーシティの区域指定が行われる。区域の指定は、公募で行われ、新サービスの提供を目指す対象分野のほか、サービス事業者などに基ついで選定される。内閣府の関連資料によると、2020年12月を目処に区域の公募を開始し、翌年春頃までに区域の指定を行う。

内閣府はスーパーシティ構想に関連して、地方自治体と事業者の連携促進のため、2019年8月に「スーパーシティ・オープンラボ」を開設した。同プラットフォームでは、登録事業者の技術・サービスの情報などの紹介のほか、地方自治体とのマッチングが計画されている。同プラットフォームには、2020年10月時点で、都市計画の全体設計を行うコンサルティング企業のほか、不動産、デジタル技術・サービスの提供者など、約200の事業者・団体の登録がある。

■スタートアップ・エコシステム拠点都市を選定

日本政府は国内におけるイノベーション創出を目指す中で、その牽引役としてスタートアップに注目する。国内におけるスタートアップの創出および成長のため、内閣府は「Beyond Limits. Unlock Our Potential ~世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略~」のもと、国内のビジネス環境整備を進めている。

図表2-8 スーパーシティ構想の概要

要素	概要
1) 生活全般にわたる	以下のような10領域のうち、半分以上を対象とする程度に広範な分野について、新たなサービス提供などが行われること。10領域には、①移動、②物流、③支払い、④行政、⑤医療・介護、⑥教育、⑦エネルギー・水、⑧環境・ゴミ、⑨防犯、⑩防災・安全が含まれる。
2) 一時的な実証ではなく、社会への実装を行う	スーパーシティの区域指定に係る公募では、域内における官民の関係者のコミットメントの強さのほか、応募に先立って選定される各区域の事業者の能力など、応募区域における企画の実現に重要な要素が選定の評価に取り入れられる。
3) 住民目線の未来社会の実現を加速する	地方公共団体は、スーパーシティの区域指定に係る応募の際に、事前に住民の意向の把握に努めることが求められる。また、区域指定後の基本構想の申請の際には、既存の住民が存在する場合に当該住民の投票によって住民合意を得ることなどが求められる。

〔出所〕内閣府の関連資料などから作成

同戦略は、包括的にエコシステム強化を行うため、7つの戦略を設けている（図表 2-9）。特に戦略 1 は、域内の産官学でコンソーシアムを形成する都市を「グローバル拠点都市」あるいはそれに準ずる「推進拠点都市」に選定することで、世界の先進的なエコシステムを持つ都市と競うような拠点都市の形成を目指す。内閣府は都市の選定のための公募を行い、2020年7月にグローバル拠点都市、推進拠点都市にそれぞれ4都市を選定した（図表 2-10）。

選定された都市に集中的に支援を行うため、日本政府は「スタートアップ・エコシステム支援パッケージ」を設け、対象都市にお

けるスタートアップの創出、育成、ならびに海外展開のための支援拡充を行う。スタートアップの創出支援では、希望する学生すべてが、起業や新事業創出など新たな価値創造に取り組むための姿勢や発想などを学ぶ「アントレプレナーシップ教育」を拠点都市の関連大学で受けることができるよう環境整備を行うほか、創業期の資金調達支援の強化を行う。育成では、研究開発の初期段階から省庁の連携によりスタートアップへの支援を行うほか、公共調達への参画を促進する。また、スタートアップの海外展開促進のため、地域のスタートアップ支援プログラムの立ち上げや、ジェットロをととした海外進出支援などを行う。

図表 2-9 スタートアップ・エコシステム拠点形成の戦略

戦略	概要
戦略 1	世界と伍するスタートアップ・エコシステム拠点都市の形成
戦略 2	大学を中心としたエコシステム強化
戦略 3	世界と伍するアクセラレーション・プログラムの提供
戦略 4	技術開発型スタートアップの資金調達などの促進
戦略 5	政府、自治体がスタートアップの顧客となってチャレンジを推進
戦略 6	エコシステムの「繋がり」形成の強化、気運の醸成
戦略 7	研究開発人材の流動化促進

〔出所〕内閣府資料から作成

図表 2-10 スタートアップ・エコシステム拠点の選定都市

拠点都市	概要
グローバル拠点都市	
スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム	主に都内の企業や団体、大学や自治体など 113 組織が会員として参加する（2020年1月時点）。広域連携関連団体として、川崎市、茨城県、つくば市も参画する。域内の研究開発拠点を連結させるほか、有力大学の連携で研究開発の成果の事業化を促進する。
Central Japan Startup Ecosystem Consortium	中部経済連合会、名古屋大学、愛知県、名古屋市などを中核とする「Aichi-Nagoya Startup Ecosystem Consortium」と、「浜松市スタートアップ戦略推進協議会」の2つの組織が形成するコンソーシアム。モビリティ、ヘルスケアなど重点分野にて連携事業のプロジェクトを推進する。
大阪・京都・ひょうご神戸 コンソーシアム	大阪、京都、ひょうご神戸の各コンソーシアムが連携して組織する合同コンソーシアム。各コンソーシアムの取り組みに加え、3組織が連携して大阪万博に向けて地域のエコシステム強化を目指す。
福岡スタートアップ・ コンソーシアム	福岡市を中心として、地域の業界団体やスタートアップを後押しする企業を含む事業者、大学など、61組織が構成するコンソーシアム（2020年7月時点）。起業やスタートアップ支援の更なる強化と、実証実験・公共調達などを通じたイノベーション創出を実施する。
推進拠点都市	
札幌・北海道スタートアップ・ エコシステム推進協議会	会長の札幌市を含む 31 組織からなるコンソーシアム（2020年2月時点）。一次産業や、バイオ・ヘルスケア、宇宙産業などを対象とする。
仙台スタートアップ・ エコシステム推進協議会	仙台市長を会長としたコンソーシアムで、今後は仙台市でのピッチイベントやスタートアップ支援プログラムの実施などを計画する。
広島地域イノベーション 戦略推進会議	広島地域の企業、大学、金融、行政の有力者などからなる推進会議で、同地域では多様な人材が集まる拠点の整備なども行われている。
北九州市 SDGs スタートアップ エコシステムコンソーシアム	北九州市市長を会長としたコンソーシアムで、同市の強みである環境・ロボット分野に加え、デジタル・トランスフォーメーション関連のスタートアップ支援や、小型無人機、IoTの実証実験フィールドの提供などを行う。

〔出所〕内閣府および各コンソーシアムなどの発表資料から作成

②国内のイノベーション促進のための取り組み

■イノベーション促進のための税制を導入

財務省は、2020年の通常国会に所得税法などの一部を改正する法律案を提出した。同年3月末に成立し、その後公布および施行が開始された同法により、オープンイノベーション促進に係る税制が創設された。

オープンイノベーション促進税制は、国内企業によるスタートアップとのオープンイノベーションを促進する目的で、今回の改正により新設された。同税制は、日本に所在する法人や団体、あるいはそれらが主体となるCVCが、オープンイノベーションを行うことを目的として、スタートアップに対して一定以上の出資を行う場合に、その出資額の25%の所得控除を認める(図表2-11)。本税制は、投資先企業が、本制度の定めるスタートアップの要件を満たす法人であれば、国内ならびに海外の外国スタートアップへの投資も対象となる。本税制の活用により、日本企業と外資系を含むスタートアップのオープンイノベーションの深化、ならびにスタートアップへの投資の促進が期待される。

日本政府は大企業とスタートアップの連携の重要性を認識する中、両者の事業連携には課題も伴う。公正取引委員会がスタートアップ(創業10年以内の非上場企業)を対象に他社との連携における実態を調査したところ、事例連携に重要な秘密保持契約、技術検証契約、共同研究契約、ライセンス契約などで、大企業に有利な契約の事例が明らかとなった。これを受け政府は、事業連携の際に発生し得る問題の適切な対応を促すため、標準的なモデル契約書を作成し、公表した。今後、更なる実態調査を行ったうえで、問題事例とその解決方法や、独占禁止法の考え方を整理したガイドラインなどを作成する。

■創造力のある人的資本の形成

政府は人的資本の形成において、未来社会像であるSociety5.0に対応できる人材育成を目指しており、各教育レベルで課題設定・解決力や創造力のある人材育成にかかる目標を掲げている。初等中等教育レベルでは、教育のデジタル化のインフラ拡充のため、GIGA(Global and Innovation Gateway for All)スクール構想のもと2020年度までに、義務教育段階の各児童生徒へのICT機器の提供や、学校内におけるネットワーク環境の整備を進める。また、ICTインフラの活用促進に向け、デジタル教科書やEdTechの開発および利用の啓発、収集される学習データの管理やその活用の在り方の検討、教師の指導力向上のための調査などを行うとする。課題解決能力の育成の観点では、幅広い教科を横断して行われるSTEAM教育¹の促進に向け、産学連携や地域連携の好事例を収集し、全国の学校へ展開する。

大学などの高等教育レベルや産業界においては、デジタル化の進む社会を支える能力を実装した人材育成を目指す。高等教育では、専門分野を問わず、数理・データサイエンス・AIの応用ができるような基礎力の習得を目指し、モデルとなるカリキュラムの作成や、産学連携プログラムの開発などを進める。産業界では、AIなどの情報処理技術の革新を担う高度人材の育成のための新たな仕組みの作成や、需要が高まるサイバーセキュリティ人材の育成、ならびにこれらの人材と企業とのマッチングなどに関する取り組みを進める。また、破壊的イノベーションに挑戦する人材の発掘や支援をとおり、イノベーションへの取り組みを促進させる。

図表 2-11 オープンイノベーション促進税制適用の主な要件

要件	要件の概要
1) 対象法人要件	税率控除の対象となる出資元の法人は、青色申告書の提出法人である株式会社や相互会社など、あるいはこれらの法人が出資割合の過半数を有し、一定の条件を満たす投資事業有限責任組合や、民法上の組合。
2) 対象スタートアップの要件	対象となる投資における投資先企業は、設立10年未満・未上場の、既に事業を開始している株式会社で、一つの法人グループが株式の過半数を有してはならず、法人以外の者(投資事業有限責任組合、民法上の組合、個人など)が3分の1以上の株式を有している、などの要件を満たす企業。
3) 出資要件	<p>主要な出資要件は以下のとおり。</p> <p>①出資額：投資先企業が国内スタートアップの場合、1件あたり1億円以上の出資であること。ただし、出資元の法人が中小企業である場合は、1件あたり1,000万円以上とする。投資先企業が海外スタートアップである場合、一律、1件あたり5億円以上であること。</p> <p>②出資目的：出資元の法人が、高い生産性が見込まれるあるいは新たな事業の開拓を目指した事業活動を行う上で、投資先企業のもつ技術・サービスなどが、出資元法人の実施する事業活動に不足しており、かつ革新的なものであること。さらに、当該連携の際に、出資元法人からスタートアップにも必要な協力をを行い、スタートアップの成長に貢献すること。</p> <p>③その他：出資は、スタートアップの資本金の増加を伴う現金による出資であること。また、出資元法人は、取得した株式を5年以上保有すること。</p>

(出所) 経済産業省の関連資料から作成

¹ 教育再生実行会議は2019年5月の「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について(第十一次提言)」の中で、STEAM教育を「Science, Technology, Engineering, Art, Mathematicなどの各教科での学習を実社会での課題解決に活かしていくための教科横断的な教育」と定義する。

③デジタル化の深化への政府の対応

■次世代規格5Gの導入促進

日本でも利用が開始された次世代ネットワーク規格である5Gは、超低遅延で大容量のデータ授受を可能とするため、先進的なICTインフラとして注目される。2020年の通常国会における所得税法などの一部を改正する法律案の成立により、5G投資促進税制が導入された。5G投資促進税制は5Gネットワーク拡充を後押しするため、ローカル5Gおよび5G基地局設備の導入に際し、税制優遇措置を設ける。ローカル5Gの設備投資は、ローカル5G用無線局の免許を取得した事業者による、送受信設備や関連する主要設備への投資を対象とする。また、携帯通信事業者による5G基地局の投資のうち、既に認定されている基地局の開設計画を前倒しして行われる投資も対象とする。本税制は、対象となる5G関連の投資について、法人税・所得税にかかる15%の税額控除あるいは30%の特別償却を認める。NTTドコモ、ソフトバンク、KDDIなどの主要携帯通信会社は、5G基地局の開設計画の前倒しを既に発表しており、本税制を追い風として、国内の5Gネットワークの拡充が期待される。

5Gネットワークの全国的な利用のためには、その電波の性質上、従前の4Gネットワークなど以上に基地局が必要となる。他方、新型コロナに端を発する外出自粛などにより、これまで以上に先進的なデジタル技術・サービスへの需要が高まっており、低遅延、大容量のデータ授受を可能とする5G通信に寄せられる期待は大きい。

■信頼のあるネットワーク社会を目指して

デジタル経済の発展のためには、消費者や事業者が安心してデジタル技術やサービスを利用することのできる環境整備が重要である。2020年の第201回通常国会では関連法案として、個人情報保護法の改正案ならびに特定デジタルプラットフォームの透明性及び公平性の向上に関する法律案が提出され、いずれも成立した。

個人情報保護法は、2015年の同法の改正により3年ごとに改正を行うことが定められており、今回の改正はこの規定に基づいた見直しだった。今回の改正の主なポイントは、1) 個人の権利の在り方、2) 事業者の守るべき責務の在り方、3) データ利活用に関する施策の在り方、4) 罰則の在り方、5) 域外適用・越境移転の在り方、などであった(図表2-12)。個人の権利の在り方は個人データ元である本人の権利について規定する。例えば、事業者の保有する個人データの開示方法について、従前の書面の交付に加えて電子媒体での提供を含めてデータ主体である個人が指示できるとされた。また、個人データの第三者提供記録についても開示請求ができるなどの見直しが行われた。

データ利活用によるイノベーション促進のため、新たに「仮名加工情報」という加工データの規定が設けられた。これまで、個人情報を加工した情報として「匿名加工情報」に関する規定は存在していたが、その加工方法や基準の厳しさから、利用が制限されるという声が聞かれていた。今回の改正は、事業者による収集データの内部分析を想定し、仮名加工情報の規定を創設した。従前の制度と比較して、より柔軟な利用が可能な仮名加工情報の導入により、更なるデータの利活用が期待される。

図表 2-12 個人情報保護法改正の主なポイント

改正のポイント	概要
1) 個人の権利の在り方	事業者が保有する個人データの開示について、電磁的な記録の提供を含め、保有データ当人である本人が指示できるようにする。また、個人データの第三者提供記録を、本人が開示要求できるようにする。さらに、これまで6カ月以内に消去するデータは個人データの対象外とされていたが、この除外規定が削除された。この変更により、データ保有の期間によらず、要件を満たすデータは個人データに含まれることとなる。
2) 事業者の守るべき責務の在り方	事業者は、必ずしも個人情報保護法の規定に違反とはならないものの、本法の目的である個人の権利の保護に反するような不適正な方法により個人情報を利用してはならないとされた。また、情報漏えいなどが発生し、個人の権利や利益を害する可能性がある場合、個人情報保護委員会への報告および当該データの本人へ通知をしなければならない。
3) データ利活用に関する施策の在り方	データの第三者提供を受ける事業者が、当該データを他の情報と結びつけることなどにより個人情報として利用することが想定される場合、本人の同意確認などを義務付ける。また、主に事業所内でのデータ利活用の促進のため、「仮名加工情報」の規定を新設した。
4) 罰則の在り方	個人情報保護委員会による命令に違反した場合や虚偽の報告をした場合などの罰金が引き上げられた。また、これまでは法人に対する罰金額は個人と同額とされていたが、法人に対する罰金の最高額が引き上げられた。
5) 域外適用・越境移転の在り方	本法の域外適用に関連して、今回の改正は対象となる個人データを取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告、立ち入り検査、命令などの対象とした。また、外国の第三者への個人データの提供にあたり、移転先事業者における個人情報の取り扱いに関する本人への情報提供の充実などが求められることとなった。

(出所) 個人情報保護委員会の関連資料から作成

経済産業省は、デジタル経済における公正な取引環境の整備に関連して、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公平性の向上に関する法律案を提出した。オンラインで展開するデジタルプラットフォーム（DPF）の台頭は、消費者ならびに事業者の取引機会の拡大、ひいてはデジタル経済全体の拡大に重要な役割を果たす。他方、DPFはその性質上、独占的な力を持つ可能性、あるいはその力の濫用の可能性があるという懸念も存在する。今回の特定デジタルプラットフォームの透明性及び公平性の向上に関する法律は、より透明性の高い国内市場の維持を目的として立法され、成立に至った。

同法は、一定の規模を上回る DPF に対し、プラットフォーム利用によって収集されるデータの利活用の方法や契約条件の開示、これらの変更時の事前通知などを義務付ける。また、今後定められる指針に沿って、DPF と出店する事業者の間の相互理解の促進を図る措置のほか、苦情の処理ならびに紛争解決のために必要とされる体制や手続きの整備が求められる。DPF は、本法などで義務付けられる情報開示および講ずべき措置について、その対応と自己評価を行い、毎年度、経済産業大臣に提出することが義務付けられた。

同法の運用にかかる規定として、同法内に罰則規定が設けられたほか、独占禁止法に抵触する違反が見つかった場合には、経済産業大臣が公正取引委員会に対し、適切な措置を講ずよう求めることができることとされた。また、同法は事業者の所在地の国内外を問わず適用される。見直しに関する規定も定められており、施行後 3 年を目途に見直しを行い、必要な措置を講ずると規定された。

同法は 2020 年 6 月に公布され、今後、関連省令などの規定の後、公布から 1 年以内に施行が開始される。デジタルプラットフォームは今後の国内のデジタル経済・社会の進展にとって極めて重要であり、国内の更なるデジタル化を目指す日本にとって、その重要性は今後も増すことが予想される。同法は国内市場の透明性及び公正性の維持ならびに確保を目指すという点で、DPF

を提供する企業のみならず、国内の事業者に影響をもたらし得る法律であり、策定予定の政省令を含め、今後の動向が注目される。また、デジタル経済全般に関連する環境整備の一環として、政府はデジタル広告に関するルール整備の必要性を論じる。急成長するデジタル広告に関し、関連事業者にサービスの透明性の向上や公平性の確保などを求めるルール整備を進める重要性を政府は認識している。

■各方面でデジタル化の推進を目指す

デジタル技術・サービスは、特定分野によらず広範に活用が可能である。日本政府は、金融、移動、行政などの分野においてデジタル技術・サービスの利活用の推進を目指す（図表 2-13）。

金融分野では、キャッシュレス決済利用の促進が目標として掲げられている。近年、アジア新興国や日本国内で利用が増加している QR コードを利用した決済について、利便性の向上などの観点から、日本発の統一 QR コード（JPQR）の国内での利用促進や海外展開を推進する。また、欧米で比較的使用の多いタッチ式決済についても、異なる規格に対応する端末の普及を目指す。そのほか、金融サービスの高度化に向けた FinTech 事業者と金融機関によるコンソーシアムの立ち上げやハッカソンの開催、地方自治体によるキャッシュレス決済導入の後押し、中央銀行によるデジタル通貨の実証実験をとした検討などが模索される。

ヒトやモノの移動のデジタル化には大きな期待が寄せられる。日本政府は陸海空の移動について、自動運転やドローンを利用した効率化などを目指す。陸移動では、地域を限定した無人自動運転移動サービスを 2020 年中に複数箇所を開始し、2030 年までに全国 100 力所以上で実現することを目指す。また、2025 年を目途に、自家用車の高速道路上でのレベル 4 の自動運転（特定条件下における完全自動運転を指し、無条件の完全自動運転の一段階前）の実現や、同年以降の高速道路におけるレベル 4 の自動運転トラックの実現などを目標に掲げる。

図表 2-13 主なデジタル分野の政府方針

分野	概要
金融	キャッシュレス決済の利用比率の上昇を目指し、日本発の統一 QR コード（JPQR）の利用促進や海外展開を進めるほか、タッチ式決済の端末普及を行う。また、FinTech の活用をとした金融サービスの高度化を推進する。
移動	陸移動における無人自動運転サービスの開始ならびに拡大のほか、高速道路での完全自動運転の実現を目指す。空の移動では有人地帯での目視外飛行を行うドローンの活用を 2022 年度までに目指すほか、海では自動運航船や無人潜水機などの利用促進に向けた議論を進める。
行政	行政におけるクラウドサービスの利用やワンストップサービスの推進などを進める。法人向けのサービスとして、2021 年 2 月を目途に定款認証および設立登記を含めた全手続きのワンストップ化などを開始するほか、税や社会保険の証明手続きなどの電子化に向けたロードマップを 2020 年度中に策定する。
医療	マイナンバーカードを健康保険証として利用することのできる「オンライン資格確認」の本格運用を 2021 年 3 月より開始し、マイナポータルなどを通じて個人や家族が一元的に関連情報を把握できるよう利活用の推進を行う。また、ICT やロボット、AI などの技術を活用しつつ、必要な見直しなどを行いながら、安全かつ効果的なオンライン診療を含む遠隔医療の普及を図る。

〔出所〕官邸関連資料から作成

空の移動では、地方における過疎化や災害対応など汎用性の高いドローンの有効活用を目指す。2022年度を目標とした有人地帯での目視外飛行の実現を目標に、機体認証制度、ライセンス制度、運行管理ルール構築などを行うほか、活用に向けた実証や調査を行う。また海の移動について、2025年までの自動運航船の実用化のため、搭載すべき自動運航機能に関するガイドラインの策定や関連法令の見直しを目標とする。加えて、小型無人ボート、自律型無人潜水機、遠隔操作型無人潜水機などにかかる産学官の協議会を設置し、利用促進に向けた議論を行う。

経済・社会のデジタル化の推進とともに、環境整備のための適切な規制の導入あるいは見直しの必要性も高まっている。上記の金融や移動に関する分野では、AIなどの活用によって商品・サービスの高度化が進むことを見据え、今後のビジネスモデルに即した規制の在り方を検討する必要性を認めている。

新型コロナにより課題が浮き彫りとなったのが行政のデジタル化だ。行政におけるデジタル化の必要性は以前から認識されており、政府は2019年5月にデジタル手続法を成立させ、同年12月に「デジタル・ガバメント実行計画」を採択するなど、事態の改善に取り組んでいた。また、安倍前首相は2020年4月のIT総合戦略本部にて、改めて浮き彫りとなった課題を受け、「全ての行政手続きについて、デジタル化の前倒しなどを至急検討」するよう指示した。安倍前首相は、同月に行われた経済財政諮問会議でも同様の発言をしており、行政手続きの改善はコロナ禍を受けた重要課題の一つに位置付けられた。

内閣官房の行政改革推進本部は同年5月に各府省に対し、法令などの根拠を持たない押印や書面対応のうち、在宅勤務推進のために緊急の対応措置を講じた事例の収集を呼びかけ、翌月、好事例として公開した。また、見直しや手続きの省略が難しい事例などについて併せて情報提供を求めるなど、事態の改善を図っている。さらに、内閣府の規制改革推進会議では、書面、押印、対面が求められる全ての行政手続きの恒久的な制度的対応を進めるため、2020年内を目標に必要な検討を行い、関連規制などの改正を行うよう発信した。また、地方公共団体における取り組みの推進のため、ガイドラインの作成や必要な法令の見直しなどを併せて求めた。2020年7月に閣議決定された成長戦略フォローアップでは、デジタル・ガバメントや地方公共団体におけるデジタル化とともに、「対面・書面・押印を求める規制・慣行の抜本的な見直し」が目標として掲げられた。2020年9月には、菅首相が国内のデジタル化を所管するデジタル庁の新設を唱えており、更なる環境整備のための体制の構築を目指す。

改正外為法により事前届出免除制度

日本への直接投資に関連する主要な法律の一つである外国為替及び外国貿易法（以下、外為法¹⁾の一部を改正する法律が、2019年10月に国会に提出され、同年11月に成立した。これに伴い、同法の関連政省令も改正され、2020年5月に施行、同年6月に適用が開始された。

財務省は、今回の改正のポイントとして、1) 国の安全などを損なう恐れのある投資への適切な対応、2) リスクの少ない投資の一層の促進、の二点を挙げる。ポイントの1点目は、事前届出の対象となる投資案件の対象見直しを指す。これまで、外国投資家による上場企業への対内直接投資にかかる事前届出は、指定業種企業の発行済株式総数または総議決権の10%以上の取得を伴う投資案件に課せられていた。今回の改正はこの閾値を1%以上に引き下げることで、事前届出の対象を拡大した。

2点目として、対内直接投資の投資案件審査の円滑化のため、対象が拡大された事前届出の免除制度を導入した。事前届出の免除は、外国投資家の種類、被投資企業の業種、および遵守すべき基準の3点が主要な要素となる（図表1）。

事前届出免除制度の利用にあたっては、外国投資家は「免除不可」、「外国金融機関」、「一般投資家」、の大きく3種に分類される。1つ目の免除不可の外国投資家には、過去に外為法違反で処分を受けた者、ならびに国有企業などが含まれる。これらの外国投資家による事前届出の免除の利用は不可とされた。2つ目の外国金融機関は、日本や外国において許認可などを受けて営業する証券会社や銀行などを指す。これらの機関は既にそれぞれの国・地域の規制の監視下にあることから、一般投資家とは異なる免除基準が与えられた。3つ目の一般投資家には、外国企業などのほか、海外国有企業のうち、財務省が認証を与えるソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）などが含まれる。一般投資家の事前届出の免除は、被投資企業の業種により遵守すべき基準や免除の対象が異なる。

図表1 事前届出免除制度の主要3要素

外国投資家の種類	
1) 免除不可	・過去に外為法違反で処分を受けた者 ・国有企業（認証を受けたSWFなどを除く）
2) 外国金融機関	・証券会社、銀行、保険会社など
3) 一般投資家	・外国企業や財務省から認証を受けるSWFなど
×	
被投資企業業種	
指定業種以外	
指定業種：155業種	
・コア業種以外	
・コア業種	
×	
外国投資家が遵守すべき基準	
免除基準	上乘せ基準

（出所）財務省資料から作成

¹⁾ 本稿では、2019年10月18日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」、2020年4月24日に閣議決定された「対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令」および関連改正政省令・告示を併せて「外為法」に含めるものとする。

が導入

COLUMN

もう1つの事前届出免除に関する要素は被投資企業の業種だ。財務省によれば、約1,500業種の日本標準産業分類のうち、インフラや安全保障などに関連する155業種を「指定業種」とし、事前届出の対象としていた。今回の改正は、この指定業種の中に「コア業種」と位置付ける分野を特定することで、被投資企業が指定業種であっても、コア業種か否かで事前届出の免除に異なる基準を設けた。この改正により、外為法による業種分類が細分化され、同一業種内であってもコア業種とそれ以外が混在する形となった。財務省は対象業種の判断の便宜のため、上場企業の事業に基づいて各企業を3つに分類分けし、2020年5月に発表した²。直近では2020年7月に最新版が公表されている。最新の分類をみると、1つ目が指定業種以外の事業のみを営んでいる企業（事前届出対象外）で1,663社、2つ目が指定業種のうちコア業種以外の事業のみを営んでいる企業で1,504社、3つ目が指定業種のうちコア業種を含む事業を営んでいる企業で655社となっている。

更に、外為法は事前届出の免除の要素として、外国投資家が遵守すべき基準を設ける。外国投資家の種類および被投資企業の業種によって、「免除基準」のみ、あるいは「免除基準」と「上乗せ基準」の両者の遵守が求められる（図表2）。

図表2 外国投資家が遵守すべき基準

免除基準
・当該外国投資家自身、あるいは外為法の定める密接関係者が役員に就任しない
・指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に当該外国投資家自ら提案しない
・指定業種に属する事業に関する非公開の技術情報にアクセスしない
上乗せ基準
・コア業種に属する事業に関し、取締役会または重要な意思決定権限を行う委員会に当該外国投資家が自ら参加しない
・コア業種に属する事業に関し、取締役会などに対して期限を設けて回答・行動を求めて書面で提案を行わない

〔出所〕財務省資料から作成

図表3 外国投資家による上場企業への投資における事前届出免除の利用可否

外国投資家	被投資企業業種	免除基準	事前届出	事後・実行報告
1) 免除不可の企業	-	-	免除不可	実行報告
2) 外国金融機関	指定業種全て	免除基準のみ	免除可 (取得株式上限なし)	・免除事後報告（10%以上株式取得時） ・不要（取得株式10%未満）
3) 一般投資家	コア業種以外	免除基準のみ	免除可 (取得株式上限なし)	免除事後報告（免除利用時）
	コア業種	免除基準＋ 上乗せ基準	免除可 (取得株式10%未満のみ)	免除事後報告（免除利用時）

〔注〕①指定業種の上場企業の1%以上の株式取得を想定。②事前届出の免除を受けない場合は、投資実行後に実行報告の提出が求められる。各種届出・報告の詳細は日本銀行ホームページを参照されたい。

〔出所〕財務省資料から作成

外為法は、上場会社への投資について、上記3つの要素の組み合わせにより事前届出の免除の利用可否を定める。まず、1%未満の株式取得、あるいは指定業種に属する事業を含まない企業の株式取得は、事前届出の対象外である。なお、外国投資家が10%以上の株式を取得した際は、これまでどおりの事後報告が必要となる。

次に、1%以上の株式を取得し、かつ被投資企業が指定業種に属する事業を営む場合について、外国投資家の種類別に整理する（図表3）。過去に外為法の違反歴のある外国投資家や国有企業（財務省の認証を受けたSWFを除く）に対しては、事前届出の免除は認められない。

外国投資家が外国金融機関である場合、当該投資家が、外為法が定める遵守すべき基準のうちの「免除基準」を満たすとき、取得株式の上限なく事前届出の免除が認められる。この免除は、指定業種のうち、被投資企業がコア業種に属する事業を営むか否かを問わず適用される包括的な免除とされる。なお、取得株式が10%以上の場合は投資実行日から起算して45日以内に、事前届出免除利用時の事後報告を行う必要がある。

一般投資家による投資案件の事前届出の免除は、被投資企業の営む事業の業種により基準が異なる。被投資企業が指定業種のうちのコア業種以外の事業に属する事業を営む企業である場合で、外国投資家が「免除基準」を遵守するときは、取得株式の上限なく事前届出が免除される。投資実行後は、免除利用時の事後報告を行う義務が課せられる。

一般投資家が、指定業種のうちコア業種に属する事業を営む企業に投資する場合、事前届出の免除のためには「免除基準」に加え、「上乗せ基準」の遵守が求められる。両者の基準を遵守する場合に限り、10%未満の株式取得については事前届出の免除が認められる。免除を利用して投資を行った場合には免除利用時の事後報告の義務が課せられる。

今回の外為法の改正は、変容する安全保障への脅威に対する柔軟な対応を可能とするために事前届出の対象を拡大した一方で、対日直接投資による経済活性化を促進するために事前届出の免除制度を導入した。今後は、改正の狙いである安全保障と経済活性化の両者が適切に担保されるのか、外為法の運用に注目が集まる。

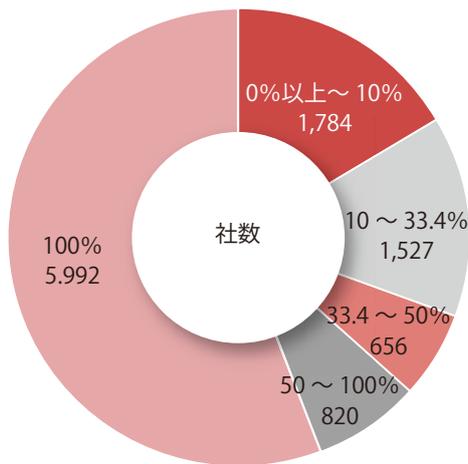
(3) 外資系企業による日本のビジネス環境の見方

①日本に所在する外資系企業

■増加傾向にある在日外資系企業

総務省と経済産業省が2016年に実施した「経済センサス-活動調査」によると、外国資本を含む企業数は10,779社だった。外国資本比率別にみると、100%の企業が5,992社で最も多い(図表2-14)。

図表2-14 国内外資系企業の外国資本比率と企業数

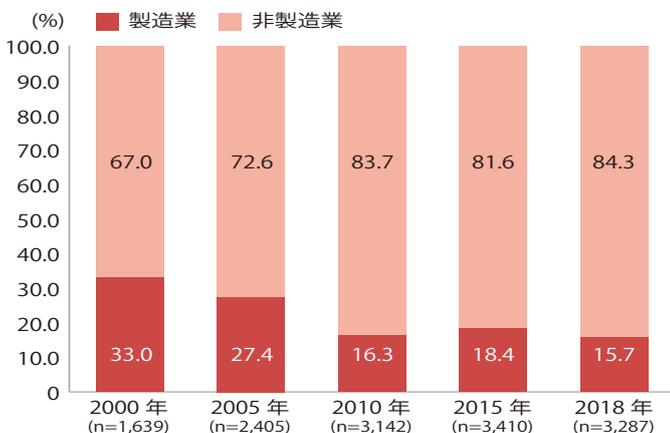


(出所)「経済センサス-活動調査」(総務省、経済産業省)から作成

経済産業省は1967年から、「外資系企業動向調査¹」を毎年実施している。同調査は、外国投資家の出資比率が3分の1以上などの条件を満たす企業を対象とする外資系企業に特化したアンケート調査で、より詳細に外資系企業の実態を知ることができる。以下では、2000年前半から2019年度調査までの同アンケート結果を分析し、日本国内の外資系企業の実態を概観する。

同アンケート調査に回答した外資系企業数を業種別にみると、

図表2-15 国内外資系企業数(業種別)



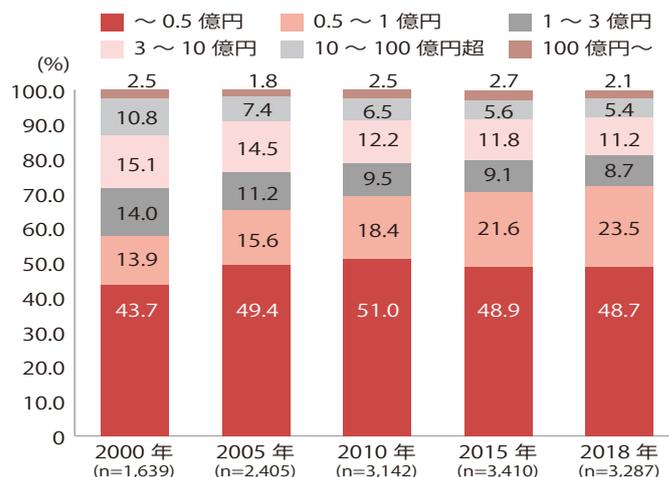
(注)「年」はそれぞれ実績年度を示す。

(出所)「外資系企業動向調査」(経済産業省)から作成

2018年度実績では非製造業が84.3%、製造業が15.7%で、非製造業の割合が極めて高いことが分かる(図表2-15)。2000年時点で全体の3分の2程度だった非製造業の割合が、徐々に増加している。非製造業のうち、最も多いのは卸売業(38.6%)で、次いでサービス業(16.3%)、情報通信業(11.3%)が多く、それぞれ全体の10%を超えた。このうち、詳細業種の比較が可能な2010年代前半と2019年度調査を比較すると、特にサービス業が増加傾向にあることがわかる。製造業では、化学(2.2%)、情報通信機械(2.0%)、生産用機械(1.6%)が上位の業種だが、非製造業の各業種と比較すると、企業数は極めて少ない。

同アンケートの回答外資系企業を資本金別にみると、資本金「5,000万円以下」が48.7%で最も多く、次いで「5,000万~1億円」が23.5%で、資本金が1億円以下の企業が全体の7割以上を占める(図表2-16)。2000年以降の資本金別の企業の割合をみると、「5,000万~1億円」の企業が増加傾向にある一方、「1

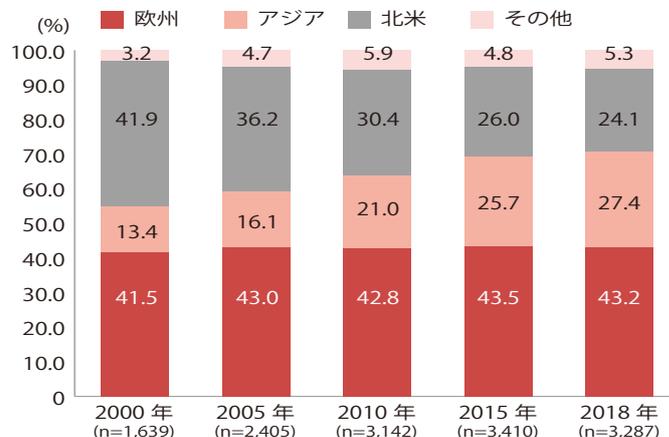
図表2-16 国内外資系企業数(資本金別)



(注)「年」はそれぞれ実績年度を示す。

(出所)「外資系企業動向調査」(経済産業省)から作成

図表2-17 国内外資系企業数(出身地域別)



(注)「年」はそれぞれ実績年度を示す。

(出所)「外資系企業動向調査」(経済産業省)から作成

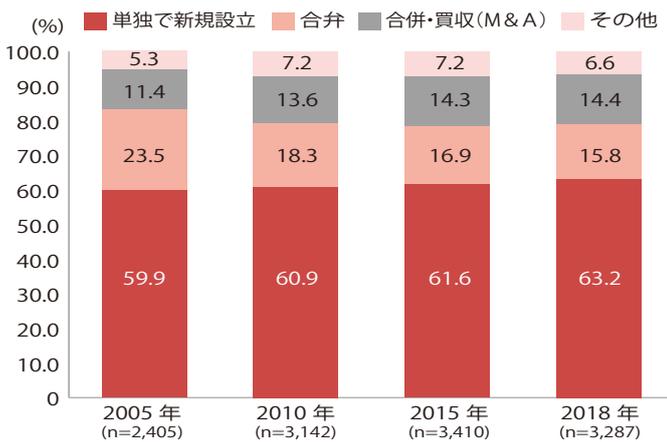
¹ 第53回外資系企業動向は対象企業5,701社、回答企業数3,449社で、回答率は60.5%だった(但し、各設問の母数は各設問の有効回答による)。本アンケートの回答結果は日本の外資系企業の全てを網羅はしないものの、その傾向を把握する資料として使用することとする。

～3億円]、「3～10億円」、「10～100億円」の企業の割合が減少傾向にある。製造業、非製造業ともに、資本金が「5,000万～1億円」の企業の割合は増加する一方、規模の大きな企業の割合は相対的に小さくなっている。業種別で増加傾向にある非製造業は、製造業と比較すると資本金の小さな企業の割合が高い。

国内の外資系企業を親会社所在地の地域別にみると、「欧州」が43.2%、「アジア」が27.4%、「北米」が24.1%、「その他」が5.3%となった（図表2-17）。2000年以降の回答企業の推移をみると、「欧州」は4割程度、「その他」は数%で推移している。変化がみられるのはアジアおよび北米で、「アジア」は10%程度から30%近くまで割合が増加した一方、「北米」は4割以上あった割合が2割程度まで減少している。増加したアジアを国別にみると、中国や韓国、シンガポールに親会社を持つ外資系企業が増加傾向にある。アジア地域の対日直接投資残高が増加傾向にある中で、同地域に親会社を持つ企業の数も同様に増加傾向にあることが分かる。

同アンケートは、外国資本比率が3分の1以上の企業を調査対象としており、各企業の外国資本が同比率を超えた理由についても尋ねる。これは、日本の外資系企業の設立方法を示す調査と読み替えることができる。2018年度実績をみると、回答企業のうち、「単独資本での新規設立」が63.2%、「合併」が15.8%、「合併および買収(M&A)」が14.4%、「その他」が6.6%となった（図表2-18）。2005年以降の回答を比較すると、単独での新規設立は60%前後で推移する一方、合併での設立の比率が減少傾向にあり、M&Aによって設立された企業の比率が多少増加している。

図表 2-18 国内外資系企業の設立方法



〔注〕「年」はそれぞれ実績年度を示す。
〔出所〕「外資系企業動向調査」(経済産業省) から作成

②外資系企業の最新動向

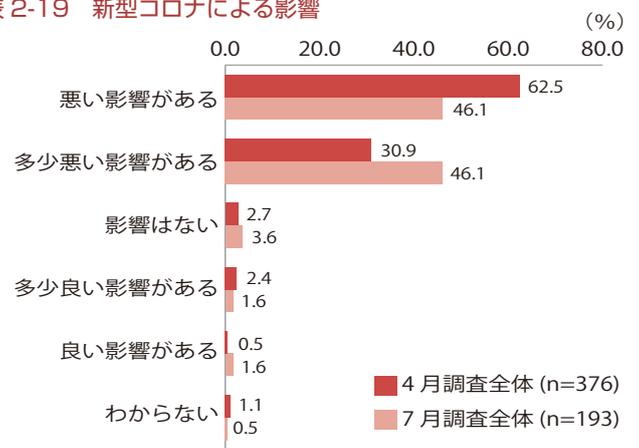
■新型コロナの影響をうけるも約2割の企業は売上増

ジェトロは新型コロナによる外資系企業への影響を把握するため、2020年4月ならびに7月にジェトロの支援企業を主な対象としたアンケート調査を実施した。同アンケート調査によると、新型コロナにより「悪い影響がある」あるいは「多少悪い影

響がある」と回答した企業は、4月調査で93.4%、7月調査で92.2%と、いずれも90%を超えた（図表2-19）。両調査結果を比較すると、4月調査時点では「悪い影響がある」と回答した企業が6割強と多かった一方で、7月調査時点では「悪い影響がある」と「多少悪い影響がある」と回答した企業が同数となった。負の影響を受ける企業は引き続き多い一方で、影響の度合いは7月調査時点で改善がみられた。4月調査時点は国内の都市圏に緊急事態宣言が発出された前後であり、より不確実性が高かったことが影響度合いの違いの要因と考えられる。

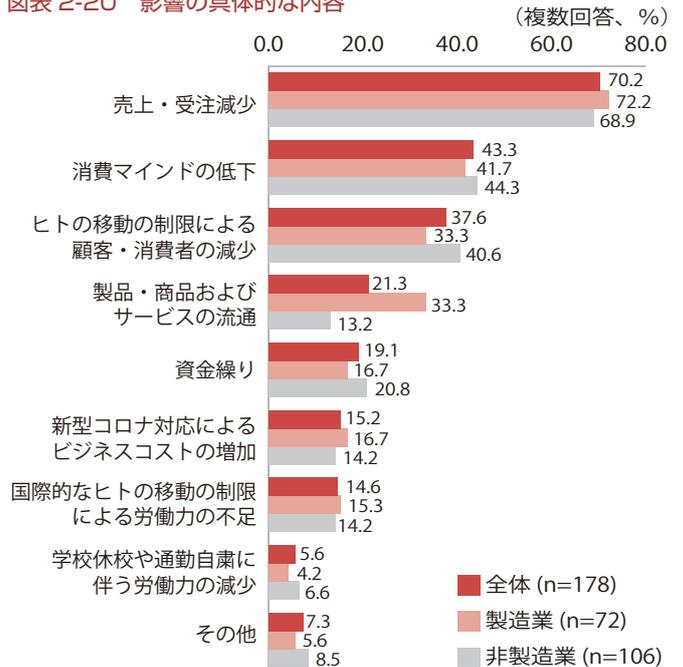
「悪い影響がある」あるいは「多少悪い影響がある」と回答した企業の具体的な影響の内容をみると、約7割の企業が「売上・受注減少」と回答し、次いで「消費マインドの低下」、「ヒトの移動の制限による顧客・消費者の減少」が続いた（図表2-20）。

図表 2-19 新型コロナによる影響



〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ) から作成

図表 2-20 影響の具体的な内容



〔注〕nは、新型コロナにより「悪い影響がある」あるいは「多少悪い影響がある」と回答した企業。回答は上位三項目まで可とした。
〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ) から作成

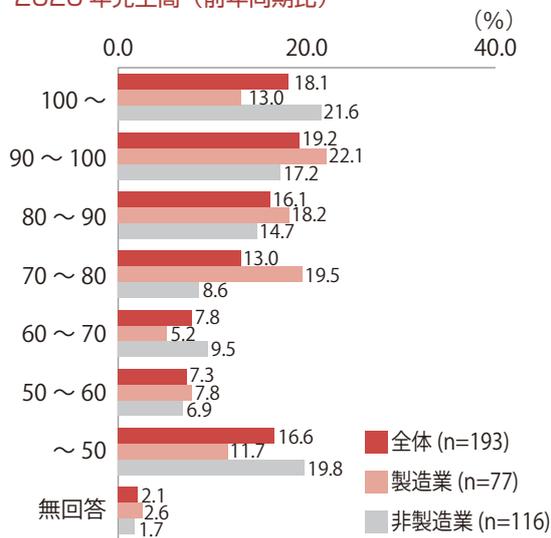
上位3項目はいずれも需要の低下を反映した項目が並んだ。新型コロナの感染拡大防止策として日本国内の経済・社会活動が制限されたことで消費が落ち込み、外資系企業のビジネス展開に影響を与えた（新型コロナによる日本市場における国内事業者や消費者の行動の変容については「第3章新型コロナが日本市場にもたらした変化とビジネス機会」を参照）。「製品・商品およびサービスの流通」をみると、全体の回答は21.3%だったものの、製造業に限ると同選択肢の回答率は3割を超えた。

7月調査時点までの2020年の売上高（前年同期を100とする）について尋ねたところ、全体では18.1%の企業が前年同期を上回ると回答し、79.8%の企業が下回ると回答した（図表2-21）。前年同期を上回る（100～）と回答した企業の詳細業種をみると、製造業では精密機械・情報通信機器、非製造業では

情報通信などが比較的多かった。他方、2020年の売上が前年同期の半分以下（～50）と回答した企業をみると、運輸・観光に従事する企業が多かった。不要・不急の外出や県境をまたぐ移動の自粛などに伴い、移動や観光に関連する業種での売上の減少が顕著であったことが窺える。

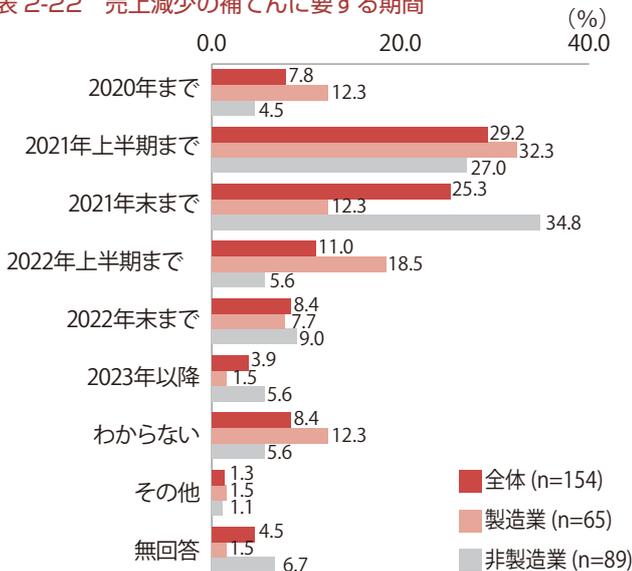
前年同期より売上が減少していると回答した企業に、減少した売上の補てんに要する期間を聞いたところ、「2021年上半期まで」と回答した企業が全体の29.2%と最多で、次いで「2021年末まで」（全体の25.3%）と回答した企業が多かった（図表2-22）。業種別にみると、製造業の回答が最も多かったのは「2021年上半期まで」（製造業の32.3%）だった一方で、非製造業では「2021年末まで」（非製造業の34.8%）が最多で、回答の傾向に違いがみられた。

図表 2-21 2020年売上高（前年同期比）



〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成

図表 2-22 売上減少の補てんに要する期間



〔注〕nは、新型コロナにより、2020年の売上が前年同期より落ち込んでいると回答した企業。

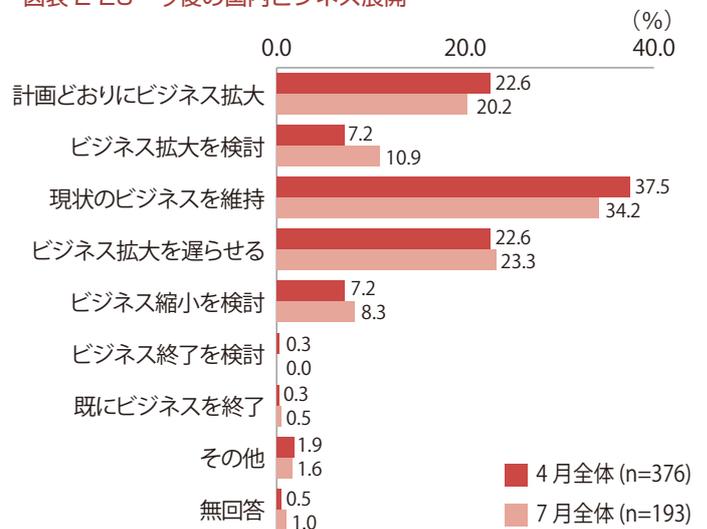
〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成

■大半の企業が日本でのビジネスを継続

新型コロナを経た今後の国内ビジネス展開や事業拡大の計画について聞いたところ、4月調査ならびに7月調査のいずれも、「現状のビジネスを維持」と回答した企業が最も多かった（図表2-23）。また、両アンケート調査では「計画どおりにビジネスを拡大」、あるいは「ビジネス拡大を遅らせる」と回答した企業が2割を超えた。他方、「ビジネス終了を検討」と回答した企業は1%未満などとなった。新型コロナによる負の影響を受け拡大意欲は2019年までのアンケート調査から減退が見られた一方で、日本市場からの撤退を検討している企業は非常に少ないことが分かる。

新型コロナの影響を受けながら、今後も日本でビジネスを継続すると回答した企業にその理由を聞いたところ、「現在の市場規模」の回答率が全体の67.4%、「関連産業成長性」が同64.7%と極めて高かった（図表2-24）。非常に規模の大きい日本市場は、日本でビジネスを行う外資系企業にとって魅力的であり、新型コロナ以前と同様に引き続き高い関心が寄せられる。

図表 2-23 今後の国内ビジネス展開

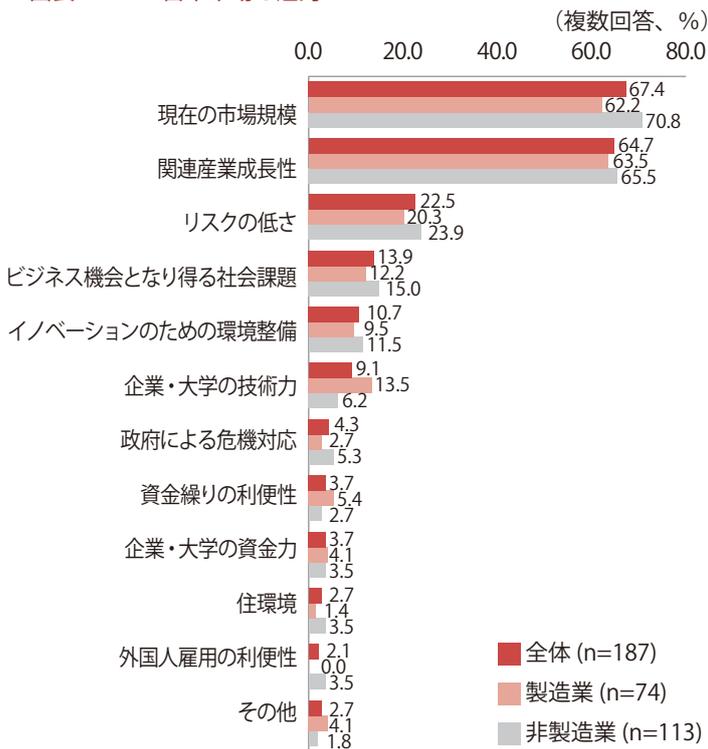


〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成

今後のビジネス運営について聞いたところ、「新たな事業領域の模索」と回答した企業が全体の29.5%と最も多かった（図表2-25）。未曾有の感染症による影響を受け、国内事業者や消費者の行動に様々な変容がみられるなど不確実性が高まる中で、新しいビジネスモデルを模索する意向が窺える。

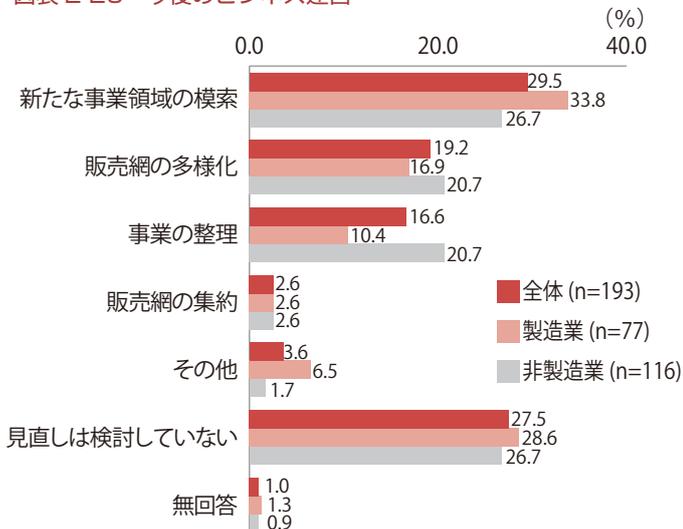
革新的な事業の組成をもたらす手段の一つとして昨今、オープンイノベーション（OI）が注目されている。外資系企業による日本国内でのOIの取り組みをみると、「実施したことがあり、継続・拡大

図表 2-24 日本市場の魅力



〔注〕nは、日本でビジネスを維持する企業。回答は上位三項目まで回答可とした。
〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成

図表 2-25 今後のビジネス運営

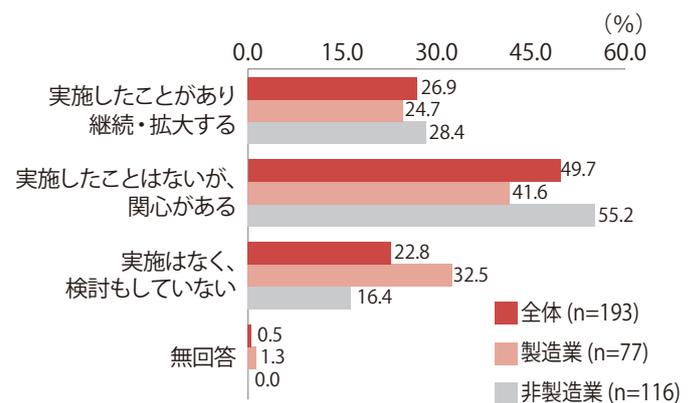


〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成

する」と回答した企業が全体の26.9%、「実施したことはないが、関心がある」と回答した企業は同49.7%で、OIに前向きな企業は76.7%だった（図表2-26）。2020年7月の調査結果を2018年ならびに2019年に実施したアンケート調査結果と比較しても、OIに前向きな企業の回答率は継続して高く、新型コロナの影響の有無によらず、国内におけるOIへの関心が高いことが分かる。OIに前向きな企業に関心のあるパートナーを聞いたところ、「日本の中堅・中小企業」と回答した企業が58.1%、「日本の大企業」と回答した企業が56.8%で半数を超えた（図表2-27）。

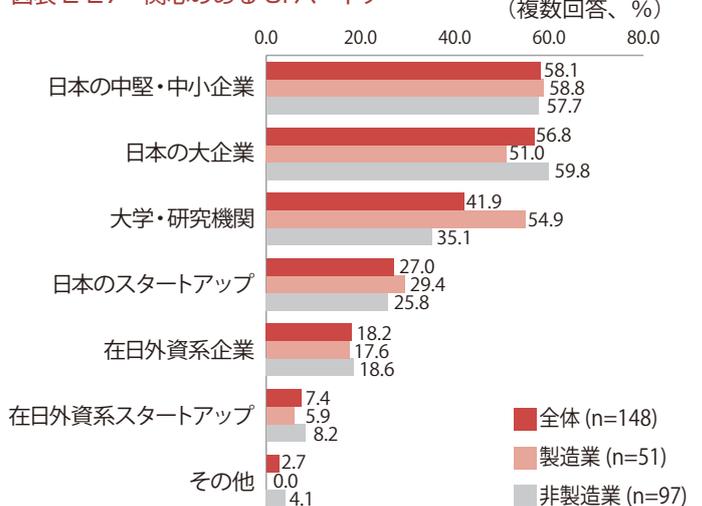
日本国内の外資系企業を対象としたジェトロのアンケートでは、新型コロナの影響を受けながらも、国内ビジネスの拡大に前向きあるいは継続する企業が多いことが分かった。日本市場の規模は引き続き企業にとって魅力であり、今後も海外展開を目指す外国企業のビジネス戦略策定の上で重要な要素となるだろう。日本市場における新型コロナによる変容を適切に把握することは、外国企業による日本進出やビジネス拡大、あるいは投資誘致を促進する上で不可欠となる。

図表 2-26 OIへの関心



〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成

図表 2-27 関心のあるOIパートナー



〔注〕nは、OIを実施したことがある、あるいは関心がある企業。回答は上位三項目まで回答可とした。
〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成

3 新型コロナが日本市場にもたらした変化とビジネス機会

(1) 新型コロナによる世界・日本への影響

① 新型コロナによる世界への影響

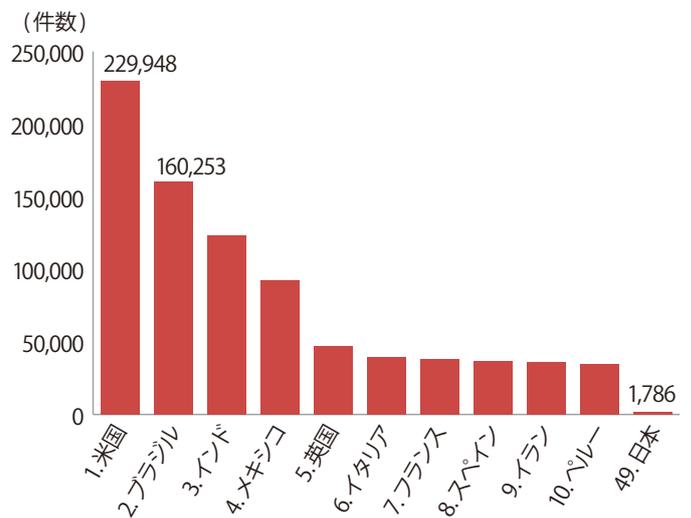
■ 未曾有の感染症による健康被害と経済への影響

世界保健機関（WHO）によると、2019年12月に中国の武漢で「原因不明の肺炎」として初めて確認された新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）は、世界219カ国・地域で約4,700万件の感染例、約120万件以上の死亡例が報告されている（2020年11月5日時点）。死亡件数の大きな国をみると、地域を問わず感染拡大が起きていることが窺える（図表3-1）。上位10カ国の死亡件数は、世界全体の約7割となる。日本は、中国外で2番目に感染が確認された国であったが、死亡件数は約1,800件で、他国・地域と比較すると被害を小さく留めることができている。

主要国の新規感染者数の推移をみると、感染者が最も多い米国では3月中旬ごろから増加がみられ、4月から5月下旬にかけて横ばい、6月中旬以降、更に増加がみられ、7月下旬ごろから下降傾向にあったものの、9月中旬以降は感染者が再び増加して

いる（図表3-2）。欧州主要国も、4月中旬（ドイツ、フランス）あるいは5月上旬（英国）以降、第一波の感染が抑えられたものの、特にフランス、英国などでは、7月下旬以降、新規感染者数が再び増加傾向にある。これら主要国と比較すると、日本の人口10万人あたりの感染者数は極めて低い水準で推移していることが分かる（詳細は後述）。

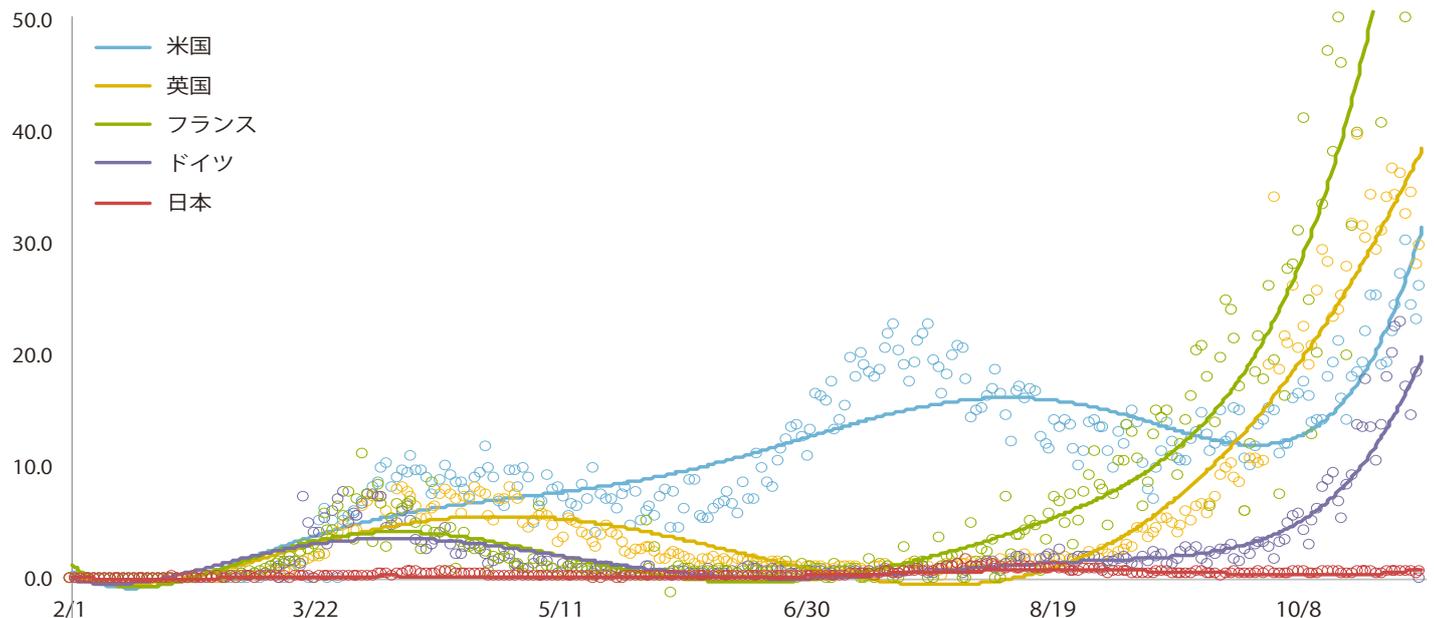
図表3-1 新型コロナによる死亡件数



〔出所〕世界保健機関（2020年11月5日時点）

図表3-2 新型コロナの新規感染者数の推移

（人口10万人あたり新規感染者数）

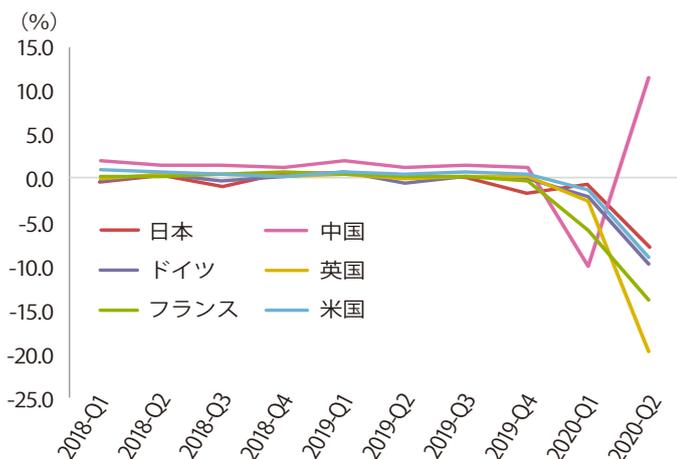


〔注〕○は日ごとの感染者数を示し、グラフは各国の日ごとの新規感染者数の散布図の近似曲線をとった傾向を示す。

〔出所〕世界保健機関（2020年11月5日時点）、国際連合から作成

新型コロナによる影響は既に主要国経済の GDP 成長率に表れている。感染拡大が他国に比べて早かった中国では 2020 年第 1 四半期に、その他の国々では同年第二四半期に大きく成長率が落ち込んだ（図表 3-3）。IMF や OECD などが発表する世界経済の成長予測をみると、2020 年は多くの国・地域で経済成長の減速が見込まれている（詳しくは第 1 章（1）「世界・日本のマクロ経済動向」を参照）。

図表 3-3 四半期 GDP 成長率の推移



〔出所〕「OECD Data」(OECD) (2020 年 10 月 20 日時点) から作成

②新型コロナによる日本への影響

■国内の感染拡大と日本政府の対応

日本の人口 10 万人あたりの新規感染者数の推移をみると、感染拡大は 3 月下旬以降だったことが分かる（図表 3-4）。4 月中旬にかけて感染者数は増加したが、5 月中旬にかけて減少し、6 月末ごろまで極めて低い水準で推移した。7 月に入ると再び新規感染者数の増加がみられ、一日の感染者数が 4 月中旬を上回る日が続いた。8 月中旬以降は、4 月などと比較すると引き続き高い水準ではあるものの、感染者数は横ばいとなっている。

国内での新型コロナの感染拡大を鑑み、日本政府は感染症の封

図表 3-5 緊急事態宣言の推移

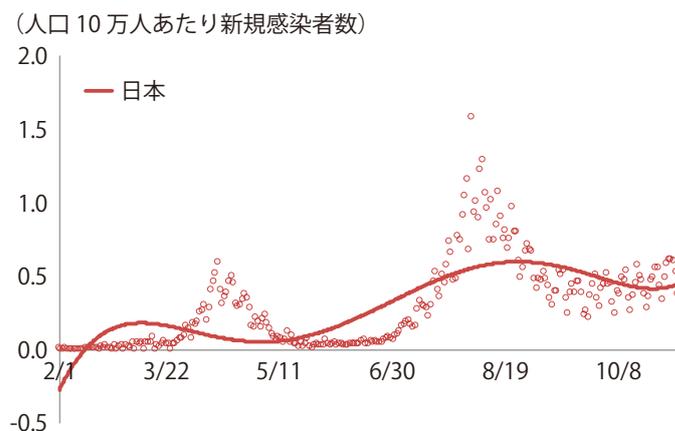
発令日	対象都道府県	概要
4 月 7 日	7 都道府県	関東、関西および九州の 7 都道府県に対し、期間を 4 月 7 日から 5 月 6 日までとして、緊急事態宣言を発出した。
4 月 16 日	47 都道府県	5 月の連休中の全国的な感染拡大防止のため、全都道府県に対し、期間を 5 月 6 日までとして、緊急事態宣言を発出した。
5 月 4 日	47 都道府県	5 月 6 日までとしていた全都道府県に対する緊急事態宣言の期間を 5 月 31 日までとすることを発表した。なお、期間については 5 月 14 日を目標に改めて検討する旨を併せて発表した。
5 月 14 日	8 都道府県	感染状況や医療体制などを鑑み、北海道、関東、関西の 8 都道府県を除く 39 県について、緊急事態宣言を解除した。残された 8 都道府県については、5 月 21 日を目標に改めて検討する旨を併せて発表した。
5 月 21 日	5 都道府県	関西 3 府県について、緊急事態宣言を解除した。翌週 25 日に残る北海道ならびに関東の計 5 都道府県の評価を行う旨を併せて発表した。
5 月 25 日	全国で解除	残されていた北海道ならびに関東の計 5 都道府県について、緊急事態宣言を解除した。

〔出所〕首相官邸の関連資料から作成

じ込めや、経済対策などの政策を講じた。国内での新型コロナの感染拡大のため、日本政府は 4 月 7 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発令した（図表 3-5）。国内では同宣言に基づき、飲食店など特定の業種に対する営業休止や、人の集合を伴うイベントの中止などが要請された。また、対象都道府県には不要不急の外出自粛が要請され、他人との接触を避けることが求められた。当初、関東、関西、九州の都市圏 7 都道府県を対象として発令された緊急事態宣言は、国内の感染状況などを鑑み、4 月中旬に全国へ拡大された。全国的な緊急事態宣言は 5 月 14 日に解除され、5 月 25 日までに全ての都道府県で宣言の解除が行われた。

また政府は感染拡大防止策として、国民に国外への移動に関して注意を促すとともに、水際対策として日本への入国拒否対象国・地域を 2020 年 2 月に設けた。指定国・地域からの渡航者は、日本国籍対象者ならびに特別な事情を持つ者を除き、原則的に日本への入国ができなくなった。対象地域は、各国・地域の新型コロナの感染拡大の状況などに基づき追加され、徐々に増加した。

図表 3-4 日本の新規感染者数の推移



〔注〕○は日ごとの感染者数を示し、グラフは各国の日ごとの新規感染者数の散布図の近似曲線をとった傾向を示す。

〔出所〕世界保健機関 (2020 年 11 月 5 日時点)、国際連合から作成

入国拒否対象地域の導入は、日本の滞在許可を持つ外国人の再入国を大きく制限した。これを受け、在日の外国商工会議所は同措置の改善に向けた意見書を発出したほか、外資系企業を支援するジェットロも支援企業の懸念などを政府に伝えた。

日本政府は新型コロナ対策と経済活動の両立を目指す中で、主要国際空港のPCR検査体制などの強化を行い、空港での検査や入国の翌日から起算して14日間の自主隔離など一定の要件を設けることで、ビジネス上必要な人材などに対して日本への入国に関する規制を徐々に緩和してきた。政府は2020年10月から、ビジネス以外に、順次留学や家族滞在などのその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することとした。また、より行動制限の緩和が適用されるビズネストラック（主に短期出張者向け）やレジデンストラック（主に駐在員の派遣・交代など長期滞在者用）などの試行措置が導入されている。

新型コロナや関連措置による経済的な影響に対応するため、政府は4月に緊急の経済対策を発表し、第一次となる補正予算案を国会に提出、成立させた（図表3-6）。同予算案で一般会計に追加された予算の内訳をみると、新型コロナにより売上が著しく減少した事業者の事業ならびに雇用継続のための「雇用の維持と事業の継続」が最大だった。また、医療体制の強化や新型コロナのワクチン開発の加速、経済回復を見据えた事業者支援などが盛り

込まれた。

更に政府は、経済支援の拡充のため、6月に第二次補正予算案を国会に提出し、成立させた（図表3-7）。補正された一般会計の内訳をみると、中小・小規模事業者の資金繰りの融資のための予算が項目別で最多だった。その他、事業者支援として、事業所の家賃支援の創設や雇用・事業継続のための支援などが含まれる。また、第一次補正予算と同様に、医療体制の強化やワクチン生産体制の確保、企業の事業展開やICT化支援のための予算などが含まれた。

4月から5月の緊急事態宣言の期間中に、国内の新規感染者数は大幅に減少した。他方、社会・経済活動の制限により、同期間に日本経済は大きな影響を受けた（詳細は後述）。政府は5月末の緊急事態宣言の解除後、感染拡大をおさえつつ経済回復を目指すため、段階的に人の集まりや県境をまたぐ移動の自粛要請を解除し、経済活動を引き上げてきた。各産業界は、事業者が新型コロナの対策を行いつつビジネス活動の再開ならびに増加を図ることができるよう、それぞれの業態に沿った新型コロナ感染防止のガイドラインを作成し、公表している。7月以降の新規感染者数の増加をうけ、一部の都市圏では飲食店の営業時間の短縮や経済活動引き上げの据え置きなどが行われたが、中央政府による緊急事態宣言の発令は行われなかった。政府は、医療体制の拡充などを進めると同時に、経済活動の維持に努めるとしている。

図表 3-6 第一次補正予算の内訳

項目	補正予算内訳	概要
雇用の維持と事業の継続	19.5 兆円	新型コロナによるビジネスへの影響を補てんするための、事業者の資金繰り対策や雇用の維持の支援などを含む。
感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	1.8 兆円	新型コロナの検査体制や医療提供体制の強化、治療薬およびワクチンの開発加速のほか、日本人帰国者の受入れ体制の強化や、他国への緊急支援などを含む。
次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	1.8 兆円	特に消費が落ち込んだ観光・運輸業、飲食業、イベント関連の事業に対する支援や、地域経済活性化などを含む。
強靱な経済構造の構築	0.9 兆円	日本企業によるサプライチェーンの見直し、海外展開を行う企業の事業円滑化、農林水産物・食品の輸出力強化などの支援、デジタル・トランスフォーメーションの加速などを含む。
今後への備え	1.5 兆円	今後の新型コロナの状況などに応じて、必要な対策を行うための新たな予備費。
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	25.6 兆円	上記項目の合計

〔注〕補正予算の内訳は、一般会計の補正のうちの金額。〔出所〕財務省関連資料から作成

図表 3-7 第二次補正予算の内訳

項目	補正予算内訳	概要
資金繰り対応の強化	11.6 兆円	事業者、特に中小・小規模事業者の資金繰りのための融資などを含む。
その他の支援	4.7 兆円	新型コロナ対策や関連事業を実施する地方公共団体への交付や、「持続化給付金」の拡充、企業の事業展開支援、ICT化支援などを含む。
医療提供体制等の強化	3.0 兆円	医療・介護・福祉の提供体制の整備などを行う都道府県に対して交付する経費や、ワクチンの生産体制の確保、医療機関などの資金繰りなどを含む。
家賃支援給付金の創設	2.0 兆円	中堅・中小・小規模事業者および個人事業主などの事業継続のため、負担の大きな固定費である家賃の支援に必要な経費を含む。
雇用調整助成金の拡充等	0.5 兆円	休業を余儀なくされている事業者やその被雇用者のための支援を含む。
新型コロナウイルス感染症対策予備費	10.0 兆円	新型コロナの状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を採るための予備費。
新型コロナウイルス感染症対策関係経費	31.9 兆円	上記項目の合計

〔注〕補正予算の内訳は、一般会計の補正のうちの金額。〔出所〕財務省関連資料から作成

■新型コロナによる国内経済活動への影響

上記のとおり、新型コロナや緊急事態宣言の発令などにより、国内の社会・経済活動は大きく制限された。2020年第2四半期の日本の実質GDP成長率はマイナス7.9%だった。同期の成長率は、欧米主要国と比較すると減少幅が小さかったものの、極めて大きく経済が落ち込んだことがわかる。

産業別にみると、特に4月から5月にかけて幅広い産業でビジネス活動が低下した。国内における製造業の活動を示す鉱工業生産指数をみると、2020年1月に99.8だった生産指数は4カ月連続で低下し、同年5月に78.7まで落ち込んだ（2015年が100.0）（図表3-8）。生産指数が80.0を下回るのは2009年2-3月以来だった。品目別にみると、主要品目である輸送機械工業の生産指数が、4月から5月にかけて大きく落ち込んだ。5月の指数は49.4で、比較可能な1978年以降で最低だった。輸送機械工業は、品目別のウエイトが最大で、同品目の落ち込みは製造業全体の活動指数の低下に大きな影響を与えた。

輸送機械工業に次いでウエイトの大きな食料品・たばこ工業、化学工業（医薬品を含む）は、他品目と比較すると減少幅は小さかったものの、指数は低下した。その他の品目も、2020年1月と5月を比較すると、ほぼ全ての詳細品目で生産指数が低下した。全国的な緊急事態宣言の解除後である6月以降の指数をみると、落ち込みの大きかった輸送機械工業をはじめ、多くの品目で生産指数が5月から回復している。しかし、新型コロナ以前の水準と比較するといまだに指数は低く、今後の経済活動の引き上げとともに、生産活動の回復が期待される。

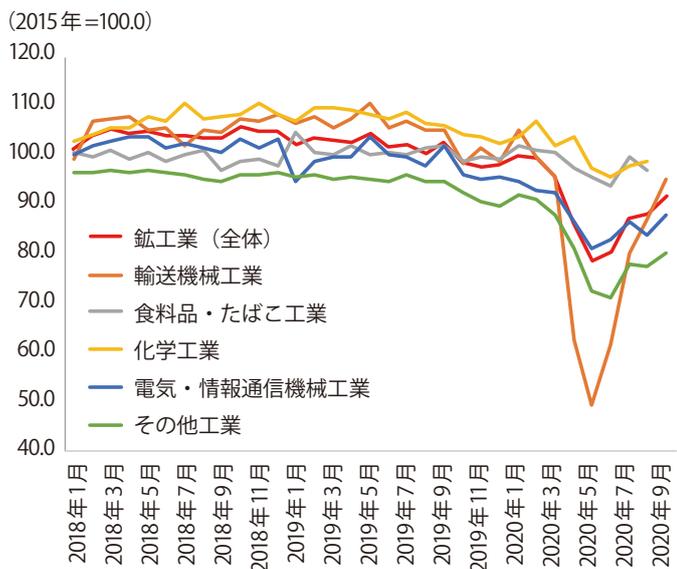
広義のサービス産業の活動を示す第三次産業活動指数をみると、サービス業も新型コロナの影響を大きく受けていることが分

かる。2020年1月に101.9だったサービス業全体の指数は、同年4月に89.5、5月に86.4まで落ち込んだ（2015年が100.0）（図表3-9）。同年5月の指数は、比較可能な2008年1月以降で最低だった。ウエイトが全体の1割以上を占める4業種（卸売業、医療・福祉、小売業、生活娯楽関連サービス）をみると、2020年1月から5月にかけて指数が10ポイント以上下がった。特に、飲食業や観光業を含む生活娯楽関連サービスの指数は、1月と比較して4月と5月の指数は半分以下となった。不要不急の外出自粛による国内観光業の落ち込み、飲食店の営業自粛などを受け、比較可能な統計上、最低となった。

ウエイトの大きな業種の中で、情報通信業の落ち込みは比較的小さかった。2020年1月と比較すると、4月の指数は微増、5月ならびに6月は微減だった。情報通信業の詳細をみると、特に通信サービス業に分類されるソフトウェア業の指数の増加が顕著だった。いわゆる巣ごもり消費の増加により、ゲーム・ソフトウェアの活動指数は3月から4月にかけて過去最高を記録した。

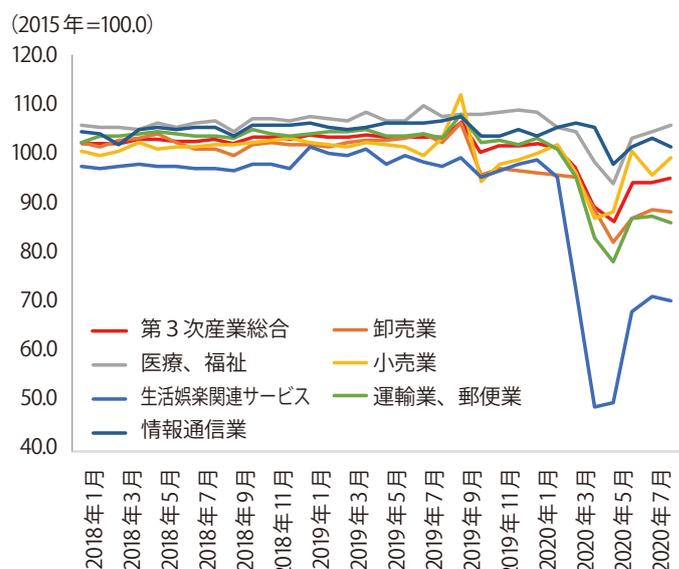
製造業の活動指数と同様に、6月になるとサービス産業の活動指数も回復した。緊急事態宣言の解除などを受けてヒトの移動が増加し始め、生活娯楽関連サービスの指数が大きく改善した。また、小売業の指数は2020年1月程度まで回復した。詳細品目をみると、4月、5月に指数が激減した自動車の小売の回復がみられる。6月以降も、少しずつではあるが、徐々にサービス業全体の活動は回復しつつある。経済活動の回復とともに、サービス業の活動の増加が期待される一方で、日本の消費者は特に新型コロナの感染拡大に敏感であり、今後の国内の感染拡大の状況により、回復のペースが鈍化する可能性もある。

図表 3-8 鉱工業生産指数の推移



〔注〕 全体およびウエイトの大きな上位5業種を表示。
〔出所〕 「鉱工業生産指数」（経済産業省）から作成

図表 3-9 第三次産業活動指数の推移



〔注〕 全体およびウエイトの大きな上位6業種を表示。
〔出所〕 「第三次産業活動指数」（経済産業省）から作成

(2) 新型コロナが日本市場にもたらした変化とビジネス機会

新型コロナは経済・社会のあらゆる側面に影響を与えており、日本の国内市場では様々な変容が見られる。本稿では、新型コロナによる影響を踏まえながら、国内の事業者と消費者における主な変容を概観する。

①日本国内の事業者における変化

■国内の大半の企業に負の影響

新型コロナは、国内の多くの事業者の事業展開に影響を及ぼしている。内閣府と財務省が2020年9月に発表（調査実施は2020年8月中旬）した法人企業景況予測調査における回答企業の景況判断をみると、2020年第2四半期に大きく落ち込んでいることがわかる（図表3-10）。景況判断は企業規模を問わず低下しており、大企業は2009年第1四半期に次いで2番目、中堅企業および中小企業は2004年以降で最低だった。2020年第3四半期の景況判断をみると、いずれの企業規模の判断も上向いているが、回復の度合いは規模の小さな企業ほど低い。

国内企業を対象としたアンケート調査をみると、多くの企業が影響を受けていたことが分かる。東京商工リサーチが2020年8月から9月にかけて実施した「第8回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」によると、回答企業の約13,000社のうち、約97%の企業が何らかの影響を受けたあるいはその可能性があるとして回答している。

■国内企業はデジタル関連の投資を継続

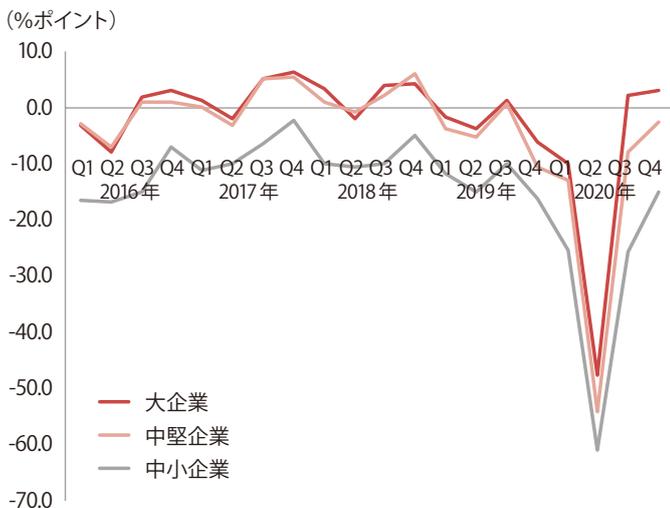
新型コロナに起因する経済の落ち込みは、国内企業による設備

投資にも影響を与えている。財務省が発表する法人企業統計調査をみると、2020年第2四半期の国内企業による設備投資額（一社あたり）は、前年同期比9.2%減だった（図表3-11）。企業規模別にみると、比較的規模の大きい、資本金が10億円以上の企業で前年同期比9.5%減など低調だった。

設備投資全体では投資額が減少する中、新型コロナで更に需要が高まるデジタル分野への投資は増加が期待される。日本経済新聞社が2020年8月に発表した、上場企業と資本金が1億円以上の企業948社を対象に行った設備投資動向調査によると、全業種における2020年度の設備投資の計画額は前年比1.2%減で、2016年度以来、4年ぶりに前年比減となった。他方、IT設備額（765社対象）をみると、前年比15.8%増で、2年連続で2桁増が見込まれるという。同新聞社によると、各業界でデジタル化を通じたデジタル・トランスフォーメーションを進める投資が行われると予測される。

日本銀行が2020年7月や10月に発表した地域経済報告でも、同様の傾向を窺うことができる。同報告における企業による設備投資の判断をみると、「減少している」や、「弱めの動きとなっている」などとなっており、芳しくない。実際に、日本銀行による企業へのヒアリング報告をみると、特に受注の減少などによって業績悪化が見込まれる企業を中心に、投資の先送りや取りやめが散見される。他方、多くの地域で5G関連や自動化、省力化のほか、オンラインショッピングやテレワークなどの需要は継続しており、デジタル化に伴う投資の拡大の計画が報告されている（図表3-12）。新型コロナによって経済全体では負の影響が大きい中で、国内で大きな需要が期待されるデジタル化は引き続き注目されており、市場成長が見込まれる。

図表3-10 企業の景況判断



(注) ①%ポイントは、前四半期と比較して回答企業の景況判断の「上昇」をプラス、「下降」をマイナスとして算出。②2020年第4四半期の景況判断は予測。
(出所)「法人企業景況予測調査」(内閣府・財務省)から作成

図表3-11 一社あたりの設備投資額の推移(前年同期比)



(注) 対象業種は保険・金融を除く全産業。
(出所)「法人企業統計調査」(財務省)から作成

図表 3-12 デジタル関連投資の例

地域	業種	企業などの声
北海道	建設	慢性的な人材不足の解消に向け、ICT 関連投資を継続するほか、今後はテレワークの本格導入に向け関連投資も積極化する。
東北	小売	コロナ禍のもとで店舗設備を削減する一方、e コマースへのニーズの高まりを受けてデジタル関連投資を強化するなど、投資計画の見直しを進めている。
北陸	繊維	収益環境が厳しくなった今だからこそ、検査工程の自動化や間接部門へのシステム導入など積極的な省力化投資で生産性向上を図っていく方針。
関東甲信越	輸送用機械	収益の悪化を受けて、今年度の投資額を当初計画の半分に絞り込んだ。とはいえ、競争力維持のためには新たな技術に対応した製品の開発が不可欠なことから、研究開発投資は手を緩めずに行う方針。
東海	生産用機械	手元資金の確保を優先するために設備投資の案件を絞り込み、前年対比で減額することとした。ただし、5G 関連や AI 活用のための生産用機械に関する研究開発投資はこれまで通りに実施する。
近畿	化学、電気機械	中長期的に市場の拡大が見込まれる成長分野への設備投資や研究開発投資は引き続き計画通りに進めている。
中国	情報通信	中長期的にクラウドサービスの拡大が進む中で、今後もテレワークの普及などを背景に一段とデータ通信量が増加することが見込まれる。このため、当社ではデータセンターの増設を進めている。
四国	宿泊	新型コロナウイルス感染対策として、レストランや浴場における混雑具合を AI で計測し、宿泊者に情報提供するシステムを導入した。
九州・沖縄	はん用機械	先行き不透明感は高まっているが、5G 関連需要の好調が続いていることを踏まえ、現時点では設備投資計画の見直しは考えていない。

〔注〕各地域の企業の声はデジタル関連投資に前向きな企業の声を選別しており、必ずしも当該地域あるいは当該業種全体の設備投資の概況を示すものではない。
〔出所〕「地域経済報告 - さくらレポート -」（2020年7月および10月）（日本銀行）から作成

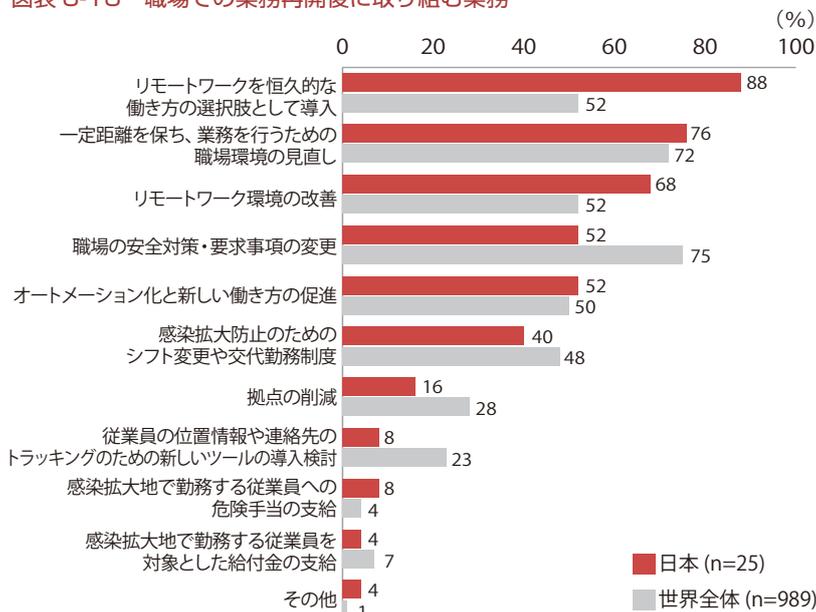
■期待されるテレワークの継続

新型コロナはビジネスを行う多くの事業者には様々な影響を与えた。ヒトとの接触機会を減らすために様々な形でデジタル化が進められる中で、世界的に在宅によるテレワークが注目を集めた。他国と比較しても日本におけるテレワークの注目度は特に高い。PwC が世界 23 カ国・地域で CFO を対象に実施した調査によると、職場での業務再開後に取り組む業務として、日本企業の CFO の 88% が「リモートワークを恒久的な選択肢として導入」、68% が「リモートワーク環境の改善」と回答した（図表 3-13）。世界全体の回答率と比較すると、日本では上記 2 つの回答率が高かった。

新型コロナの感染拡大を防ぐため、日本政府は国民に対して不要不急の外出自粛を求めると同時に、事業者に対して積極的なテ

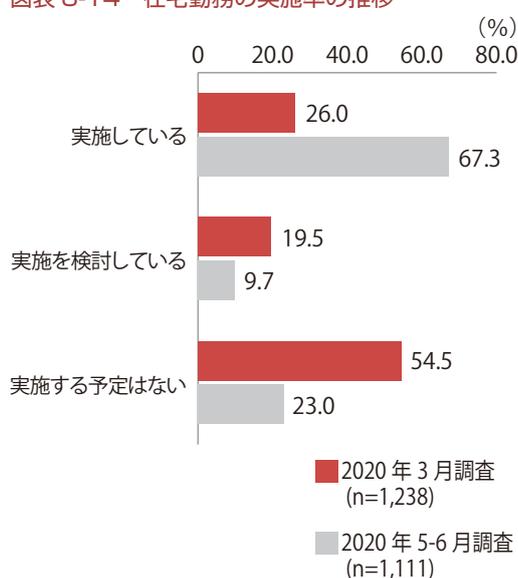
レワークの導入により、出勤率を 7 割減とすることを求めた。東京商工リサーチが 2020 年 6 月末から 7 月上旬にかけて行ったアンケート調査をみると、全回答企業約 15,000 社のうち、在宅勤務・リモートワークを実施したことがある企業は 57.8%（「現在、実施している」企業 31.0%と、「新型コロナ以降に実施したが、現在は取りやめた」企業 26.8%の合算）だった。また、東京商工会議所が実施したアンケート調査をみると、2020 年 3 月時点でテレワークを実施していた企業は全体の 26.0%にとどまっていたが、同年 5～6 月の調査では同回答率が 67.3%と、40%以上増加した（図表 3-14）。同アンケート調査によると、「実施している」と回答した企業の半数以上が政府による緊急事態宣言の発令（2020 年 4 月）以降にテレワークを開始したという。

図表 3-13 職場での業務再開後に取り組む業務



〔出所〕「COVID-19 CFO Pulse」（2020年6月1～11日実施）（PwC）から作成

図表 3-14 在宅勤務の実施率の推移



〔出所〕「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート調査結果」（東京商工会議所）から作成

テレワークの効果も認識されている。上記東京商工会議所の調査によると、テレワーク実施の効果として「働き方改革が進んだ」（全体の50.1%）、「業務プロセスの見直しができた」（同42.3%）の回答が多かった。これらの回答はテレワークの開始時期を問わず、上位の回答となった。

緊急事態宣言の解除後も、政府はテレワークを活用することにより、出社率を約7割とするよう呼び掛ける。経済同友会が2020年5月末から6月上旬にかけて行った調査をみても、いわゆる「新しい生活様式」が求められる中で、比較的多くの企業がテレワークをととした業務のデジタル化の重要性を認識している。

■テレワークにおける課題と外資系企業のビジネス展開

今後もテレワークの継続的な運用が見込まれる一方で、その持続的な運用は課題を伴う。各種アンケート調査などをみると、様々な課題が挙げられる（図表3-15）。必要な機器やネットワーク環境に関わる基本的なインフラ環境整備のほか、社内コミュニケーションや業務の進捗管理、紙書類の取り扱いなどは、今後、オフィスの出社とテレワークが並行して実施される中で、持続可能性や社内の生産性などに大きな影響を与える課題となり得る。

これらの課題に関し、外資系企業による貢献や課題解決をととしたビジネス展開がみられる。ICT機器や関連サービスを手掛ける中国のレノボの日本法人レノボ・ジャパンは2020年4月に、国内の中小企業（従業員300名以下）のテレワーク支援として、ノートパソコンの3カ月の無料貸し出し、社内コミュニケーションなどを効率的に行うためのMicrosoft Teamsのアカウントの無料発行などを行った。

テレワーク実施にかかる課題の一つに、業務の進捗管理ならば

に社員の業務管理が挙げられている。パーソル研究所のアンケート調査によると、テレワークによる在宅勤務により、社員の業務管理、ひいては社員の評価などが懸念されている。2019年3月に日本拠点を設立したAsanaは、ワークマネジメント（仕事の管理）のためのプラットフォーム「Asana」を提供する企業として、注目を集める。米国で設立された同社は2012年から同プラットフォームを提供しており、日本企業の利用も2013年からあり、顧客数も伸びていたという。同社担当者によると、新型コロナによる企業のテレワークの導入を受け、今まで以上に「ワークマネジメントの需要が高まっている」という。国内企業のデジタル・トランスフォーメーションや働き方改革に資する同社の日本におけるビジネス展開は、国内の社会課題の解決と生産性向上をもたらす外資系企業の好例と言える。

電子署名サービスを展開する米国企業のドキュサインは、日本の商慣習によるリモートワークの課題である押印を遠隔で行うサービスとして注目される。クラウドサービスを提供する米ドロップボックスの日本法人ドロップボックス・ジャパンも、2020年10月に日本向けに電子署名サービスの提供を開始した。今後も継続が予測されるリモートワークの課題解決をととし、外資系企業のビジネス展開が期待される。

■新たなビジネスモデルの模索

新型コロナは経済・社会の様々な側面に変化をもたらす。世界経済フォーラムは新型コロナを受け、2021年のテーマを「Great Reset」としたほか、日本政府などは新型コロナを経た社会を「New Normal」と表現するなど、2020年以降の社会や経済はこれまでと異なる生活様式やビジネス形態をもたらすと予測する。

図表3-15 テレワーク実施にかかる課題

課題	概要
インフラ環境整備	東京商工会議所のアンケート調査によると、テレワークを実施した企業（732社）の半分以上が、社員がテレワークを実施するための「ネットワーク環境の整備」（全体の56.7%）や、「PC・スマホ等機器の確保」（同55.9%）を課題とする。
社内コミュニケーション	東京商工会議所のアンケート調査によると、テレワークを実施した企業（732社）の55.5%が「社内のコミュニケーション」をテレワークの課題として挙げる。また、パーソル総合研究所が2020年5～6月にテレワーク実施者（500名）を対象に行ったアンケート調査でも、最も多い32.2%が「非対面のやり取りは相手の気持ちがわかりにくく不安」とコミュニケーションにおける懸念を課題として挙げる。
業務の進捗管理	パーソル総合研究所が2019年12月以前からテレワークを行う部下を管理する管理職700名を対象に行ったアンケート調査によると、回答者のうち46.3%が「業務の進捗状況がわかりにくく、不安に思うことがある」と回答した。同社が2020年5～6月に実施したテレワーク実施者（500名）へのアンケート調査でも、2番目に多い31.4%が「上司から公平・公正に評価してもらえるか不安」と回答した。
書類の確認や押印対応	アドビ社の調査によると、テレワークを経験したビジネスパーソン（500名）のうち、紙書類の確認や押印などのために出社をした回答者は64.2%に上った。東京商工会議所のアンケート調査によると、テレワークを実施した企業（732社）のうち、49.9%が「書類への押印対応」を課題に挙げた。特に、同回答率は2020年4月以前からテレワークを実施している企業で高い。
セキュリティ確保	東京商工会議所のアンケート調査では全体（732社）の50.9%が、大阪商工会議所のアンケート調査では実施中小企業（210社）の50.5%がセキュリティの不安を課題に挙げる。

（出所）「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート」（2020年6月）（東京商工会議所）、「テレワークにおける不安感・孤独感に関する定量調査」（2020年3月）および「第三回新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査」（2020年6月）（パーソル総合研究所）、「テレワーク勤務のメリットや課題に関する調査結果」（2020年3月）（アドビ）、「中小企業のテレワークについての緊急アンケート調査」（2020年6月）（大阪商工会議所）から作成

変容する経済・社会の中で、多くの国内事業者が新たなビジネスモデルの模索を目指している。米国のコンファレンスボードが1999年から毎年行っている世界の経営幹部を対象としたアンケート調査によると、各企業における新型コロナによる最も重要な長期的な影響・変化として、日本のCEO（n=92）のうち、最多の58.7%が「顧客嗜好が変化するのに合わせ、当社のビジネスモデルを再考するきっかけになる」と回答した。2番目に回答率が高かった「デジタル主導の組織への変革ペースを速める」（54.4%）とともに、回答率が50%を超えた。ジェットロによる外資系企業を対象としたアンケート調査をみても、今後のビジネス形態について、「新たな事業領域の模索」をしていると回答した企業が最多だった。

日本国内では、新たなビジネスモデルの模索の手法として、オープンイノベーションなど、他社との協業・連携に注目が集まる。大企業をはじめ、様々な企業がスタートアップとの連携を見据えたアクセラレーション・プログラムや、ピッチコンテストを開催するなど、活発な活動がみられる。政府も、イノベーション創出の促進に注力しており、外国企業と日本企業の連携をとおした新事業創出を支援する「デジタル・トランスフォーメーション推進チーム」をジェットロに立ち上げた。官民でみられる日本企業と外国企業の事業連携の活動をとおし、新たな経済・社会におけるビジネス展開の進展が期待される。

②日本国内の消費者における変化

■新型コロナにより消費意欲は大幅減

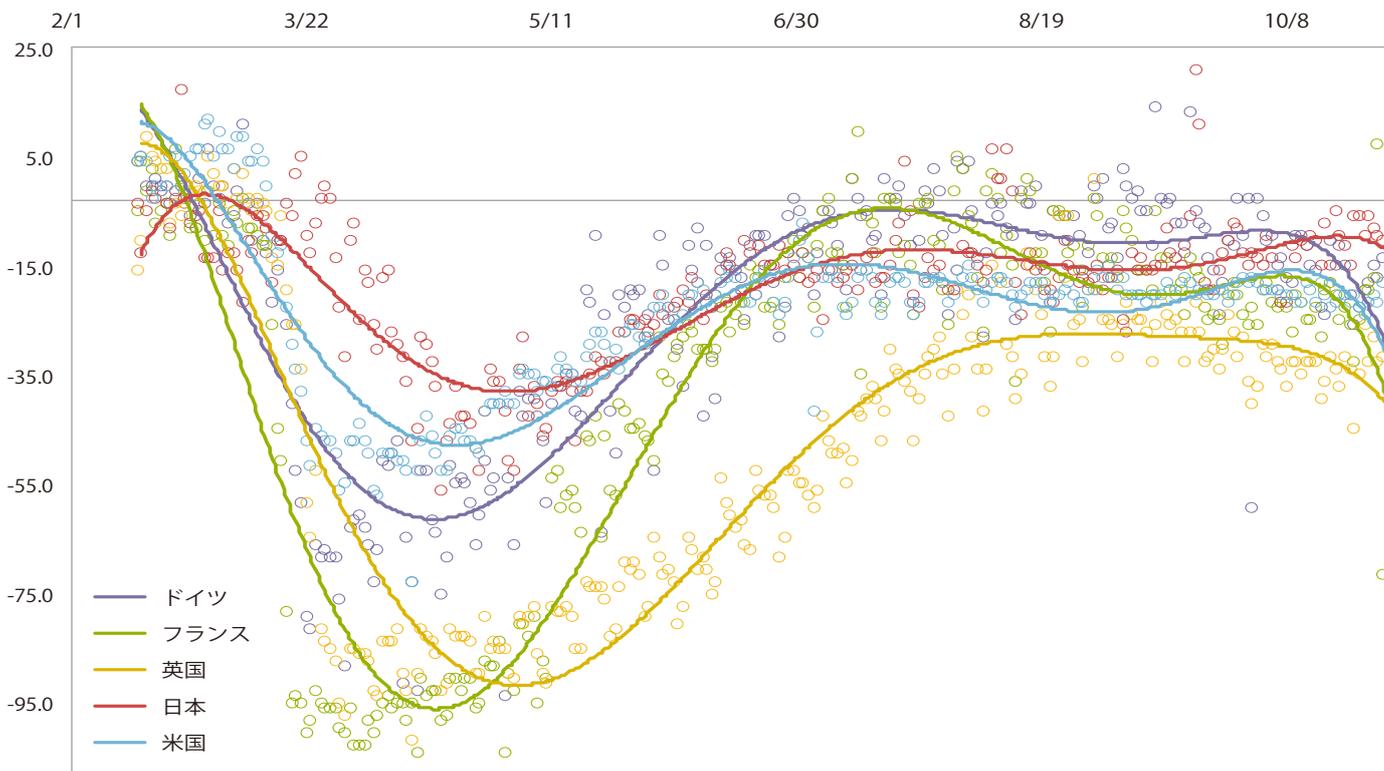
新型コロナの感染拡大防止のため、各国・地域政府は国民に対して、外出禁止・自粛要請などの政策を採った。前述のとおり、日本政府は緊急事態宣言の発令時などに、国民に対して外出自粛を要請した。Googleが公開するヒトの移動データをみると、先進各国で感染拡大がみられた3月後半から5月頃にかけてヒトの移動の低下がみられる（図表3-16）。

感染拡大が比較的抑えられていた日本でも、他国と同様にヒトの移動の低下がみられた。特に全国的な緊急事態宣言の発令があった4月中旬から5月中旬にかけて移動が少なかったことが分かる。ポストン・コンサルティング・グループ（BCG）が2020年4月に実施したアンケート調査によると、日本では外出に対して罰則などが無かったにもかかわらず、回答者の82%が「新型コロナウイルスの影響で公共スペースへの外出を極力避けている」と回答した。国内のヒトの移動は6月下旬までにある程度回復し、以降は横ばいとなっている。

新型コロナへの懸念は、感染症による経済への影響の懸念にもつながっている。前述のBCGのアンケート調査によると、「新型コロナウイルスの影響で景気後退が起きる」と回答した日本の回答者は89%に上り、同時期の西欧諸国や中国、インドなどの結果と比較しても高かった。

図表 3-16 娯楽関連施設における人出の推移

(0=2020年1月3日～2月6日の中央値)

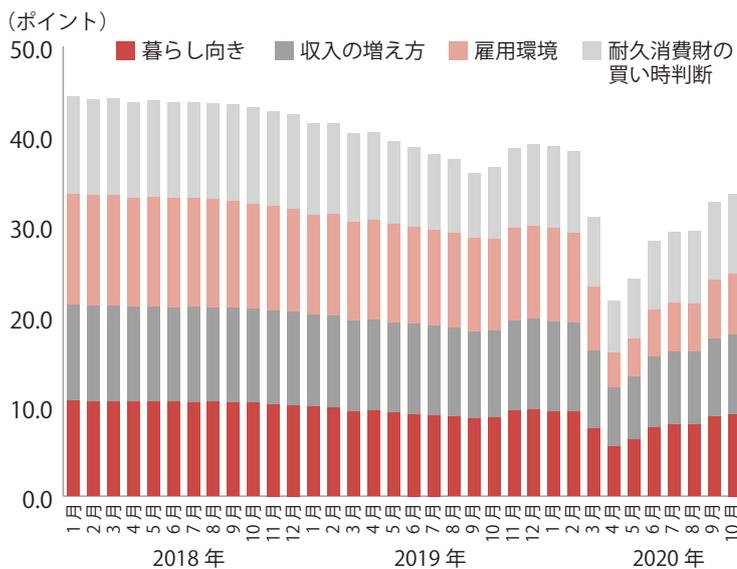


〔注〕○は日ごとの値を示し、グラフは各国の日ごとの人出のデータの散布図を近似曲線をとった傾向を示す。
〔出所〕「Google Mobility Report」(Google) (2020年11月5日時点) から作成

日本の消費者の新型コロナへの懸念は、国内の消費動向にも表れている。内閣府が毎月発表する消費者態度指数をみると、国内で新型コロナの感染が増加し始めた3月、ならびに新規感染者数が大幅に増加した4月は、前月と比較して消費者態度指数が大きく低下した(図表3-17)。2020年4月の消費者態度指数は21.6で、比較可能な1982年6月以降で最低となった。

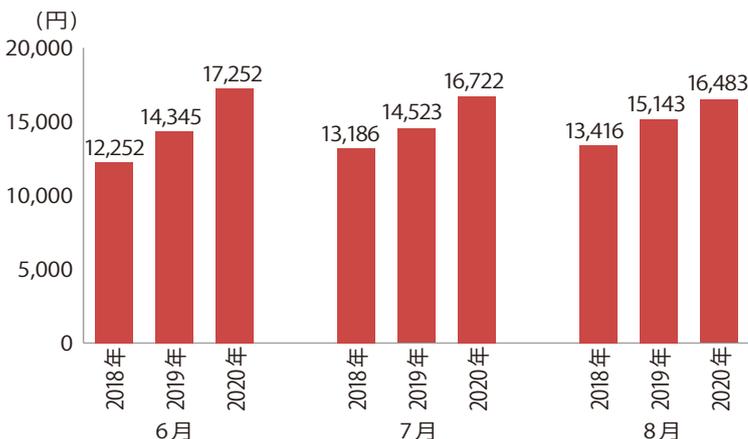
消費者態度指数は、1)暮らし向き、2)収入の増え方、3)雇用環境、4)耐久消費財の買い時判断、の4項目の単純平均で算出される。2020年4月は、これら4項目全てで過去最低となった。特に、1)暮らし向きと2)収入の増え方において、前月比がそれぞれ8.1ポイント減、8.5ポイント減で、過去最大の下げ幅となった。全国的に新規感染者が少なかった5月、6月は指数の回復がみられたものの、再び感染者数が増加し始めた7月は指数の回復が鈍化し、8月は全体指数が前月比減となった。同月の各項目の指数をみると、耐久消費財の買い時判断以外の3項目で指数が前月比減となった。経済回復を目指す中で、国内需要を支える消費者の消費意欲の向上は、引き続き重要な課題となる。

図表3-17 消費者態度指数の推移



(出所)「消費動向調査」(内閣府)から作成

図表3-19 インターネットを利用した支出額の推移



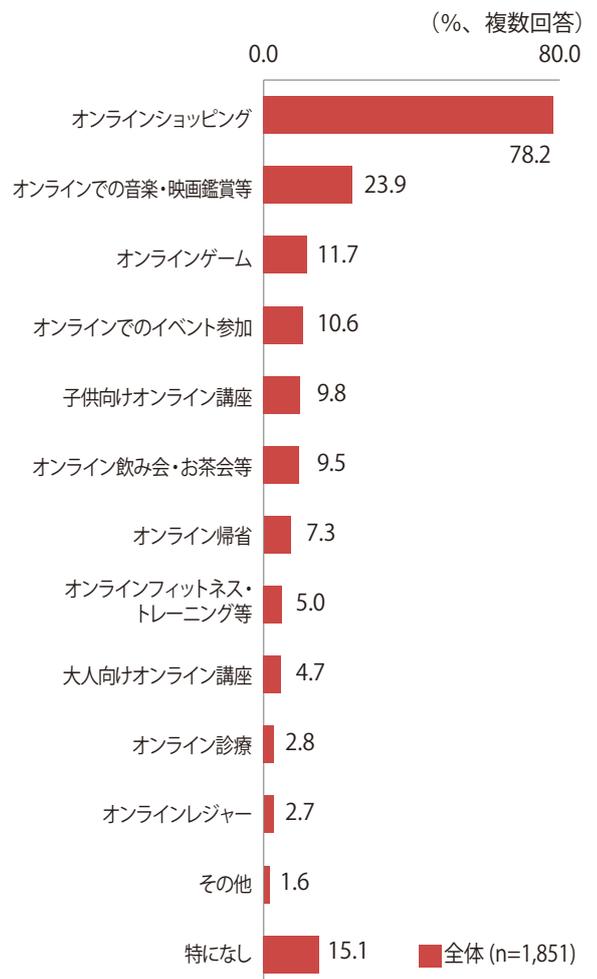
(出所)「家計消費状況調査」(総務省)から作成

■増加した国内のオンライン消費

新型コロナの感染拡大によって外出を控える消費者が増加したことにより、オンラインでのモノおよびコトの消費が世界的に急増した。消費者庁が2020年7月に実施した「オンラインサービス及び外食・中食に関する意識調査」によると、回答者の78.2%が直近1~2カ月でオンラインショッピングを行ったと回答した(図表3-18)。同回答を年代別にみると、20歳代から60歳代までで回答率が75%を超え、70歳代の回答率も50%を上回った。

家計の消費額をみても、オンラインを介した支出の増加が窺える。総務省が実施する家計消費状況調査をみると、インターネットを利用した支出額は2020年6月が17,252円(前年同月比20.3%増)、同年7月が16,722円(同15.1%増)、同年8月が16,483円(同8.8%増)など、2020年4月以降は比較可能な2015年以降のそれぞれの月別で最高額となっている(図表3-19)。単純な金額比較でも、2020年6月は、2015年以降で最高となった2019年12月に次いで、2番目に支出額が大きくなった。

図表3-18 オンライン活用の状況



(出所)「オンラインサービス及び外食・中食に関する意識調査結果」(消費者庁)から作成

2020年8月のオンラインを介した支出を品目別にみると、食料品（全体の12.8%）、家電（同8.5%）などの支出が多かった（図表3-20）。他方、宿泊料、運賃、パック旅行費を含む宿泊関連の支出額は1,901円で、全体に対する割合は11.5%と他品目と比較すると多い一方、前年同月比では、金額は2,870円減、割合は20.0%ポイント減で、いずれも2015年以降の同月比で最低だった。宿泊関連の支出額の割合は多い月で当該月支出の30%を超えるが、関連業種における消費減により、大きく低下した。同様に、大型イベントの開催中止や延期の影響によりチケット支出も大きく低下し、2020年8月の支出に占める割合は前年同月比2.9%ポイント減の1.7%となった。

図表3-20 インターネットを利用した支出の主要項目

項目	支出額 (円)		割合 (%)	
		前年同月比		前年同月比
食料品	2,102	817	12.8	4.3
家電	1,408	544	8.5	2.8
婦人服	814	199	4.9	0.9
宿泊関連	1,901	-2,870	11.5	-20.0
チケット	273	-423	1.7	-2.9
総額	16,483	1,340	100.0	0.0

〔注〕「宿泊関連」は、インターネット上での決済とそれ以外の決済の合計。
〔出所〕「家計消費状況調査」（総務省）から作成

新型コロナの収束後の日本市場を考えるにあたり、オンライン消費の大幅な増加が継続的にみられるかが注目される。クレジットカードの決済情報をもとにJCBとナウキャストが算出する「JCB消費NOW」をもとに行われた渡邊・山本（2020）の調査は、2020年1月と同年4月時点のオンラインとオフラインの消費データを比較し、オンライン消費の増加要因を概説している。同調査によると、今回の新型コロナが消費者に与える影響は不可逆的な変化ではなく、感染拡大が収束すれば、オンライン消費の増加も落ち着く可能性がある¹と指摘する。新型コロナによって消費者が非接触の消費を増加させたが、今後の消費チャンネルの変化は引き続き注視する必要がある。

■増加するキャッシュレス決済

昨今の日本の消費者行動にみられる変化として、キャッシュレス決済の利用増加が挙げられる。経済産業省によると、2019年の日本のキャッシュレス決済利用率（金額ベース）は、前年から2.7%ポイント増の26.8%だった（図表3-21）。項目別にみると、クレジットカードが24.0%と大きく、電子マネー（1.9%）が続く。2018年に0.05%だったQRコード決済は、2019年に0.31%まで増加したが、その割合は4項目のうち、依然として最も小さい。

新型コロナの感染拡大への懸念により、非接触での決済を可能とするキャッシュレス決済の利用が拡大している。JCBがキャッシュレス決済利用者を対象に実施したアンケート調査によると、コロナ禍でオンライン決済が増えたと回答した回答者は全体（n=1,000人）の58.5%で、特に20代（n=200人）は71.5%、30代（n=200人）は64.0%が増えたと回答した。また、今後もキャッシュレス決済を利用すると回答した回答者は全体の93.0%に上る。今後も利用する理由としては、「ポイントがよく貯まるから」（今後もキャッシュレスを利用したい人（930人）の63.2%）、「会計がスピーディーだから」（同40.8%）、「キャッシュレス決済対応のお店が増えたから」（同39.9%）などが上位を占めた。上位の回答はいずれも利用したうえでの利益や利便性の向上、環境整備に関連する項目であり、新型コロナの収束後も、引き続きキャッシュレス決済の利用拡大の可能性が窺える。

既存利用者の利用拡大は、これまで利用のない消費者に影響を及ぼす可能性もある。キャッシュレス推進協議会が2020年3月に発表した調査によると、キャッシュレス決済の利用に前向きな消費者は、知人や友人にキャッシュレス決済の利用者がいる場合や、世間でキャッシュレス決済が流行していると感じるという場合が多い。同調査のヒアリング結果をみると、自身の周囲でキャッシュレス決済の利用が多いと感じることで、関心を高めるケースがみられる。

日本政府もキャッシュレス決済の利用促進を後押しする。政府は、2025年までにキャッシュレス決済の利用率を4割程度に引き上げ、将来的には8割を目指している。キャッシュレス決済の利用促進のため、政府は2019年10月から2020年6月にかけて、登録店におけるキャッシュレス決済の利用額の最大5%を利用者に還元する事業を実施した。経済産業省の資料によると、同事業の登録店舗数は当初想定50万店を大きく上回る約115万店に達したという（2020年6月11日時点）。更に政府は、2020年9月より、マイナンバーカードと連動したキャッシュレス決済の利用に対し、25%分のポイント還元（最大5,000円）を行う「マイナポイント事業」を開始した。総務省などは、同事業の実施により、更なるキャッシュレス決済の利用促進を期待する。

図表3-21 国内キャッシュレス決済の内訳の推移

	2016年	2017年	2018年	2019年
クレジットカード	18.0	19.2	21.9	24.0
デビットカード	0.3	0.4	0.4	0.6
電子マネー	1.7	1.7	1.8	1.9
QRコード	-	-	0.1	0.3
計	20.0	21.3	24.1	26.8

〔注〕①各数値は利用金額ベース。②2017年以前の「QRコード」は、出所資料での統計取得が不可。

〔出所〕経済産業省資料から作成

¹ 同検証によると、調査対象期間におけるオンライン消費の増加は、以前からオンライン消費を行っていた消費者による、更なる消費のオンライン化が大きな要因であるという。これらの消費者がオフラインで行っていた消費をオンラインに移行したことにより、オンライン消費が増加した。対照的に、これまでオンライン消費のなかった消費者によるオンライン消費の利用もみられたものの、その割合は小さかった。同調査は、オフライン消費からオンライン消費に移行した消費者層の小ささから、新型コロナによるオンライン消費の増加は不可逆的な変化ではない可能性を指摘する。

渡辺 大森 悠貴、2020「コロナ収束後もオンライン消費の増加は続くか」CARF:Working Paper Series、CARF-J-112、東京大学金融教育研究センター

前述の還元事業では、中小店舗のキャッシュレス決済の導入が進んだ一方で、事業規模により利用金額に隔たりがみられた。経済産業省は、中小店舗へのキャッシュレス決済導入の阻害要因の克服のため、環境整備に向けた検討会を行うなど、利用促進に努める。政府も、国内の振込手数料やクレジットカードのための通信に必要なシステム使用料の見直しなどを目標に掲げる。

新型コロナを契機に、国内ではこれまで拡大傾向にあったオンライン消費やキャッシュレス決済の利用が増加した。将来的な消費のデジタル化は、従来の企業対消費者（B2C）取引以上に消費者情報の取得を可能とする。今後は、関連データの分析ツール、その有効な利活用による顧客獲得や市場拡大のためのコンサルテーションサービスなど、裾野産業の拡大も期待される。

コロナ禍における地方公共団体の官民連携の取り組み COLUMN

新型コロナが日本全国に大きな影響を与える中、地方政府の中には、スタートアップと連携することで、新たな社会課題に取り組もうとする動きがみられた（図表）。神戸市は2018年から、市職員とスタートアップの連携をとおり、地域の課題の解決を目指す Urban Innovation Kobe を展開している。同市は2020年4月に同プロジェクトの一環として、市民生活や市役所内における新型コロナの課題解決となり得る製品・サービスの募集を開始した。同プロジェクトの特徴は、審査のスピードだ。応募プロセスはオンラインで完結し、一次審査は応募から2営業日、二次審査は応募から2週間を目途とする。また、実証などのための市の関係部署との調整は最短で1週間以内としており、応募から実証あるいは実装までを素早く行う体制を採る。募集を開始した4月20日から8月までの期間で、市民向けの生活関連情報提供サイトを手掛ける企業、飲食店向けの資金繰りサポートを提供する企業、休校中の学生のための家庭学習支援を提供する企業などが採択されている。

神戸市が開始した Urban Innovation Kobe は2019年に Urban Innovation Japan と名称を変え、神戸市にとどまらず日本全国の自治体が、それぞれの地域の社会課題解決のための事業を募集している。2020年には愛知県豊橋市、名古屋市、静岡県藤枝市などが地域の課題を掲載しており、スタートアップ

プからの事業提案を募集している。新型コロナに関連する課題もみられ、各地での行政とスタートアップの協働による課題解決の進展が注目される。

福岡市は2016年より、社会課題の解決や市民生活の質の向上につながる実証実験プロジェクトの募集を行う「福岡市実証実験フルサポート事業」を展開する。2020年の同事業は、「Beyond Coronavirus（コロナを乗り越える）」をテーマに開催され、2020年7月に7社が採択された。外資系企業では、2012年に台湾で設立され、その後日本で拠点設立を行った Gogolook が採択されている。福岡市の事業では、同社による新型コロナに関連した電話詐欺や誤情報の防止情報基盤の構築を行うプロジェクトが採用されており、今後福岡市での実証実験などを進める。

東京都は、都政の課題解決に向けたスタートアップとの連携を目指し、2019年から「Upgrade with Tokyo」というピッチイベントを開催している。第5回となった2020年8月の同イベントは、新型コロナの影響を鑑みた新しい日常における働き方改革というテーマのもと、5社によるピッチが行われた。同イベントでは、AIを用いた高度な水処理技術を用い、屋内・屋外や水道の有無に関わらず、手洗いをとおした公衆衛生の強化や推進を目指す企業が選出された。同社は今後、東京都とプロジェクトの推進に向けて具体的な交渉を進める。

図表 地方政府による新型コロナ関連の官民連携プロジェクト

地域	プログラム	概要
神戸市	Urban Innovation Kobe	新型コロナの影響を鑑み、感染拡大防止、市民生活や市役所の業務における新たな課題の解決のための技術や提案を募集する。2020年4月より随時募集を行っており、一次審査は応募から2営業日を目途に結果を連絡し、二次審査も2週間を目途とするなど、迅速な審査を行う。採択されたスタートアップには、神戸市担当部署とのサービス開発に向けた調整、実証実験の実施協力、サービス開発のための支援金（1チーム上限50万円）、実証成功モデルの早期実装サポート、といった支援が提供される。
福岡市	福岡実証実験フルサポート	同市は関連団体とともに、先端技術を活用して社会課題の解決や市民生活の質の向上をはかる実証実験プロジェクトを募集する「福岡実証実験フルサポート事業」を展開する。2020年度の同事業は、「Beyond Coronavirus（＝コロナを乗り越える）」をテーマとし、感染症がもたらす社会課題の解決を目指すプロジェクトを募集し、35件の応募のうち、台湾発のスタートアップである Gogolook を含む7件が採択された。採用された事業者に対しては、実証事業の場所の提供、広報支援、行政データの提供、必要な規制緩和の検討、助成金などの支援が提供される。
東京都	Upgrade with Tokyo	東京都は、都政の解決に資するこれまでにない製品・サービスを提供するスタートアップによるピッチイベントならびに行政機関やVC、企業などとの交流の場を創出するイベント「Upgrade with Tokyo」を開催している。2020年8月に開催された第5回は、「ウィズ・コロナ社会における「新しい日常」の定着を目指して～都庁の働き方改革2～」をテーマとして、スタートアップを募集した。同イベントでは、5社のスタートアップによるピッチが行われ、AIを用いた水処理技術をとおして公衆衛生の強化を目指す企業が選出された。

（出所）各自治体政府の関連情報から作成

(3) 新型コロナを経た今後の日本市場

■表面化した課題と加速する変化

新型コロナは、国内外を問わずあらゆる側面に影響を及ぼした。諸外国に比べ感染者数の少なかった日本も、その影響は免れなかった。健康被害や経済の落ち込みなどの負の影響がみられた一方で、今回のような経済・社会の危機はそれまで潜在していた変化や課題を表面化させ、その変化や課題解決を加速化させる側面を持つ。

日本国内をみると、これまで導入が伸び悩んでいたテレワークが多くの企業で導入された。政府による外出自粛要請が解除された後も、テレワークなどの制度を維持することで、より柔軟な働き方に資する労働環境整備を行う企業は少なくない。テレワークの導入で不可欠な業務プロセスや進捗管理の在り方の見直しは、これまで指摘されていた働き方や労働生産性の低さなどの課題解決への貢献が期待される。また、新たな経済・社会を見据えた国内企業による新たなビジネスモデルの模索は、他社との協業・連携をとおした競争力強化をもたらす可能性を持つ。

他人との接触を減らす方法の一つとして、オンラインでの消費やキャッシュレス決済利用の増加など、消費のデジタル化もみられた。特に新型コロナによる影響は、これまで政府が目標の一つに掲げていたキャッシュレス決済利用の促進、中長期的には裾野産業の進展をもたらすか注目が集まる。

コロナ禍による政府への影響も小さくない。経済への影響に対応するため、日本政府は過去最大の補正予算を組み、医療体制の拡充のみならず、事業・雇用の継続、国内事業者のビジネス強化のための予算を整備した。他方で、以前から問題視されていた行政手続きの課題が顕在化した。安倍前首相が中央省庁に対して見直しを指示し、菅首相はデジタル庁の新設を目指すなど、これまで以上に行政手続きの改善に対する取り組みが進むことが予測される。

事業者、消費者、行政のデジタル化の進展、新たなモデルの模索や取り組みは新型コロナによる一過性の変化ではなく、中長期的に経済・社会の進展をもたらす変化として、今後も注視が必要となる。

ジェトロによる国内の外資系企業を対象としたアンケート調査によると、今回の新型コロナによって国内ビジネスの縮小あるいは撤退を計画する企業は全体の1割に満たず、多くの企業が日本でのビジネス継続、拡大を行うと回答した。日本でビジネスを行う魅力について、日本でビジネスを継続する企業の67.4%が「現在の市場規模」、64.7%が「関連産業成長性」と回答した（ジェトロのアンケートの詳細は、「第2章(3)②外資系企業の最新動向」を参照）。

日本のGDPは米国、中国に次いで大きく、1人当たりGDPも高いことから、成熟した市場と評価を受けることがある。他方、

産業分野によっては他国以上に市場成長の可能性がある市場でもある。テレワーク、オンライン消費、キャッシュレス決済などはその一部だ。新型コロナがもたらす日本市場の変容はこれらにとどまらない。新型コロナと加速するデジタル化により、遠隔教育や遠隔医療などの比較的新しい市場も注目された。また、新型コロナを経て経済活動の活発化が期待される中で、脱炭素などの再生可能エネルギーの分野も引き続き重要な産業分野である。

今回の新型コロナの影響により、国内事業者、消費者、行政部門は急速な変化を迫られ、その対応を進めている。外国・外資系企業にとっては、今回の社会の変容はビジネス展開の契機であり、引き続き日本社会の変容を適切に捉えることが鍵となる。新たな技術・サービスを展開する外国企業の国内参入、外資系企業のビジネス展開は、日本経済・社会のデジタル化や効率化などの加速的な促進を可能とし、更なる成長につながることを期待される。

4 ジェトロの対日投資促進事業

(1) ジェトロによる外国企業支援実績

■ 2019年度は新たに95社の外国企業がジェトロの支援をとおして日本に進出

日本政府は2020年7月に発表した「経済財政運営と改革の基本方針2020」にて、「海外経済の活力を地方へより一層、取り込むため」に、対日直接投資の更なる拡大に取り組むとしており、引き続き外国企業の日本進出支援を重要視する。

ジェトロは、2019年度（2019年4月から2020年3月）に943件のプロジェクト支援を行い、新たに95件¹の外国企業の日本進出を成功に導いた（図表4-1）。件数の内訳をみると、出

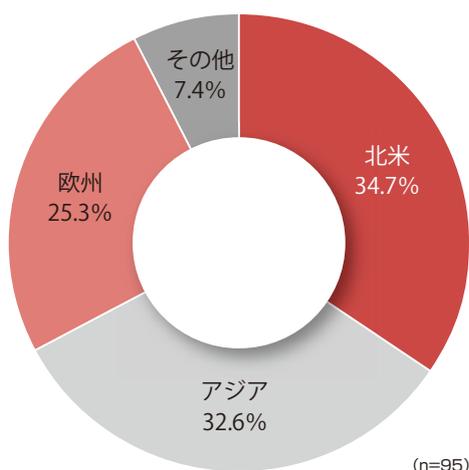
身地域別では北米が全体の34.7%と最も多く、アジア（全体の32.6%）、欧州（同25.3%）などが続く（図表4-2）。進出企業

図表4-1 ジェトロの対日投資プロジェクト支援・成功件数

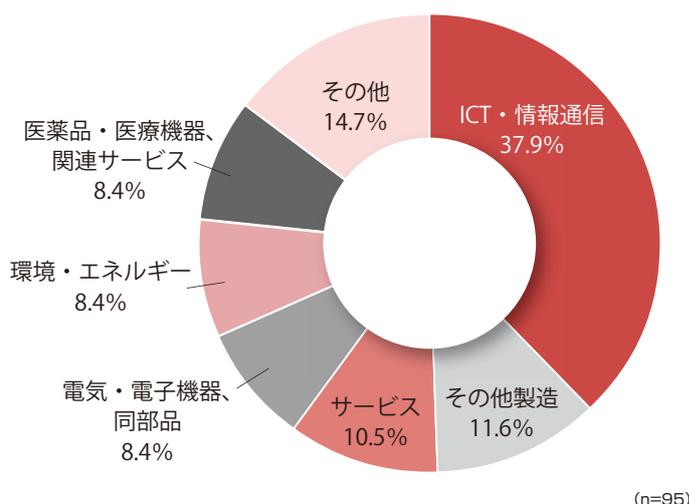
	2019年度
成功件数	95件
プロジェクト支援件数	943件

〔注〕「成功件数」は、新規拠点設立、または日本でのビジネス拡大に成功した件数を指す。

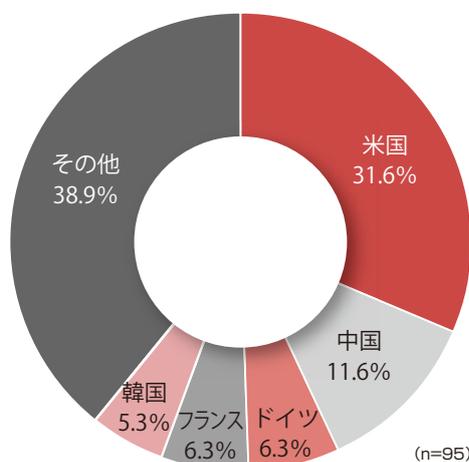
図表4-2 誘致成功件数（地域別）



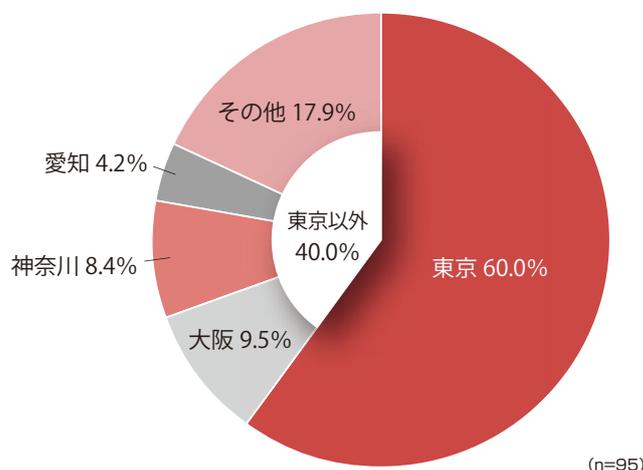
図表4-4 誘致成功件数（業種別）



図表4-3 誘致成功件数（国別）



図表4-5 誘致成功件数（進出先地域別）



¹ ジェトロは2019年度より、イノベーションの創出が期待される企業を重点支援対象としており、2018年度以前の成功件数との単純比較はできない。

を国別にみると、米国が31.6%と唯一、3割を超え、次に多かった中国(11.6%)を大きく上回った(図表4-3)。業種別にみると、ICT・情報通信が37.9%で最多となった(図表4-4)。また、日本国内の進出先をみると、東京が60.0%で最多だった一方で、例年に引き続き4割程度が東京以外へ進出しており、大阪府(全体の9.5%)や神奈川県(同8.4%)に拠点を設立する企業が見つかった(図表4-5)。

日本政府は、外国企業が日本にもたらす革新的な技術、製品・サービスをとおした国内経済・社会の活性化や効率化に期待を寄せる。ジェトロは2019年度より、イノベーション創出に資する業種の外国企業のサポートに特に注力している(図表4-6)。

図表4-6 イノベーションの創出が期待される業種



図表4-7 ジェトロの対日投資プロジェクト支援・成功件数

企業名：IMAGR
国籍：ニュージーランド
IMAGRは、4台の小型カメラを搭載するスマートショッピングカートを開発しており、同社が誇る世界トップレベルのAI画像認識技術により、顧客の買い物経験を向上させ、小売業者のコスト効率化を図る、2016年設立のニュージーランド発のスタートアップである。同社のカートは投入された商品を自動で認識することができ、顧客は専用のアプリを通して支払いも自動で行うことが可能となる。顧客はこれまでの買い物のスタイルを変えることなく、店舗レジでの商品スキャン待ちや支払い待ちのストレスから解放され、スムーズな買い物を体験することができる。店舗側も、天井に多数のカメラを設置したり、棚にセンサーを導入するようなシステムに比べ、コストを大きく抑えることができる。2018年11月に千葉県柏の葉で開催されたアジア・アントレプレナーシップ・アワード2018で優勝したほか、2020年1月には東芝テックから500万ドルの出資を受けるなど、注目が大きい。同社は日本でのビジネス展開のため、2019年8月に大阪府に日本法人IMAGR株式会社を設立した。同社の初の海外拠点設立にあたり、ジェトロは法人登記や労務、税務、ビザ取得に関するコンサルテーションのほか、会計事務所や不動産会社の紹介を行った。

企業名：ロヨル
国籍：中国
2012年に中国・深圳で設立されたロヨルは、柔軟に折り曲げることのできる世界最薄の画面やタッチ操作が可能な曲面の画面を独自の技術で開発するスタートアップである。世界で3,000件以上の知的財産権を保有しており、自社の技術を基盤として、顧客の需要に応じて様々な機器への応用、実装を行う。日本では世界初の折り畳み式スマートフォンやデジタル手書きパッドなど、自社製品の販売を行うほか、2019年の東京モーターショーでトヨタ自動車が出展した車のガラスに同社の曲面ディスプレイが採用されるなど、様々な業界での応用が期待されている。同社は日本での更なる販路拡大のため、ジェトロからテンポラリーオフィスの貸与、国内でのビジネスマッチング、PR支援などの提供を受け、2020年1月に日本法人ロヨルジャパン株式会社を設立した。

(出所) 各企業ホームページ、ジェトロ関連資料などから作成

企業名：Tellus You Care
国籍：米国
2017年に米国で設立されたTellus You Careは、専用の小型装置が発するレーダー波により、室内のヒトの行動や健康状態に関する情報の収集・処理を行い、高齢者や介護対象者の遠隔管理を可能とするスタートアップである。従前のウェアラブル機器の身体への装着やカメラによる監視を必要としないため、高齢者や介護対象者の負担を減らすことができる。日本では、NTTドコモ・ベンチャーズが2018年11月に同社に出資したほか、2020年8月には同社や東京大学のVCなどが総額7.3億円の投資を行った。また、NTTドコモと神戸市が行う事業連携協定の一環として、神戸市内の養護老人ホームにて、2019年7月末から8月末までの約1カ月にわたって利用実証が行われ、人手不足の課題解決につながる可能性が見いだされた。日本での事業拡大を図るため、同社は2020年2月にTellus You Care合同会社を東京に設立した。ジェトロは、国内市場情報の提供、弁護士や税理士の紹介、ビジネスマッチングなどの支援を提供した。

企業名：Naskeo 環境
国籍：フランス
Naskeo 環境は2005年に設立されたフランス企業で、食品産業・農産物残渣や家畜の糞尿などの廃棄物を発酵処理し、そのプロセスで発生するメタンガスを活用して発電やガスの精製などを行う。廃棄物の処理からその活用までに必要なバイオガス関連の技術を有しており、バイオガス活用のための研究開発から設計、運用など幅広いビジネスを一手に展開する。日本では北海道鶴居村にて、現地企業と連携してバイオガスを活用した発電サービスを提供する。同社の事業は鶴居村が目標とする、酪農家などからの廃棄物による環境への影響の軽減、ならびにバイオマス産業の進展に貢献し得るビジネスである。同社は、ジェトロによる法人登記や建設関連のコンサルテーション、関連市場や規制の情報提供、自治体および業界団体の紹介などを受け、更なる事業拡大のため、2019年4月に北海道にNaskeo 環境株式会社を設立した。

(2) ジェトロによる対日直接投資支援

①ジェトロの支援内容

■外国企業の日本進出・国内ビジネス拡大のために一貫した支援を提供

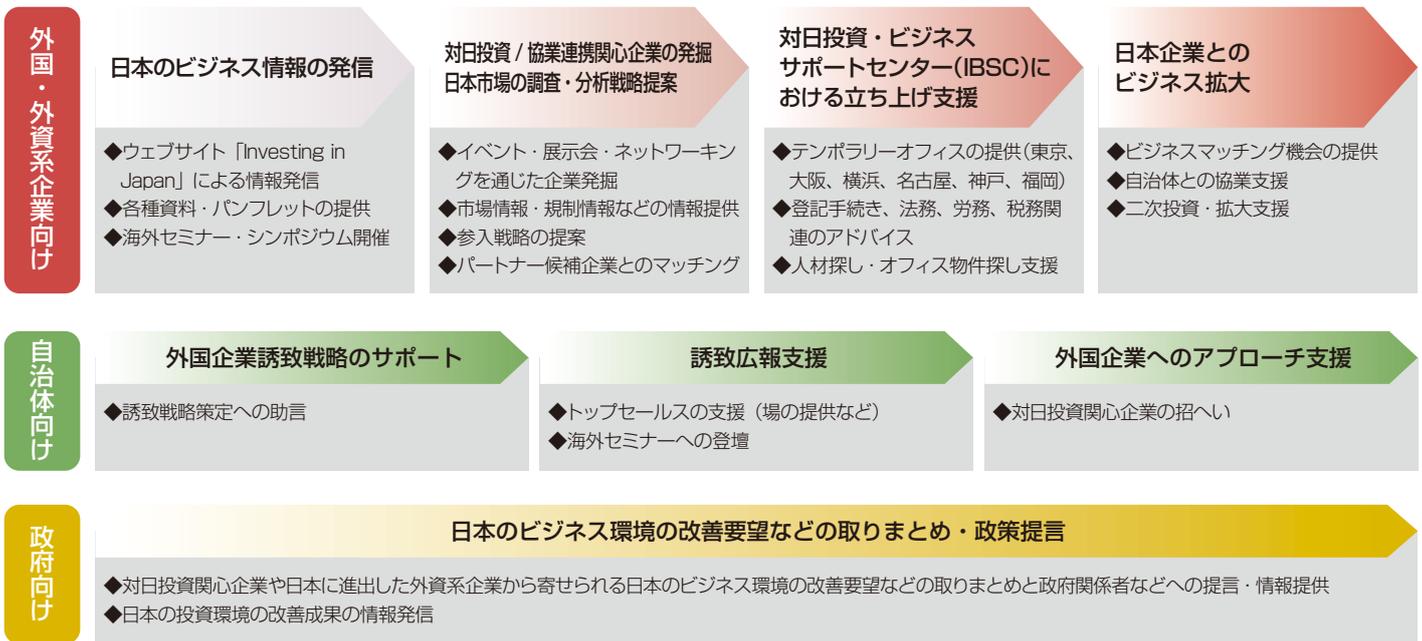
ジェトロは日本における唯一の公的な対日投資促進機関として、日本のビジネス環境に関する情報発信から、対日投資に関心のある企業の発掘、日本での拠点設立支援、日本国内でのビジネス拡大の支援までを一貫して提供する（図表 4-8）。また、国内

の自治体向けに外国企業誘致のための支援を提供するほか、日本政府に対してビジネス環境の更なる改善に向けた働きかけを行う。2020年度は、新型コロナの影響を踏まえた情報提供や、企業ならびに国内自治体の支援を継続的に行っている。

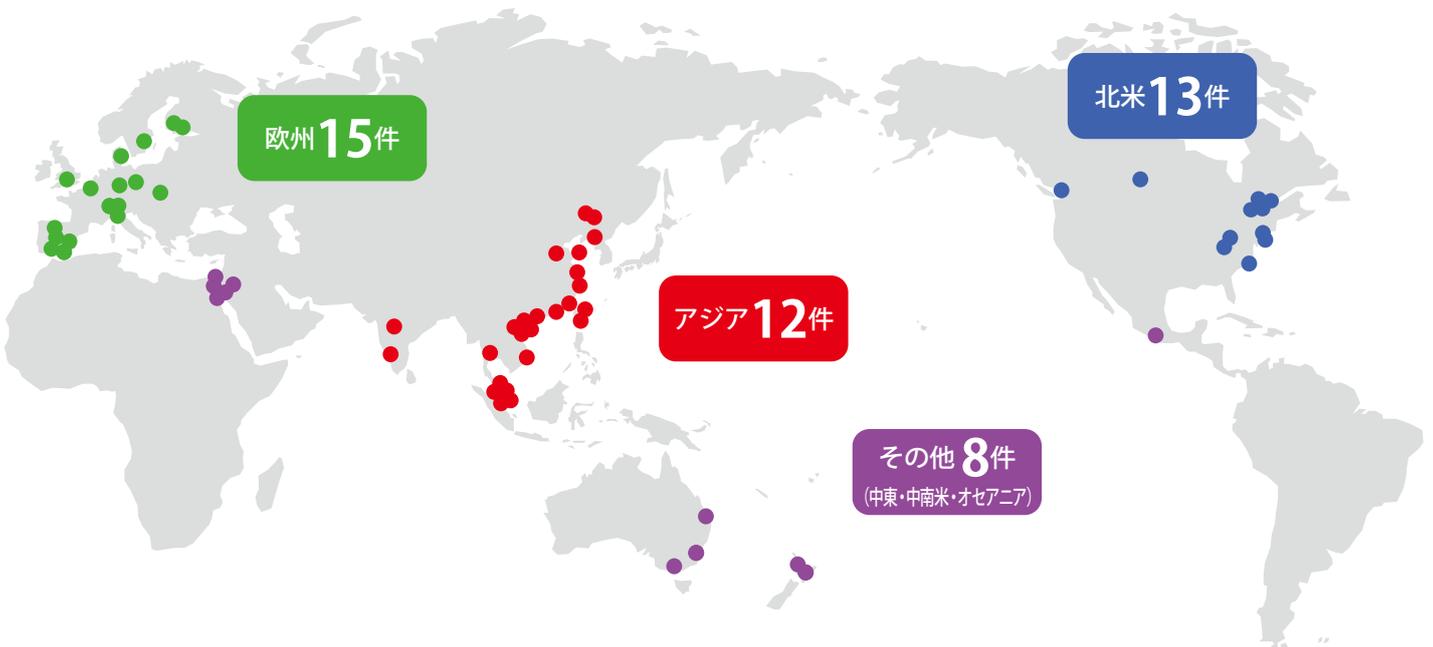
1) ジェトロによる情報発信

ジェトロは外国企業ならびに国内の外資系企業に対し、ウェブサイトや対日投資セミナーなどをおした情報提供を行っている。ジェトロの対日投資ウェブサイトは、日本語を含む7言語で

図表 4-8 ジェトロの対日投資促進事業



図表 4-9 2019年度に実施したジェトロの対日投資セミナー



様々な情報発信をしている。日本の市場概況や魅力のほか、「日本での拠点設立方法」では、法人設立に必要な登記や査証、税制、労務など幅広い情報を提供する。また、「地域進出支援ナビ」は、都道府県ならびに主要都市の経済・社会の基礎情報から、産業、インフラ、インセンティブに関する情報などを一元的に閲覧できるポータルである。「外資系企業動向」や「サクセスストーリー」では、これまで日本に進出した企業の事例紹介を行っており、日本に関心を持つ外国企業を中心に、多くのアクセスを集める。

ウェブサイトでの情報発信に加え、ジェトロは様々なセミナーをとおして外国・外資系企業に情報発信を行う。外国企業における日本への関心を高めるため、ジェトロは2019年度に全世界で48件の対日投資セミナーを実施した（図表4-9）。各国・地域の需要に基づき、日本の成長市場に関するセミナーや、外国スタートアップに特化したセミナーなどを開催した。

2) 外国企業に寄り添った個別支援体制

ジェトロの「外国企業パーソナルアドバイザー（PA）」制度は、ジェトロの対日投資支援の核となるサービスだ。PA制度では、ジェトロの外国企業誘致担当者が外国企業とともに、日本での法人設立やビジネス活動を行う上で必要となる規制、行政手続きなどに向き合うことで、きめ細やかなサポートを提供する。そのほか、税務・労務・法務に関するコンサルテーション、市場・規制情報の提供、ビジネスイベントへの参加など、各社のニーズに応じた支援を提供する。

ジェトロは国内6拠点（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡）などで展開する「対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）」にて、外国企業が日本での法人設立準備の際に利用できるテンポラリーオフィス（50営業日まで無料）を提供している。ジェトロ国内拠点のIBSC入居企業には、専属スタッフや専門家による種々の支援を行っている。ジェトロ東京本部内のIBSCには、東京での法人設立時に必要な手続きの窓口が一か所に集約された「東京開業ワンストップセンター（TOSBEC）」（運営主体：国・東京都）が隣接する。

3) 地域への対日投資誘致支援

ジェトロは日本の各地域の投資誘致体制の強化、誘致活動の促進のため、地方公共団体を対象として支援を提供する。先述の「地域進出支援ナビ」で各地域の情報を取りまとめ外国企業に届けるほか、2018年度に発足した「地域への対日直接投資サポートプログラム（以下、サポートプログラム）」をとおし、参加自治体に対して、誘致ノウハウの提供、地域への外国企業の招へい、外国企業に向けた広報機会の提供など、様々な支援を提供している（図表4-10）。2019年度までは、対象自治体の企業誘致担当者に対してジェトロ職員や専門家を講師としたセミナーをオフラインで開催し、誘致体制強化の支援を行った。また、地域への対日直接投資カンファレンス（RBC: Regional Business Conference）の開催をとおし、外国企業の開催地域への招へいなどを行った。

図表 4-10 サポートプログラムの主な支援内容

項目	支援項目	支援概要
誘致ノウハウの提供	外国企業誘致研修（基礎編）	ジェトロ職員やコンサルタントなどが、自治体の企業誘致担当者向けに外国企業誘致の基礎を伝える研修を開催。
	外国企業誘致研修（テーマ別研修）	特定分野の専門家やコンサルタントなどによる、産業界勉強会や外国企業への英語対応に関する研修などを開催。
	専門家・コンサルタントの個別派遣	ジェトロ職員やコンサルタントなどが、自治体における誘致戦略策定など自治体の要望に応じて個別に出向き、研修や勉強会を開催。
外国企業の招へい	地域への対日直接投資カンファレンス（RBC）事業	外国企業に対し、複数自治体のビジネスチャンス幅広く広報する地域への対日直接投資カンファレンス（RBC）を開催する。2020年度の募集分野は①防災・減災、②イノベーション、③生産性向上、④観光の4分野で、採択事業にはジェトロが一部の費用を負担する。
	ターゲット集中型招へい事業	日本進出に特に強い希望を持つ外国企業に対し、地域のビジネスチャンスを集中的に広報する機会を提供する。募集分野に限りはなく、採択事業にはジェトロが一部の費用を負担する。
その他広報機会の提供	外国企業およびジェトロの外国企業誘致担当者向け広報機会の提供	ジェトロが開催する外国企業関連イベントへの限定参加枠を自治体に提供し、外国企業向けの広報機会を提供する。また、自治体担当者の海外出張時に、ジェトロの現地事務所にて外国企業誘致担当者との意見交換を実施。

4) ビジネス環境改善のための政府への働きかけ

日本のビジネス環境整備のため、ジェトロは外国・外資系企業から規制などの改善要望を聞き取り、政府や関係省庁に働きかけを行う。また、ジェトロは日本政府と外国・外資系企業との橋渡し役として、企業から要望を受け付け、関係省庁との面談を行う「対日投資相談ホットライン²⁾」や、日本政府が2018年に開始した「規制のサンドボックス制度³⁾」の外国・外資系企業のための相談窓口としての役割を担う。さらに、2016年に日本政府が開始した「企業担当制⁴⁾」でも、ジェトロは関係省庁との面談同席などをとおし、外資系企業の日本でのビジネス展開をサポートする。ジェトロは関連大臣などが制度改革などの実現に向けて開催する対日直接投資推進会議の構成員を務めており、関係省庁と協力しながらビジネス環境整備に向けて取り組んでいる。

②コロナ禍におけるジェトロ支援

新型コロナの影響をうけ、ジェトロは2020年度に情報提供、外国・外資系企業への個別支援、地方自治体への支援、政府への働きかけの各支援の充実を図り、その提供を行っている。

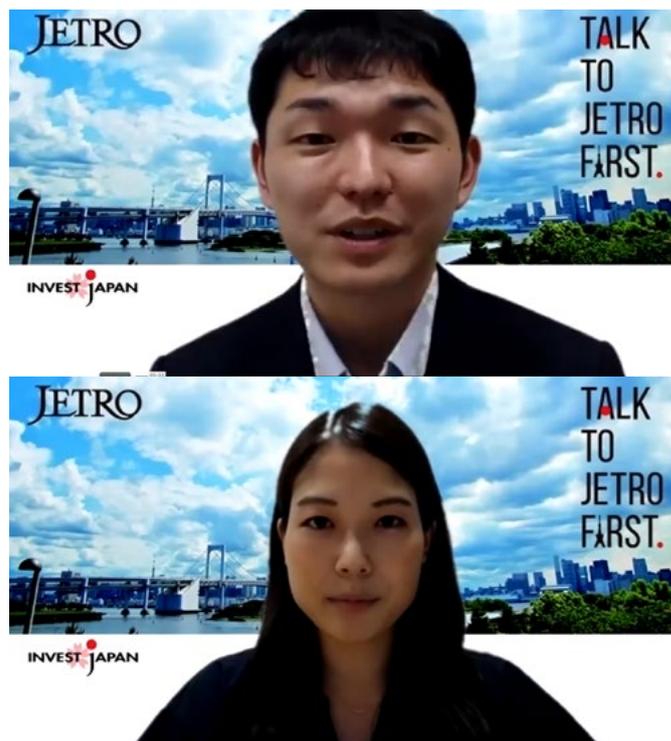
新型コロナにより高まった経済・社会の不確実性に鑑み、ジェトロはコロナ禍における外資系企業の動向把握に加え、世界に日本市場や政府に関する情報発信を行った。国内で新型コロナの感染者数の増加があった2020年4月ならびに7月にジェトロの支援企業を主な対象として緊急アンケート調査を行い、外資系企業の現状把握を行った。また、情報発信事業の強化の一環として、日本政府が策定した新型コロナに関する支援策などの英語情報をまとめた新型コロナ関連ポータルを2020年4月に作成した。ジェトロの対日投資ウェブサイトでは、新型コロナで変容する日本市場をとらえた動画の作成などをとおし、新たな日本社会に関する情報を発信する(図表4-11)。さらに、日本に関心を示す海

図表4-11 新型コロナによる日本市場の変容を伝える動画



外の企業に対して、北米、アジア、ならびに欧州企業を主な対象として、2020年5月から7月にかけて全6回のオンラインセミナーを開催した(図表4-12)。セミナーでは、最新統計を用いた日本経済に関する情報や日本政府の動向に加え、専門家による日本のAI、自動車、バイオなどの市場に関する情報発信を行い、今後の日本でのビジネス展開に関する関心の醸成を図った。

図表4-12 新型コロナに関するオンラインセミナー



ジェトロはコロナ禍における個別企業支援として、通常の企業支援に加え、上述のアンケート調査の回答結果に基づき、個別に企業へのフォローアップを行い、課題対応のための支援を行った。特に、日本政府が策定した補助金の利用や外国人ビザに関する問い合わせなど、外資系企業の国内ビジネス運営に極めて重大な影響を与えうる課題の解決などに努めた。また、4月のアンケート調査の結果や問い合わせ内容に鑑み、企業支援体制の強化のため、6月に外国企業ヘルプラインを設置した。ヘルプラインでは、外国・外資系企業から電話ならびにEメールにて日本語、英語、中国語で企業からの問い合わせに対応している。

国内でもヒトの移動が避けられるようになった中、2020年以降の地方自治体の支援の多くがオンラインで行われている。サポートプログラムの参加自治体を対象として、新型コロナによる

²⁾ ジェトロ対日投資相談ホットライン: <https://www.jetro.go.jp/invest/hotline.html>

³⁾ 規制のサンドボックス制度: <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/regulatorysandbox.html>

⁴⁾ 企業担当制: http://www.invest-japan.go.jp/policy/investment_advisor_assignment_system/index.html

直接投資や経済への影響に関する情報提供や、キャパシティ・ビルディングなどに関するオンラインセミナーを開催した。また、2019年度にオフラインで開催していたRBCをオンラインで開催することで、引き続き外国企業を地域へ誘致する活動を続ける。2021年2月には、宮城県仙台市と福島県にて、防災・減災やイノベーションをテーマに、また京阪神では同地域のスタートアップ・エコシステムの構築に向けたオンラインイベントの開催をそれぞれ計画している（図表4-13）。

ジェトロは外国・外資系企業と日本政府の橋渡し役として、上述のアンケート調査や支援企業の課題の解決支援をととして、行政手続きや国際的なヒトの移動などについて課題点を聞き取り関係省庁に伝えることで、事態の改善を図った。

不確実性の高まる世界経済において、規模が大きく資金力のある企業や消費者を持つ日本市場への関心は引き続き高い。ジェトロは、外国・外資系企業の日本進出あるいはビジネス拡大を支援することで、新型コロナを経て新たな時代を迎える日本経済・社会の更なる活性化に貢献する。

図表 4-13 防災・減災とテクノロジーをテーマとする
オンラインRBC



資料編

ジェトロ対日投資報告

ジェトロでは日本における対内直接投資の動向、政府によるビジネス環境整備のための関連施策や日本市場の変容、およびジェトロの活動を包括的にまとめた「ジェトロ対日投資報告」を毎年発行している。報告書は和文・英文両方で作成。2015年に発行を開始して以来、本報告書で6回目の発行となる。これまでの報告書の記者発表時の副題は以下のとおり。

2015年：-

2016年：外国企業、日本への「研究開発拠点」設置に意欲

2017年：外資発の技術が日本社会のイノベーションに貢献

2018年：イノベーション創出に寄与する外資

2019年：地域に広がる外資によるイノベーション創出

2020年：新型コロナで変容する日本市場と今後の外資系企業のビジネス展開

2019年以降の主な対日 M&A

実施年月 (完了ベース)	被買収企業	業種	買収企業	買収企業		取引金額 (億円)	
				国籍	業種		
2019年	4月	シーズ・ホールディングス	化粧品	ジョンソン・エンド・ジョンソン	米国	ヘルスケア	1,496
	3月	クラリオン	電気・電子機器	フォルシア	フランス	輸送機器	1,409
	6月	ゴディバ (アジア大洋州事業)	食品	MBK パートナーズ	韓国	投資会社	1,109
	1月	ESR が所有する 物流施設 6 か所	不動産	アクサ (仏) ほか	-	投資家グループ	1,087
	4月	CIC	投資会社	ジョンソン・エンド・ジョンソン	米国	ヘルスケア	802
2020年	6月	ユニゾホールディングス	不動産	ローンスター (米) ほか	-	投資家グループ	2,053
	4月	昭和飛行機工業	輸送機器	ベインキャピタル	米国	投資会社	900
	9月	アコーディア・ゴルフ・アセット	不動産	MBK パートナーズ	韓国	投資会社	652
	1月	アスペンジャパン	医薬品	ノバルティス	スイス	医薬品	481
	8月	レッドウッド・グループの 所有する物流拠点	倉庫業	アクサ (仏) ほか	-	投資家グループ	390

[注] ①各年で取引金額上位 5 案件を掲載。取引金額は 1 回の取引金額。②買収企業は最終的な買収企業（企業グループ含む）。
[出所] 「Thomson One」(2020年 11月 4日時点) から作成

2019年第200回および2020年第201回国会で成立した主な法案

提出法案	概要
外為法改正	
法案名：外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律 成立日：2019年11月22日 公布日：2019年11月29日 施行日：2020年5月8日 主管省庁：財務省	昨今の技術革新および投資動向の変化などを鑑み、外為法ならびに関連政令の改正を行った。主な改正の内容は、1) 外国人投資家による投資にかかる事前届出を必要とする投資の閾値の変更、2) 一定の基準を満たす投資案件の事前届出の免除制度の導入、などであった。
オープンイノベーション促進税制の創設	
法案名：所得税等の一部を改正する法律 成立日：2020年3月27日 公布日：2020年3月31日 施行日：2020年4月1日 主管省庁：財務省（改正要望元：経済産業省）	国内の事業会社あるいはその国内CVCによる、オープンイノベーションを目的とした未上場企業への投資を促進するための特別税制を導入した。2020年4月1日から2022年3月31日までの間に、一定の要件（投資規模・期間、出資目的など）を満たす投資を設立10年未満の未上場企業に行った企業は、その株式取得価額の25%の所得控除を受けることができる。
5G投資促進税制の創設	
法案名：所得税等の一部を改正する法律 成立日：2020年3月27日 公布日：2020年3月31日 施行日：2020年4月1日 主管省庁：財務省（改正要望元：総務省）	日本で導入が開始された5Gネットワークの拡充を後押しするため、ローカル5Gの整備および携帯通信事業者による5G基地局の前倒し整備に対し、税制の優遇措置を創設した。2020年4月1日から2022年3月31日の間に行われる一定の5G設備への投資に対し、法人税・所得税の15%の税額控除、または30%の特別償却を認める。
スーパーシティ構想の実現	
法案名：国家戦略特別区域法の一部を改正する法律 成立日：2020年5月27日 公布日：2020年6月3日 施行日：2020年9月1日 主管省庁：内閣府	市民の生活に幅広くまたがる分野につき、分野横断的にデータを活用しながら、より利便性・効率性の高い各種サービスを提供する都市の実現を目指す。同法および関連基本方針により、都市間でのデータ基盤連携ができるよう、APIの公表を行うことを定めるほか、新たな技術・サービスの導入の障壁となりうる規制について柔軟かつ迅速に対応できるよう、府省間での連携強化のための協力プロセスを定める。
デジタル・プラットフォーム取引透明化法の成立	
法案名：特定デジタル・プラットフォームの透明性及び公平性の向上に関する法律 成立日：2020年5月27日 公布日：2020年6月3日 施行日：公布から1年以内 主管省庁：経済産業省	デジタル・プラットフォームは様々な企業のビジネス可能性を大きくする一方で、プラットフォームと事業者間で不平等な取引が発生する可能性が報告されている。本法律は、プラットフォームと事業者がより公正な環境で取引ができるよう、取引の透明性などを確保するために導入された。本法により、デジタル・プラットフォームの取引条件などの情報開示やその変更の事前通知、特定のプラットフォームの自己評価レポートの提出などが義務付けられた。
個人情報保護法の改正	
法案名：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 成立日：2020年6月5日 公布日：2020年6月12日 施行日：一部を除き、公布から2年以内 主管省庁：個人情報保護委員会	今回の改正は、2015年の個人情報保護法の改正の際に設けられた見直し規定に基づいて行われた。今回の改正の主なポイントは1) 個人の権利の在り方、2) 事業者の守るべき責務の在り方、3) データ利活用に関する施策の在り方、4) 罰則の在り方、5) 域外適用・越境移転の在り方、などであった。
資金決済に関する規制の整備	
法案名：金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律 成立日：2020年6月5日 公布日：2020年6月12日 施行日：一部を除き、公布から18カ月以内 主管省庁：金融庁	デジタル決済や関連サービスが充実する中で、実態に即した規制を目標に改正が行われた。既存の規制では、登録制の資金移動業者による1回の送金金額の上限は100万円で、それ以上の金額の送金は銀行に限られていた。今回の改正により、送金を行う事業者は、数万円程度の送金を行う事業者に該当する「少額類型（登録制）」、数万円程度から100万円までの送金に従事する「現行類型（登録制）」、100万円以上の送金を取り扱う「高額類型（認可制）」の三類型に分類されることになった。取り扱う金額や関連リスクに応じて規制を適用することを目指した改正となった。
金融サービス仲介業の創設	
法案名：金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律 成立日：2020年6月5日 公布日：2020年6月12日 施行日：一部を除き、公布から18カ月以内 主管省庁：金融庁	昨今、オンラインでの金融サービスの提供が可能となった一方で、既存の規制では、主要な金融サービスである銀行、証券、保険の仲介サービスの登録が個別に必要とされており、3種のサービスを一元的に提供する業者は5業者に限られていた。今回の改正により、一度の登録で銀行、証券、保険の三分野のサービスの仲介を行うことができる「金融サービス仲介業」が創設された。また、今回の改正は、登録業者に共通に課される規制と、銀行、証券、保険のうち、当該企業が取り扱うサービスによって、必要な規制を過不足なく併せて適用するシステムを導入した。

〔注〕法案の成立日は、衆議院および参議院の両議院で可決した日を指す。

〔出所〕関連法案資料などから作成

政府の取り組みとジェトロ対日投資促進活動

2003年	1月	「2001年末の対日直接投資残高から5年間で倍増する」政府目標を設定
	5月	Invest Japanのスローガンを掲げ、関係府省庁に「対日直接投資総合案内窓口」(Invest Japan Office)を設置 ジェトロに「対日投資・ビジネスサポートセンター」を設立(対日投資に関する情報のワンストップ・センター)
2006年	3月	「2010年末に対日直接投資残高をGDP比でさらに倍増(5%程度)にする」政府目標を設定
2007年	5月	会社法の「合併等対価の柔軟化」(三角合併)の規定施行
2010年	6月	「新成長戦略」閣議決定(「ヒト、モノ、カネの日本への流れ倍増」を目標に設定)
2011年	1月	アジア拠点化立地補助金を創設(ジェトロに事務局を設置)
	8月	総合特別区域法を施行(地域における税制・規制緩和などの特例措置により産業を集積)
	12月	東日本大震災復興特別区域法を施行(被災地への投資に対する税制・規制緩和等のインセンティブ) 「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」決定 高付加価値拠点の増加、外資系企業による雇用者数倍増などについて目標を設定
2012年	4月	法人実効税率の引き下げ(40.69%→38.01%)
	5月	高度人材に対するポイント制による出入国管理制度の優遇を開始
2013年	6月	「日本再興戦略」を閣議決定(「2020年における対内直接投資残高35兆円」を目標として明記 ジェトロにおける産業スペシャリスト機能の強化、対日投資相談ホットラインについて記載)
2014年	3月	復興法人税を廃止(法人実効税率38.01%→35.64%)
	4月	対日直接投資推進会議発足
	6月	「日本再興戦略」改訂2014を閣議決定(在外公館とジェトロの連携、地方自治体の誘致支援を明記)
2015年	3月	第2回「対日直接投資推進会議」を開催 安倍総理が、外国人のビジネスや生活環境を改善させる「5つの約束」を発表
	4月	国家戦略特区の東京圏下に、「東京開業ワンストップ・センター(TOSBEC)」開設(ジェトロ東京本部内)
	6月	「日本再興戦略」改訂2015を閣議決定(在外公館・ジェトロ・自治体の連携による広報・情報発信の強化、重点分野へのプロモーション)
	9月	強い経済、子育て支援、社会保障に重点を置いた、「新3本の矢」を発表
2016年	2月	グローバルイノベーション拠点設立等支援事業(補助金)を創設(ジェトロに事務局を設置)
	4月	法人実効税率の引き下げ(32.11%→29.97%) 第3回「対日直接投資推進会議」を開催 海外から日本に重要な投資をした企業に対し副大臣等を相談相手につける「企業担当制」が始動
	5月	第4回「対日直接投資推進会議」を開催、「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」 および「規制・行政手続見直しワーキング・グループの設置」を決定
	6月	「日本再興戦略2016」を閣議決定(ジェトロの体制強化を通じた個別案件への営業と支援の強化)
2017年	4月	「規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめ」を決定 「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設
	5月	第5回「対日直接投資推進会議」を開催
	6月	「未来投資戦略2017」を閣議決定(ジェトロに「外国企業パーソナルアドバイザー制」を導入)
2018年	4月	法人実効税率の引き下げ(29.97%→29.74%)
	5月	第6回「対日直接投資推進会議」を開催、「地域への対日直接投資サポートプログラム」を決定
	6月	プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度の創設 「未来投資戦略2018」を閣議決定(ジェトロと関係府省庁による地方公共団体等への外国企業誘致活動支援を明記)
2019年	4月	第7回「対日直接投資推進会議」を開催、「地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム」を決定
	6月	成長戦略を閣議決定
2020年	7月	第8回「対日直接投資推進会議」を開催(持ち回り)、「対日直接投資促進のための中長期戦略2021」策定に向けた方針決定
	10月	第1回「対日直接投資促進のための中長期戦略検討ワーキング・グループ」開催

【執筆者】 対日投資部 対日投資課 長崎 勇太 中山 史子

本書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

